



association for  
the prevention  
of torture

## International Detention Coalition

Human rights for detained refugees,  
asylum seekers and migrants



# 入管拘禁モニタリング 実務マニュアル

COPYRIGHT © 2014, Association for the Prevention of Torture (APT) and United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR).

著作権をすべて留保する。本書に掲載された資料は、出典を明記することを条件として、自由に引用または転載することができる。本書の複製または翻訳の許諾申請は、APT および UNHCR に対して行われるべきである。

装丁: BakOS DESIGN



このマニュアルの原文（英語）はネットで入手可能である。  
<http://www.refworld.org/docid/53706e354.html>  
および <http://www.apr.ch/publications>

# 入管拘禁モニタリング 実務マニュアル



association for  
the prevention  
of torture



**UNHCR**  
The UN Refugee Agency

**International  
Detention Coalition**

Human rights for detained refugees,  
asylum seekers and migrants

## 謝辞

このマニュアルの初期の草稿はイブ・レスター（Eve Lester、コンサルタント）によって作成され、APT のエドゥアルド・ドゥラプラス（Edouard Delaplace）およびターニャ・ノートン（Tanya Norton）によって加筆修正されたものである。運営委員会はバーバラ・バーナス（Barbara Bernath、APT）、アリス・エドワーズ（Alice Edwards、UNHCR）、 Grant Mitchell（IDC）、ターニャ・ノートン（APT）およびアリエル・リヴァ（Ariel Riva、UNHCR）が構成した。作成にあたっては、国際的・国内的モニタリング機関、国際連合特別特別手続きの関係者・関係機関、国際機関および市民社会を含む多数かつ広範な国際的・地域的・国内的機関および関係者との幅広い協議を役立てることができた。APT、IDC および UNHCR は、この新たな出版物に寄与してくれたすべての専門家に謝意を表す。

## 国際連合難民高等弁務官によるまえがき

### 姿は見えず、されど心からは離れず

自らの命を守るために避難してきた人、あるいは迫害を受けるおそれがある人を拘束することは、一部の国では、国境管理のために政府がとる当たり前の——例外的ではない——対応となってしまいました。とりわけ憂慮されるのは、広がりつつあるこのような慣行の対象とされるのは子どもや家族も例外ではないということです。有刺鉄線や鉄格子の向こうで長い時間を過ごしている人々もいます。難民申請者や難民が、厳重に警備された刑務所の中で非常に危険な人々と一緒に拘禁されたり、最低水準以下の条件で生活し、あたかも犯罪を行ったかのように扱われることも少なくありません。時には、砂漠、国境地帯、はては離島のような遠隔地に身柄を移され、社会から実質的に「排除」され、定期的なモニタリングや査察の対象とならないこともあります。このような場所に隔離されたり、このような形で処遇されたりすることは、庇護を求めるという普遍的な権利、すなわち UNHCR の活動の中核に位置づけられる権利と両立しないものです。

非正規な人の移動は国境の保全や難民保護制度の効率的機能にとっても課題となり得ますが、政府には、難民申請者・移住者を人道的に、かつ尊厳のある方法で処遇する義務があります。出入国管理上あるいは難民保護制度上の地位がどのようなものであったとしても、難民申請者と移住者は、すべての人間と同様、古くから認められている人身保護請求権（the writ of habeas corpus）、すなわち恣意的または不法に拘束されない権利を享受する資格を有しているのです。拘禁中の難民申請者は、UNHCR スタッフが接触する人々の中でも最も脆弱な立場に置かれています。モニタリングを行うことで、人々の目に触れることのない彼らがどのような状況に置かれているかということ、私たちは心に留めておくことができるのです。

このモニタリング・マニュアルは、UNHCR、拷問防止協会（APT）および国際拘禁連盟（IDC）が共同で制作しました。定期的かつ重要な保護活動として拘禁モニタリングを実施している UNHCR 保護担当スタッフだけではなく、国内的・国際的権限を委ねられて入管拘禁施設の

訪問を実施しているその他の人々や機関にとっても、本書がそのモニタリング能力を強化する一助となることが期待されます。

このマニュアルに掲げられている原則と基準は予防と是正の両方を指すものです。モニタリングの実施は、個人のレベルであれ制度的レベルであれ人権侵害の防止に役立つとともに、尊厳および人道的処遇に関する基本的権利を十分に尊重するために改善が必要な部分がどこにあるかを明らかにすることにつながります。拘禁施設へのアクセスは人権侵害の防止の第一歩です。

このマニュアルは、拘禁モニタリングを行うための実践的手法を提示するとともに、国際的・地域的な人権法および難民法の最新の基準を参照したものです。モニタリング担当者はこのマニュアルをステップ別の手引きとして利用し、拘禁施設に持参することも可能です。政府および拘禁施設スタッフにとっては、優れた実践例や、拘禁過程のあらゆる段階で適用されるべき基準についてのチェックリストとしても活用できます。このマニュアルは、UNHCR「庇護希望者の拘禁及び拘禁の代替措置に関して適用される判断基準及び実施基準についてのガイドライン」（2012年）を補完するものであり、種々の形態の拘禁のモニタリングおよび拘禁の代替措置の唱道に取り組んできた APT と IDC の専門的知見および実り多い活動を踏まえて作成されています。是非このマニュアルをお役立てください。



アントニオ・グテーレス

国際連合難民高等弁務官

# 目次

略語一覧.....	14
<b>1. このマニュアルの趣旨.....</b>	<b>19</b>
1.1 なぜモニタリングか？ なぜこのマニュアルか？ .....	21
1.2 このマニュアルは誰を対象としたものか？ .....	22
<b>2. 出入国管理の文脈における拘禁.....</b>	<b>27</b>
2.1 拘禁はなぜ行われるのか？ .....	28
2.2 誰が拘禁されているのか？ .....	28
2.3 どこに拘禁されているのか？ .....	29
2.4 拘禁はどの程度の期間行われているのか？ .....	30
2.5 拘禁は誰が行うのか？ .....	30
2.6 入管拘禁と国際法上の枠組み.....	31
<b>3. 入管拘禁：モニタリングの方法論.....</b>	<b>35</b>
3.1 出入国管理に関わる拘禁場所のモニタリング .....	36
3.2 モニタリング戦略の策定：鍵となる要素 .....	44
3.3 訪問の準備 .....	51
3.4 訪問の実施 .....	56
3.5 訪問後 .....	79

<b>4. 検討の対象とすべき入管拘禁の諸側面</b> .....	<b>96</b>
4.1 拘禁と出入国管理手続き .....	96
4.2 処遇および保護措置 .....	120
4.3 安全、秩序および規律 .....	130
4.4 物的条件 .....	137
4.5 活動 .....	150
4.6 医療ケア .....	166
4.7 職員・人員配置 .....	179
4.8 脆弱な状況・リスクのある状況に置かれている者 .....	186
 <b>注</b> .....	 <b>204</b>
 <b>資料</b> .....	 <b>214</b>
資料Ⅰ：重要用語集 .....	214
資料Ⅱ：主要参考資料 .....	220

# 詳細目次

略語一覧.....	14
<b>1. このマニュアルの趣旨.....</b>	<b>19</b>
1.1 なぜモニタリングか？ なぜこのマニュアルか？.....	21
1.2 このマニュアルは誰を対象としたものか？.....	22
<b>2. 出入国管理の文脈における拘禁.....</b>	<b>27</b>
2.1 拘禁はなぜ行われるのか？.....	28
2.2 誰が拘禁されているのか？.....	28
2.3 どこに拘禁されているのか？.....	29
2.4 拘禁はどの程度の期間行われているのか？.....	30
2.5 拘禁は誰が行うのか？.....	30
2.6 入管拘禁と国際法上の枠組み.....	31
3.1 出入国管理に関わる拘禁場所のモニタリング.....	36
3.1.1 入管拘禁モニタリングの課題.....	36
3.1.2 入管拘禁のモニタリングとはどういうことか.....	37
3.1.3 入管拘禁のモニタリング：脆弱性.....	40
3.1.4 モニタリング目的のアクセスの確保.....	41
3.2 モニタリング戦略の策定：鍵となる要素.....	44
3.2.1 入管拘禁が行われている全般的文脈を理解する.....	44
3.2.2 モニタリングの目標・目的の明確化.....	45

3.2.3	モニタリング・プログラムの全般的時間枠の設定 .....	45
3.2.4	焦点を当てる拘禁場所の選定 .....	46
3.2.5	モニタリング訪問の性質および期間 .....	47
3.2.6	モニタリング訪問の頻度 .....	48
3.2.7	モニタリング・チームの構成と規模.....	48
3.2.8	訪問機関同士の調整.....	50
3.3	訪問の準備.....	51
3.3.1	情報の調査、収集および照合 .....	52
3.3.2	訪問の具体的目的の設定 .....	53
3.3.3	モニタリング担当者による十分な準備 .....	54
3.3.4	資料面および事務的側面の準備の確保 .....	54
3.4	訪問の実施.....	56
3.4.1	施設長との最初の会見.....	58
3.4.2	施設の概要把握と観察.....	60
3.4.3	記録簿その他の文書の検討 .....	62
3.4.4	手続きの観察 .....	62
3.4.5	被拘禁者の面接 .....	65
3.4.6	スタッフの面接 .....	77
3.4.7	施設長との最後の会見.....	78
3.5	訪問後 .....	79
3.5.1	チーム・デブリーフィングおよびメンバー別デブリーフィングの設定...81	
3.5.2	分析および内部文書の作成 .....	82
3.5.3	報告書.....	82
3.5.4	勧告のとりまとめ .....	86
3.5.5	報告書の配布 .....	89
3.5.6	報告書・勧告のフォローアップ .....	89
3.5.7	モニタリングの過程の評価および検討 .....	91
3.5.8	考えられるさらなるフォローアップ戦略 .....	91

<b>4. 検討の対象とすべき入管拘禁の諸側面</b> .....	<b>96</b>
4.1 拘禁と出入国管理手続き .....	96
4.1.1 拘禁手続きと拘禁の代替措置へのアクセス .....	97
4.1.2 弁護士へのアクセス .....	101
4.1.3 到着および受入れ .....	103
4.1.4 移送 .....	109
4.1.5 庇護・保護手続きへのアクセス .....	111
4.1.6 情願および苦情申立て .....	113
4.1.7 放免とアフターケア .....	115
4.1.8 国外退去・退去強制・本国送還 <sup>63</sup> 手続き .....	117
4.2 処遇および保護措置 .....	120
4.2.1 拷問およびその他の虐待 <sup>70</sup> .....	121
4.2.2 隔離および独房監禁 .....	124
4.2.3 拘束手段および有形力の使用 .....	127
4.3 安全、秩序および規律 .....	130
4.3.1 懲戒手続き .....	130
4.3.2 外部査察 .....	132
4.3.3 いじめおよび加害 .....	134
4.3.4 緊急事態の処理 .....	136
4.4 物的条件 .....	137
4.4.1 居住設備 .....	138
4.4.2 食料および飲料水 .....	142
4.4.3 衛生設備・個人衛生 .....	145
4.4.4 衣服 .....	147
4.4.5 現金および所持品 .....	148
4.5 活動 .....	150
4.5.1 外部との面会およびやりとり .....	150
4.5.2 教育および技能開発 .....	155
4.5.3 労働および報酬をともなう活動 .....	157
4.5.4 屋外での運動、余暇および文化的活動 .....	158
4.5.5 宗教 .....	161
4.5.6 福祉およびカウンセリング .....	164

4.6 医療ケア .....	166
4.6.1 医療ケアへのアクセス .....	166
4.6.2 医療スタッフ .....	172
4.6.3 女性および乳児の特別なニーズ .....	174
4.6.4 精神保健上の問題を有する者 .....	177
4.7 職員・人員配置 .....	179
4.7.1 スタッフ・被拘禁者間の関係と保安 .....	180
4.7.2 スタッフの採用、研修および行動.....	183
4.8 脆弱な状況・リスクのある状況に置かれている者 .....	186
4.8.1 基本原則.....	186
4.8.2 子ども <sup>79</sup> .....	188
4.8.3 保護・養育者のいない子どもまたは主たる保護・養育者と離別した子ども .....	191
4.8.4 女性 .....	193
4.8.5 精神障がいまたは身体障がいのある者 .....	196
4.8.6 人身取引の対象とされた者 .....	198
4.8.7 拷問およびトラウマの被害者 .....	199
4.8.8 無国籍者.....	200
4.8.9 LGBTI .....	201
<b>注.....</b>	<b>204</b>
<b>資料.....</b>	<b>214</b>
資料Ⅰ：重要用語集.....	214
資料Ⅱ：主要参考資料.....	220

## 囲み記事一覧

Box 1.1	入管拘禁.....	20
Box 1.2	このマニュアルの目的.....	26
Box 2.1	UNHCR の拘禁ガイドライン.....	32
Box 3.1	モニタリング.....	36
Box 3.2	モニタリングの対象とされるべき拘禁の諸側面.....	39
Box 3.3	拘禁場所へのアクセス.....	42
Box 3.4	モニタリングの指針とすべき原則.....	43
Box 3.5	訪問の頻度.....	49
Box 3.6	モニタリング・チームのあるべき姿.....	50
Box 3.7	施設長との最初の会見.....	59
Box 3.8	保安上の考慮.....	61
Box 3.9	記録簿.....	64
Box 3.10	情報源および情報の保護.....	67
Box 3.11	面接対象者の選定.....	70
Box 3.12	面接の開始に際して.....	72
Box 3.13	備忘録.....	74
Box 3.14	録音・録画機器.....	75
Box 3.15	通訳者.....	76
Box 3.16	訪問後.....	81
Box 3.17	内部文書.....	84
Box 3.18	報告に関する 5 つの一般的原則.....	85
Box 3.19	ダブル S.M.A.R.T.モデル.....	88
Box 3.20	モニタリング訪問の評価.....	93

## 略語一覧

- ACHR** OAS（米州機構）・米州人権条約（1969年）
- ACHR AP** OAS・経済的、社会的及び文化的権利の分野における米州人権条約追加議定書（1988年）
- ACHRP** AU（アフリカ連合）・人及び人民の権利に関するアフリカ憲章（1981年）
- APT** 拷問防止協会
- ASP** 国連・国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書（密入国業禁止議定書、2000年）
- ATP** 国連・国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（人身取引禁止議定書、2000年）
- BPP** 国連・あらゆる形態の拘禁又は収監下にあるすべての者の保護に関する原則（1988年）
- BPTP** 国連・被拘禁者の処遇に関する基本原則（1990年）
- BPUFF** 国連・法執行官による実力及び火器の使用に関する基本原則（1990年）
- BR** 国連・女性被拘禁者の処遇及び罪を犯した女性のための社会内処遇措置に関する規則（「バンコク規則」、2010年）
- CAT** 国連・拷問禁止委員会
- CCLEO** 国連・法執行官行動綱領（1979年）
- CCPR** 国連・自由権規約委員会
- CDR** 難民に関するカルタヘナ宣言（1984年）
- CEDAW** 国連・女性（女子）に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（1979年）

- CERD** 国連・人種差別撤廃委員会
- CESCR** 国連・経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会（社会権規約委員会）
- CFREU** 欧州連合基本権憲章（2000年）
- CMCoE** 欧州評議会閣僚委員会
- CMW** 国連・すべての移住労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する条約（1990年）
- CoE** 欧州評議会
- CoE-TGFR** 欧州評議会・強制送還に関する20の指針（2005年）
- CPT** 拷問及び非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止に関する欧州委員会
- CRC** 国連・子ども（児童）の権利に関する条約（1989年）
- CRC-GC** 国連・子どもの権利条約（1989年）についての一般的意見
- CRIHL** ICRC・国際人道法慣習規則
- CRPD** 国連・障がいのある人の権利に関する条約（2006年）
- CSR** 国連・難民の地位に関する条約（1951年）
- CSSP** 国連・無国籍者の地位に関する条約（1954年）
- DOM** 世界医師会総会・ハンガーストライキ実行者に関するマルタ宣言（1991年、1992年・2006年改訂）
- DOT** 世界医師会総会・東京宣言（1975年、2005年・2006年改訂）－拘禁及び収監に関連した拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する医師のための指針
- ECHR** 人権及び基本的自由の保護に関する欧州条約（1950年）
- ECTP** 拷問及び非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止に関する欧州条約（1987年）

- EPR** 欧州刑事施設規則（2006年）
- ERTG** 権利平等トラスト（Equal Rights Trust）・無国籍者を恣意的拘禁から保護するための指針（2012年）
- EU-RD** 欧州連合・国際的保護の申請者の処遇のための基準を定める2013年6月26日付けの欧州議会及び理事会指令2013/33/EU（改）（2013年）
- IACPPT** OAS・拷問の防止及び処罰のための米州条約（1985年）
- IACPPEVAW** 女性に対する暴力の防止、処罰及び根絶に関する米州条約（1994年）
- ICCPR** 国連・市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、1966年）
- ICESCR** 国連・経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、1966年）
- ICPPEND** 国連・強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（2006年）
- ICRC** 赤十字国際委員会
- IDC** 国際拘禁連盟
- ILO** 国際労働機関
- IOM** 国際移住機関
- LGBTI** レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーおよびインターセックス
- NGO** 非政府組織
- NHRI** 国内人権機関
- NPM** （OPCATに基づく）国内防止機関
- OAS** 米州機構
- OAUR** AU・アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規律する条約（1969年）
- OHCHR** 国連人権高等弁務官事務所
- OHCHR-TG** OHCHR・人権及び人身取引に関して奨励される原則及び指針（OHCHR 人身取引ガイドライン、2010年）

- OPCAT** 国連・国連拷問等禁止条約の選択議定書（2002年）
- PBPPDLA** OAS/IACHR・米州において自由を奪われた者の保護に関する原則及び優れた実務（2008年）
- PPMIHC** 国連・精神病者の保護及び精神保健ケアの改善に関する原則（1991年）
- PME** 国連・医療倫理原則（1982年）
- PSR** 国連・難民の地位に関する議定書（1967年）
- RPJDL** 国連・自由を奪われた少年の保護に関する規則（1990年）
- SMR** 国連・被拘禁者の処遇に関する最低基準規則（1955年）
- SPT** （OPCATに基づく）国連拷問防止小委員会
- SR Torture** 国連・拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する特別報告者
- SRHRM** 国連・移住者の人権に関する特別報告者
- SRTP** 国連・人（特に女性および子ども）の人身取引に関する特別報告者
- UDHR** 国連・世界人権宣言（1948年）
- UNCAT** 国連・拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（1984年）
- UNHCR** 国際連合難民高等弁務官事務所
- UNHCR-DG** UNHCR・庇護希望者の拘禁及び拘禁の代替措置に関して適用される判断基準及び実施基準についてのガイドライン（2012年）
- UNICEF** 国際連合児童基金
- WGAD** 国連・恣意的拘禁に関する作業部会
- WMA** 世界医師会
- YP** 性的指向及びジェンダー・アイデンティティとの関連における国際人権法の適用に関するジョグジャカルタ原則



# 1 このマニュアルの趣旨

“

拘禁によって、非正規な人の移動が抑制され、または人々が庇護を求めるのを思い留まるようになるという経験的証拠は存在しない。

庇護希望者、難民、移民および無国籍者の拘禁の代替措置に関する世界円卓会議：総括的結論（Global Roundtable on Alternatives to Detention of Asylum-Seekers, Refugees, Migrants and Stateless Persons: Summary Conclusions、UNHCR / OHCHR、2011年7月）

“

拘禁された移住者は、言葉が話せないためになぜ拘禁されたのかわからず、または拘禁の合法性を争うための方法を知らない場合があることから、特に脆弱な立場に置かれる。  
（……）拘禁された移住者は、弁護士への速やかなアクセス、通訳・翻訳サービス、必要な医療ケア、家族・領事代表に連絡をとるための手段、拘禁について争うための方法等のきわめて重要な手続的保護措置を否定されることがしばしばある。

国連人権理事会・移住者の人権に関する特別報告者（A/HRC/20/24、第15項、2012年4月）

**BOX 1.1** 入管拘禁 (immigration detention) とは、受入国における入国、滞在または在留の条件に違反した疑いで行われる、通常は行政的性質の、個人の自由の剥奪をいう。

身体の自由および安全についての権利は基本的人権であって、このことは恣意的拘禁が国際的に禁じられているという事実に反映されており、また移動の自由についての権利によって裏付けられているものである。国家には国民でない者による入国および自国領域での滞在を管理する権利があるが、この権利は難民法・人権法の基準を尊重しながら行使されなければならない<sup>1</sup>。

今日では、人の移動を管理する手段として入管拘禁を利用することが多数の国で増加の一途をたどっている。国際法上、拘禁が認められるためには、必要性、合理性、および達成しようとしている正当な目的との関係で均衡性を有し、かつ、より強制性が弱い代替措置を用いることが適当ではないという個別案件ごとの判断が行われることを要するにもかかわらず、難民申請者・移住者<sup>2</sup>の拘禁は人権上の課題として世界中で拡大している。

現実に、難民申請者・移住者は恣意的ないし不法な拘禁の対象とされている。適正な手続きを経ずに拘禁される場合もあれば、最低基準を満たしておらず、拘禁される者の個別の事情に照らしてふさわしくない条件下で拘禁される場合もある。拘禁の実施状況は国によって多種多様であり、一国の中でさえ拘禁施設ごとにさまざまであるが、出入国管理の文脈における特有の問題のひとつとして挙げられるのは、意図的か否かにかかわらず、拘禁が行われることによって、被拘禁者が出入国管理上の地位に関する問題を解決するために不可欠となる手続きへのアクセスが否定され、しばしば広範囲にわたる人権上の影響が生ずるということである。関連する問題として、入管拘禁の形態によっては行政審査ないし司法審査が受けられない場合もある。運用上、多くの国の政府は、特定のカテゴリーに属する入管被拘禁者について、その特別なもしくは特有のニーズや個人的脆弱性を適正にまたは十分に考慮していない<sup>3</sup>。

入管被拘禁者は、出身国または国籍国の外にあり、滞在国の法的事情や使用言語にさえ馴染みがないことから、脆弱な立場に置かれている。入管被拘禁者は、難民の場合も含め、迫害、重大な人権侵害または紛争を理由として出身国から逃れた後、長くトラウマに満ちた旅を経てその国に到着した者である場合もある。

最後に、入管拘禁の特徴としてしばしば見られるのは、特に国境地帯で、独立の立場からの監督がほとんど、またはまったく行われていないことである。国によっては、歴史的に、入管拘禁が最も不透明な行政分野のひとつになっていることもある。

## 1.1 なぜモニタリングか？ なぜこのマニュアルか？

国の行政が透明であり、かつ独立の立場から監督されることは、民主主義および法の支配の原則を基盤とするいかなる制度においても決定的な構成要素である。このことは、人の自由を奪うという国の権限をモニタリングする場合、とりわけ入管拘禁について妥当する。拘禁は自由の剥奪である。したがって、国際法で規定されている関連する保護措置が遵守されなければならない。このことを踏まえ、このマニュアルの主たる目的は、入管拘禁の施設を訪問する組織および個人のモニタリングと査察の能力を構築・強化するための実践的ツールを提供するところにある。

入管拘禁の施設をモニタリング機関が訪問すること自体が、拘禁という閉ざされた世界の窓を開き、透明性および説明責任の拡大と一般社会の信頼の強化に寄与するものといえる。このような訪問によって、抑制効果が発揮されて、拷問や非人道的あるいは品位を傷つける取扱いといった人権侵害の危険性を減少させることにもつながる。

モニタリングを行う際の前提となるのは、それが予防アプローチの文脈で行われなければならないということである。予防アプローチは、個人のレベルで行われるものか制度的レベルで行われるものかにかかわらず、人権侵害を発生前に防ごうとするものである。

拘禁モニタリングでは、改善が必要な部分を明らかにする是正アプローチもとられる。運用の面でいうと、このマニュアルでは、国際的な最低基準を満たしていない条件下で入管拘禁が行われている状況を特定・記録するための実践的手法が提示されているということである。このような幅広い視点に立って、このマニュアルは、一貫性、有効性、および独立性を有し、かつ具体的な事例に即した訪問が行われることを可能にするものであり、それによって、入管拘禁の状況を改善し、恣意的ないし不法な拘禁、拷問およびその他の虐待やルフールマン（追放・強制送還）<sup>4</sup>の危険が発生する事態を防ぐことを意図したものである。

予防的訪問は関連当局との継続的・建設的対話の一環として行われるものであり、短期的・長期的に拘禁制度を改善していくための具体的勧告が行われる。このような訪問は、何らかの特定の出来事や申立てに対応して行われるものというよりも、むしろそのような事態が発生する前に行うことができるものである。たとえ問題の存在が明白でない場合であったとしても、訪問はいつでも行うことができる。

個別の事案への対応を目的とする訪問を通じて、当該個別事案を超えた制度的・構造的な問題についての情報を得られる場合があること、特に出入国管理との関連で、難民保護手続きやその他の手続きへ移行する仕組みが十分整っているかどうかに関する問題が提起される場合もあるということは意識しておくべきである。

## 1.2 このマニュアルは誰を対象としたものか？

このマニュアルは、入管拘禁に関する訪問を行うすべての人と機関を対象とするものである。モニタリングの態様は、モニタリング機関の権限と目的によって異なる。個別ケースや申請の取扱いに焦点を当てる機関もあれば、制度的・構造的な問題に焦点を当てるといふ、より一般的なアプローチをとる機関もある。

入管拘禁についていえば、入管施設にアクセスできるモニタリング機関の数は増加してきている。これには、UNHCRに加えて、以下のような国際機関、地域機関および国内機関が含まれる。

## 国際的レベル

- **国連拷問防止小委員会（SPT）**：国連・拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書（OPCAT）<sup>5</sup>は、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を防止するために、人々が自由を奪われている又はその可能性がある場所への、独立の国際的機関（SPT）及び国内的機関（NPM）による」二元的な予防訪問制度を設置している。SPTは25名の独立の専門家から構成されており、OPCATの全ての締約国の拘禁場所（入管拘禁場所を含む）のモニタリングを行うことができる。
- **UNHCR**：難民申請者・難民に関連する国際文書に謳われている国家による実施を監督する責任の一環として、かつ難民の国際保護のために委ねられている任務にしたがって、UNHCRは入管拘禁のモニタリングにおいて果たすべき特別な役割を有している。1950年のUNHCR事務所規程は、同事務所がその職務を遂行するに際して同事務所と協力することをすべての国に対して求めており、1951年の難民の地位に関する条約（CSR）ないし1967年議定書の締約国は、実際に、同事務所と協力する義務を負っている。この義務には、UNHCRに対し、拘禁場所ならびに拘禁されている難民申請者・難民へのアクセスを認めることを含む<sup>6</sup>。
- **人権理事会特別手続きの受任者**は入管拘禁場所を訪問することができる<sup>7</sup>。拷問に関する特別報告者、移住者の人権に関する特別報告者、人身取引（特に女性と子ども）に関する特別報告者、恣意的拘禁に関する作業部会（WGAD）などである。現地訪問を実施できるのは、関係国の事前の許可がある場合に限られる。
- **赤十字国際委員会（ICRC）**は、戦争捕虜を訪問するという役割の下、武力紛争下で行われる拘禁の場所をモニタリングしてきた中心的機関である。後にその任務は拡大され、内紛や国内緊張事態の際にも、関係国政府の同意を得て被拘禁者を訪問できるようになった。これには入管拘禁場所も含まれる。

## 地域レベル

---

- **アフリカ人権委員会**（アフリカにおける難民、難民申請者および国内避難民に関する特別報告者、アフリカにおける刑事施設および拘禁の状態に関する特別報告者を含む）
  - **米州人権委員会**（移住者の権利に関する報告者制度、自由を奪われた人の権利に関する報告者制度を含む）
- 

→ **欧州拷問防止小委員会（CPT）** は、欧州評議会加盟国のすべての拘禁場所（入管拘禁場所を含む）に対して予防的訪問を行うために特に設置された最初の機関である。CPT は 1990 年に最初の訪問を実施した<sup>8</sup>。

## 国内レベル<sup>9</sup>

---

→ **国内防止機関（NPM）**：OPCAT の締約国は、拷問を防止するために、独立して職務を行うことができ、かつ適正な人員およびスタッフを与えられた NPM を維持し、指定または設置する義務を負う。締約国は、NPM に対し、すべての拘禁場所へのアクセスを認めなければならない。これには、当然、入管拘禁場所も含まれる。この場合における NPM の一次的任務は、拘禁場所を通告なしに訪問し、自由を奪われている人の権利の尊重に関する勧告を行うことである。NPM は、入管拘禁モニタリングを補完するきわめて重要な機関となることが期待される。実際、相当数の NPM がすでにこのような役割を果たしており、相当の効果を奏したケースもある。OPCAT 第 19 条(c)に基づき、NPM には、「既存の立法又は立法案に関する提案及び所見を提出する」こともできる。

→ **国内人権機関 (NHRI)** は、人権のモニタリングおよび促進について幅広い任務を有しており、拘禁場所もその任務の範囲に含まれる。入管拘禁に関わるものも含め、積極的なモニタリングの役割を委ねられていることも多い。入管拘禁に関してまとまった貴重な著述や文書を作成し、モニタリング・プログラムを策定する際に重要なリソースとなっている機関もある。政府が OPCAT に基づき、NPM として NHRI を指定している国も多い。

→ **非政府組織 (NGO) mental organizations** も、国によっては拘禁場所のモニタリング権限を与えられている。市民社会によるモニタリングの特徴は、通常、当局からの独立性が大きいことである。その独立性ゆえに、NGO の認定結果や報告書は注目を集めることが多い。しかし、モニタリングの法的根拠は脆弱であり、口頭または文書による関連省庁との合意に基づく場合や、大臣個人との合意に基づくものでしかないことさえある。これによりモニタリング実施機関は当局の政治的意向に依存せざるを得なくなる。国によっては、交通費のための資金的手当てさえないために、こうした独立団体による一貫したモニタリングは非常に困難な課題となっている。

→ **議員** は、大多数の国で、人（移住者を含む）が自由を奪われている場所を訪問する幅広い権限を有している<sup>40</sup>。国によっては、通告なしで訪問する権利もこのような権限に含まれている場合がある。

既存のモニタリング機関は他の機関と無関係に活動しているわけではなく、いずれも人権の保護と促進のための複雑なシステムにそれぞれの形で寄与を行っている。すなわち、訪問実施機関は、協力と情報（報告書を含む場合もある）の共有のための方法を模索しなければならないということでもある。すでに多くの機構が効果的に活動の調整を行っている。

## **BOX 1.2** このマニュアルの目的

このマニュアルの具体的な目的は以下の通りである。

- ➔ 訪問実施機関による入管拘禁の全ての側面のモニタリングを支援するための実践的手段を提供すること。
- ➔ 入管拘禁モニタリングの質、一貫性および有効性を向上させること。
- ➔ 入管拘禁の状態をモニタリングのために普遍的に妥当する枠組みと基準を提示するとともに、モニタリング担当者に対し、自分がモニタリングしている個別事情への配慮も怠らないよう奨励すること。
- ➔ 訪問実施機関が、入管拘禁施設内にいる者の中から、国際保護の対象となりうる者またはその他の方法によって正規の法的地位を獲得しうる者を特定できるようにすること、および訪問実施機関がそのような者の特定のニーズに対応できるようにすること。
- ➔ フォローアップのための介入（適切な機関およびサービス提供者へ照会を行うための仕組みの確立を含む）に関する指針を提示すること。
- ➔ 国内レベルで設けられている種々の訪問実施機関同士の、また地域機関と国際機関との、協力的かつ相互補完的なモニタリングの運用を促進すること。

## 2 出入国管理の文脈における拘禁

“ 身体的自由および安全についての権利を侵害しないようにし、かつ恣意的な対応から保護するために、移住者の拘禁は、法律によって定められていなければならない、かつ、必要であり、合理的であり、達成されるべき正当な目的に比例するものでなければならない。

多住者の人権に関する特別報告者 (A/HRC/20/24、第9項、2012年4月)

“ 行政拘禁を行わなければならないのであれば、比例性の原則により、最後の手段であることが要求される。厳格な法的制限が遵守されなければならない、司法的保護措置が定められていなければならない。拘禁を正当化するために国家が提示する理由（非正規な状態にある移民の人定の必要性、逃亡のおそれ、退去命令を發布された非正規移住者の追放の便宜など）は、明確に定義され、かつ法律で網羅的に列挙されていなければならない。

WGAD「人権理事会第13会期への報告書」(A/HRC/13/30、2010年1月)

入管拘禁は一般に行政的性格のものである（ただし、状況によっては刑事裁判における有罪判決後に行われることもある）。刑事司法制度の下で行われる拘禁とは異なり、目的の点でも効果の点でも懲罰的な意味を持つものではない。したがって、入管拘禁の対象となっている者の尊厳を守り、対象者は犯罪者ではないということを尊重した処遇および条件を確保することにより、自由の喪失を可能なかぎり緩和することが国家には求められる。

## 2.1 拘禁はなぜ行われるのか？

個別ケースにおいて入管拘禁が許容される場合があるとはいえ、政府はしばしば難民申請者と移住者の制度的拘禁を広く政策として正当化しており、これにより、注意深く策定されてきた国際基準と、拘禁の必要性については個別の評価が行われなければならないという要件が霞んでしまうことがある<sup>14</sup>。このような政策上の正当化根拠として決まって挙げられるのは、主権、国境管理、国家安全保障、公共安全、退去強制・追放についての主張である。多くの国ではこのような政策上の考慮を背景として政府の拘禁政策が決定されているものの、これらの考慮事項は難民申請者・移住者を一括してまたは一律に拘禁することの正当化根拠とはなりえない。また、拘禁が社会への参加や関与を交流の面でも経済的な面でも制限する手段として利用されたり、家族の再結合を妨害する手段や不相当あるいは正当性がないとみなされた移住を防止・抑制する手段として利用されたり、または弁護士へのアクセス、難民申請・入管手続きへのアクセス、コミュニティの人々へのアクセスを制限する手段として利用されることもある。拘禁をこのように広く政策として正当化することは、国際法上の枠組みと両立しない。

## 2.2 誰が拘禁されているのか？

入管拘禁場所に拘禁される可能性がある者としては、難民、難民申請者、申請を棄却された難民申請者、無国籍者、人身取引の対象とされた者、密入国させられた者、または非正規移住者一般などが挙げられる。拘禁の理由としては、滞在条件に違反したこと（たとえば労働してはならないという条件に違反した、庇護手続きを途中で放棄した、不法滞在している等）、不許可・非正規に入国・滞在したこと等に関連して刑法上の容疑または他の行政法上の違反容疑をかけられていること、または国外追放や退去強制の手続きが進められていることなどが考えられよう。

拘禁の対象となるのは、単身の男性・女性であるかもしれないし、子ども（保護・養育者のいない子どもまたは主たる保護・養育者と離

別した子どもを含む) や家族世帯であるかもしれない。入管拘禁を経験することによって深刻な身体的・精神的問題が生ずるということは明らかになっており、この経験によって、もともと有していた多くの脆弱性が表出するきっかけとなったり、それを悪化させたりする可能性もある。特別なニーズを有する者にとってはなおさらである。入管拘禁が行われるあらゆる状況において、被拘禁者の安全、保護、処遇、精神的・身体的健康に関するニーズや、代理人および支援に関わるニーズをモニタリングするという訪問実施機関の役割はきわめて重要といえる。

## 2.3 どこに拘禁されているのか？

「入管拘禁場所」(place of immigration detention) は、出入国管理上の地位に基づいて人が自由を奪われるすべての場所を網羅する用語である。これには以下のような場所が含まれよう。

- ➔ 指定入管拘禁施設
- ➔ 国外退去または通過時の収容施設
- ➔ 受入れ時または手続き処理のための閉鎖型施設
- ➔ 昼間も外出が認められている (または認められる場合がある) 半開放型施設
- ➔ 空港、港、通過区域および「国際区域」、港湾施設、島
- ➔ 車両、航空機、小型艇その他の船舶
- ➔ 刑務所、警察の留置場または警察署
- ➔ 軍隊関係者用の刑務所・拘禁房または軍事基地
- ➔ 拘禁者が自由に退出できない住宅、ホステル、ホテルおよびその他の地域内施設
- ➔ 精神医療施設・精神病院
- ➔ 使用されていない倉庫または民間警備会社の拘禁施設
- ➔ その他、身体的自由の剥奪が行われるあらゆる場所

入管被拘禁者がどこで拘禁されるかにかかわらず、被拘禁者の所在は中央登録簿に適正に記録されなければならない、また被拘禁者は、拘禁後ただちに、家族または他の適当な者に自己の正確な所在<sup>12</sup>および拘禁場所 (ならびにその後移送された場合には移送先) を知らせる権

利が認められる。いかなる場合であっても、拘禁場所の性質や立地によって入管被拘禁者の権利の享受が左右されるということはあるのではない。

## 2.4 拘禁はどの程度の期間行われているのか？

拘禁期間は著しく多様である。国内法上、きわめて緩やかな枠組みをとっており、非常に長期間、時には無期限に拘禁を行える制度となっているところもある。無期限拘禁の最もひどい事例の中には、特例的措置として拘禁が行われたものもある。拘禁が退去強制のみを目的として行われる場合、拘禁時間は短期のものとなることが多いが、これは退去強制手続きが継続中であるか、または国外退去が合理的に予見可能な場合に限って拘禁が正当化されるためである。これに対し、拘禁が行政手続きないし司法手続きのために行われる場合や、国外退去の対象とならない場合には、拘禁期間が著しく長期化することもある。最初の——健康診断、身元の特定または保安検査のために行われる——拘禁期間後に、司法機関または準司法機関が放免か拘禁かを決定するという制度をとっているところもある。

モニタリング担当者は常に拘禁期間に関心を持っていなければならない。特に、長期または無期限の拘禁の対象とされた被拘禁者は精神的・身体的健康に有害な影響を受けるからである<sup>13</sup>。他方で、拘禁が短期であれば国際人権基準に一致していると思いつむのも危険であろう。入管拘禁の期間の上限は法律で定められていなければならない<sup>14</sup>。

## 2.5 拘禁は誰が行うのか？

入管拘禁の実務に携わる公的機関としては、警察、刑務所吏員、出入国管理機関、国境警備隊<sup>15</sup>、陸軍・治安部隊、海軍・海岸警備隊などが挙げられよう。また、入管拘禁の職務を民間企業（刑務所を運営している会社であることが多い）に外部委託している国もある<sup>16</sup>。

拘禁を行う主体の範囲に応じて、その説明責任の所在をめぐっては重要な問題が生じることになるとはいえ、いかなる場合であっても、自国の領域、管轄下、権限下、または実効的管理の下で行われる拘禁において国際法・国内法上の基準が遵守されるようにする責任を国家が委譲または放棄することはできない<sup>17</sup>。拘禁管理事業の一部の側面（施設の設置または運営を含む）については民間による管理運営がなされることもあろう。これらの民間企業は、自分たちは公立・国立施設と同一のやり方で監督されることはないと考えているかもしれない。人権に関する説明責任と監督は、施設が民間の管理のもとにあるか公的な管理のもとにあるかにかかわらず、すべての施設に適用されるということをおよぶ民間の関係者に伝えておくのが重要である。さらに、国内の責任当局が国際人権法や国際難民法上の義務を外部に委ねることはできず、責任当局には国際法上の説明責任があることも明らかである。したがって、国家は、独立したモニタリングおよび説明責任のための適切な仕組みを設ける等の手段を講じて、民間委託事業者の活動を効果的に監督できるようにしなければならない<sup>18</sup>。

## 2.6 入管拘禁と国際法上の枠組み

国際法は、自由の制限および拘禁の例外的使用について、それが合法であり、かつ恣意的でない場合にのみ認められると定めている。合法性の要件とは、拘禁を含むいかなる制限も、法律の定める理由に基づき、かつ法律が認める手続きにしたがってのみ課すことができるということである<sup>19</sup>。したがって、いかなる入管拘禁も、当該国の国内法で具体的に掲げられていない場合には当然に不法であり、許されないことになる。

他方、恣意的拘禁が禁止<sup>20</sup>されているということは、公正性および差別の禁止を確保するための多数の追加的保護措置が要求されるということである。第一に、拘禁は正当な目的のために行われなければならない。入管拘禁の文脈における「正当な目的」とは、難民申請者・移住者とそれ以外の者の場合とで差異はない。すなわち、対象者が、その後法律上もしくは行政上の手続きから逃亡するおそれがある場

合、または当該者自身もしくは公共の安全に害を及ぼす場合がこれに該当する<sup>21</sup>。難民申請者・移住者の非正規な入国を犯罪とすることは常に「国家の正当な利益を超える」ものであり<sup>22</sup>、したがって恣意的となろう。

第二に、たとえ国家が拘禁を行う正当な目的を有している場合であっても、入管拘禁を行うためには、事案のあらゆる事情に照らして<sup>23</sup> 必要性、合理性および比例性を有していなければならない<sup>24</sup>。そのためには個別の評価が必要となる。したがって、集団的な拘禁の決定や難民申請者・移住者に対する差別的な拘禁はいかなる場合にも恣意的なものとなる。このような必要性、合理性および比例性の要件は、あらゆる種類の拘禁の対象とされる者すべてに適用されるものである。出入国管理上の地位にかかわらず、入管拘禁の対象とされるすべての者に適用される<sup>25</sup>。

最後に、拘禁は、有意義で、強制力のある決定を出すことができ、かつ独立の立場から行われる定期的審査の対象とされなければならない<sup>26</sup>。

## **BOX 2.1 UNHCR の拘禁ガイドライン**

国際保護を求める者に関しては、UNHCR「庇護希望者の拘禁及び拘禁の代替措置に関して適用される判断基準及び実施基準についてのガイドライン」（2012年）に、このような者を拘禁する旨の決定と被拘禁者が受ける権利を有する処遇の基準について定めた国際的規則が掲げられている。具体的には以下の通りである。

➔ **ガイドライン 1:** 庇護を求める権利は尊重されなければならない。

➔ **ガイドライン 2:** 人身の自由及び身体の安全並びに移動の自由に対する権利は、庇護希望者にも適用される。

- **ガイドライン 3:** 拘禁は、法律にしたがって、かつ法律による許可を受けて行なわれなければならない。

---

- **ガイドライン 4:** 拘禁は恣意的であってはならず、かつ、いかなる拘禁の決定も、以下のガイドラインにしたがった、当該庇護希望者に特有の状況の評価に基づいて行なわれなければならない。
  - **ガイドライン 4.1** 拘禁は例外的措置であり、正当な目的がある場合にのみ正当化できる。
  - **ガイドライン 4.1** 拘禁は、それが必要であり、あらゆる事情に照らして合理的であり、かつ正当な目的に比例している場合にのみ、用いることができる。
  - **ガイドライン 4.1** 拘禁の代替措置が検討されなければならない。

---

- **ガイドライン 5:** 拘禁は差別的であってはならない。

---

- **ガイドライン 6:** 期間の定めのない拘禁は恣意的拘禁であり、拘禁期間の上限が法律によって定められているべきである。

---

- **ガイドライン 7:** 拘禁及び拘禁延長の決定は、最低限の手続的保護措置に服さなければならない。

---

- **ガイドライン 8:** 拘禁の環境は人間的な、かつ尊厳のあるものでなければならない。

---

- **ガイドライン 9:** 特定の庇護希望者の特別な事情及びニーズが考慮されなければならない。

---

- **ガイドライン 10:** 拘禁は、独立の監視及び査察の対象とされるべきである。

拘禁について定めた国内法上の枠組みは、モニタリングの目的にとって重要な背景事情となる。モニタリング担当者は、個別の拘禁について恣意的または不法であるとの評価を下しうる立場にあるとは限らない。このような評価は法律問題であると同時に事実問題でもあり、通常は裁判所が判断すべき事柄である。とはいえ、たとえこのような評価がモニタリング担当者の能力または権限を越えているとしても、適用される法的基準についてはっきり理解するとともに、被拘禁者が入管拘禁場所に恣意的にまたは不法に拘禁されている可能性があることを認識しておくことは重要である。

とりわけ、個別ケースにおいて拘禁が国内法または国際法に照らして恣意的もしくは不法であると判明した場合や、当該拘禁についてより広範な、あるいは制度的な問題が存在することが判明した場合には、そのような自由の剥奪は単に恣意的・不法な拘禁の禁止に違反しているというにとどまらず、拘禁者のその他の権利侵害（拷問その他の虐待を含む）の危険性を高めるものであるとの認識も持つ必要がある。

# 3 入管拘禁：モニタリングの方法 論

入管拘禁のモニタリングを行うためには、モニタリング戦略において拘禁制度の特殊性を考慮することが必要になる（第 3.1 節および第 3.2 節）。

拘禁場所を訪問することは、被拘禁者の処遇、被拘禁者が置かれた環境および拘禁場所の運営に関する直接の情報にアクセスする主要な手段である。訪問の実施は、以下のものを含む 3 段階のプロセスである。

---

→ 訪問の準備（第 3.3 節）

---

→ 訪問の実施（第 3.4 節）

---

→ 訪問のフォローアップ（第 3.5 節）

## 3.1 出入国管理に関わる拘禁場所のモニタリング

### 3.1.1 入管拘禁モニタリングの課題

効果的な入管拘禁モニタリングにとって主要な課題の 1 つは、一部の国で施行されている法的枠組みが、恣意的および不法な拘禁を禁じる国際的な最低基準を満たしていない場合があることである。これは、被拘禁者が拘禁されていることそれ自体が問題の核心であるかもしれないということの意味している。だからこそ、このマニュアルでは、恣意的および不法な拘禁が行われているという事実、とりわけ長期ないし無期限の拘禁が行われる可能性があるということは拘禁時の処遇や拘禁場所の環境と同じぐらい重要であり、それらと不可分密接な関係にあると捉えている。もちろん、訪問機関は、通常、個人の釈放を命じる権限を有していない。その意味で、訪問機関の役割は、勧告を行ってフォローアップすること限定されるのが通常である。訪問機関は、拘禁の長さがどの程度であったか、諸手続きへのアクセスはどうであったか等、拘禁が被拘禁者に与えた影響を特定し、記録し、報告を行い、それによって拘禁に関する法的制度の問題点を明らかにするという方法で勧告を行うことができる。被拘禁者のために仲裁を行う権限および役割を有する他の機関に委託を行うということがフォローアップ戦略の一部に位置づけられることもある。

#### BOX 3.1 モニタリング

このマニュアルでは、「モニタリング」とは、現地訪問を通じ、入管拘禁について周期的または定期的な調査を行うプロセスを指している。このような調査は、全カテゴリーの被拘禁者を対象に行われる場合もあれば特定のカテゴリーの被拘禁者のみが対象となる場合もあり、またある種の拘禁のみが対象となる場合もあれば複数の態様の拘禁が対象となる場合もある。さらに、単一の問題についてのみ行われる場合もあれば、より包括的な訪問が行われる場合もある。

国によっては問題の規模（拘禁されている人々の人数および拘禁場所の数など）に関連して課題が生ずることもある。拘禁場所が遠隔地またはその他の理由でアクセスできない地域にある場合にも、特有の課題が生じる。さらに、入管拘禁場所へのアクセスを否定され、または制限付きのアクセスしか認められないことが課題となる場合もあり、モニタリング戦略の策定にあたってはこういった点も考慮しなければならない。

### 3.1.2 入管拘禁のモニタリングとはどういうことか

諸機関の中には個別の事案対応のために訪問を行っているところもあるが、このような訪問を通じてより制度的・構造的な問題についての情報が得られることもある。特に出入国管理の場面では、庇護手続きやその他の手続きへと移行する仕組みが十分であるかどうかということが問題となる場合もある。

全てのモニタリング制度にとって不可欠の要素となるのは、難民申請者・移住者が拘禁されている場所に、独立の機関が事前通告なしで頻繁に訪問を行うということである。このような訪問は、一定の説明責任が確保されることにつながるのみならず、ルフールマン（追放・強制送還）、違法・不法な退去強制<sup>27</sup>、拷問・虐待の危険性を最小限に抑えるなど、重要な予防目的にも資するものといえる。他方で、訪問機関は、施設の責任者が不在であることがないよう、事前に通告した上で訪問を行う場合もあるかもしれない。通告した上で訪問することは、相互の敬意と信頼に立脚した、当局との建設的対話を確立するための基礎となり得る。どのようなタイプの訪問を、いつ実施するかは、長期的なモニタリング戦略を策定する際のきわめて重要な要素である。アプローチの仕方によっては、拘禁を実施する当局の体質に徐々に変化が生じることもある。訪問を実施した後は拘禁当局の責任者等に対して必ず報告書を提出するべきであり、その報告書は勧告を伴うものであるべきである。

モニタリングの基本的前提は、それが予防アプローチの文脈で行われるということであり、そこでは人権侵害を未然に防ぐことが求められているということである。入管拘禁モニタリングにおける検討対象は、拘禁の一部の側面のみであっても、すべての側面であってもよいが、その際、これらの側面は相互に関連しており、状況によっては相互に強化し合う可能性があると同時に、基準の違反に対する保護を阻害あるいは弱体化させる可能性があることを認識しておく必要がある。目的は、制度的または構造的な問題点を明らかにすることである。

### BOX 3.2 モニタリングの対象とされるべき拘禁の諸側面

したがって、モニタリングにおいては拘禁が有する以下の側面を検討することになる。

- 入管拘禁の根拠を定めた法的枠組み
- 入管拘禁制度の実施を実務レベルで規律する行政的枠組み
- 入管被拘禁者の生活条件
- 諸活動に関わる拘禁施設内の体制
- 入管被拘禁者の処遇およびケア
- 拘禁場所の日常的な運営、組織および管理ならびにそれが被拘禁者およびスタッフに及ぼす影響
- ●医療ケア ●UNHCR、その他の国際機関もしくは非政府組織ないし領事館による支援 ●法的支援など、専門家によるケア、助言および支援への被拘禁者によるアクセス
- ●家族 ●庇護手続き・出入国管理手続き ●自己の権利および拘禁の理由に関連する情報 ●実効性のある苦情申立て制度と、司法機関における救済措置<sup>28</sup>などへの入管被拘禁者によるアクセス
- 入管被拘禁者、スタッフ、管理者および拘禁当局間の関係の質および特徴
- スタッフ・被拘禁者の比率およびスタッフの労働条件

これら全ての側面に関するモニタリングを行うことによって、拘禁および被拘禁者の処遇の全体像が明らかとなり、拘禁環境が人権侵害のおそれを生じさせているか、またこれらのリスクに対応するために当局はどのような措置をとる必要があるかといったことを判断することが可能になる。

重要なのは訪問の実施のみではすべての問題を解決できるわけではないということに留意することである。問題の根本的原因が法律や公共政策、あるいは制度そのものにある可能性もある。

### 3.1.3 入管拘禁のモニタリング：脆弱性

入管被拘禁者は多くのレベルで脆弱な状況に置かれている。入管被拘禁者は、出入国管理上の地位が認められていないか明確でないことの結果として、期間を指定されることなく自由を奪われるのが一般的である。このように、それぞれが置かれた個別的状況についての情報が存在しないために、入管被拘禁者はますます脆弱な立場に置かれる。入管被拘禁者は出身国または常居所を有していた国の外にあり、言葉を話せないことが多く、家族またはコミュニティによる強力な支援ネットワークも利用できないことがある。入管拘禁の環境下で心もとなさを感じるのとはまったく別に、入管被拘禁者の不安感は、これからどうなるのか、未来はどこにあるのかという恐怖心によってしばしば悪化する。また、正しいにせよ間違っているにせよ、拘禁という形で自分に権力を行使する者が自分の未来の鍵も握っていると考えられるかもしれない。力の方程式で有利な位置にある者が、そのような力の不均衡の影響力（現実の影響力か想像上の影響力かは問わない）を悪用するおそれは現実に存在する。

加えて、モニタリング担当者は、複合的脆弱性の問題にも特段の注意を払わなければならない。入管被拘禁者はすでに脆弱な状況に置かれているが、このような状況は、特別なニーズを有する者やリスク・カテゴリーに属する者——女性、子ども（保護者・養育者のいない子どもや主たる保護・養育者と離別した子どもを含む）、自分とは異なる民族・部族・社会集団の構成員とともに拘禁されている被拘禁者、拷問もしくはトラウマのサバイバー、障がいのある者、高齢者、LGBTI である者、緊急の医療ニーズを有する者など——にとってはさらに厳しいものとなる可能性がある<sup>29</sup>。

### 3.1.4 モニタリングを目的としたアクセスの確保

このマニュアルは、法律により、または既存のもしくは新たに定められた権限、覚書その他の合意により、被拘禁者および入管拘禁場所にアクセス可能となっている訪問機関を主たる対象としている<sup>30</sup>。

権限が与えられている場合、どのようなアクセスがどの程度認められているのかがすべての関係者にとって明確になるよう、アクセスの条件を書面で明らかにしておくことが不可欠である。

加えて、モニタリング担当者の戦略や権限によっては、カメラや録音・録画機器等の電子機器を持ち込む可能性について話し合ってもよい。この点は、その必要があるかどうか、また目的達成のために真に付加価値があるかという観点から、非常に慎重に評価の対象とされなければならない。

訪問機関は、最大限広い権限を有している場合であっても、その権限行使にあたっては敬意をもって、かつ戦略的にそれを行わせる必要がある。これは、権限の強さや安定性、アクセスに関して当局との間で合意された内容、拘禁場所のタイプ、取り上げようとしている問題によるところが大きい。

### BOX 3.3 拘禁場所へのアクセス

アクセスの条件に関する交渉においては、すでに定められている委任権限およびモニタリング基準を参考にしながら、以下の点について取り上げ、かつ可能な限りこれらのことを盛り込むようにする必要がある。

#### → 場所へのアクセス

- すべての拘禁場所への制限なきアクセス
- 訪問する拘禁場所を選ぶ自由
- 拘禁場所内の訪問区域を選ぶ自由

#### → 被拘禁者へのアクセス

- 入管被拘禁者との内密の面接（立会人なし／必要に応じ通訳者の援助を得る）
- 拘禁場所内の被拘禁者全員へのアクセス
- 面接する被拘禁者を選ぶ自由
- 訪問機関とやりとりした被拘禁者またはその家族構成員に対し、いかなる制裁も命じられ、適用され、許可されまたは黙認されない旨の保証
- フォローアップ訪問を実施できること

#### → 拘禁場所のスタッフ等へのアクセス

- スタッフとの個人面談（必要に応じ通訳者の援助を得る）

#### → 必要なすべての情報へのアクセス

- 入管被拘禁者に関するすべての情報（入所記録簿、医療検査記録およびデータ保護原則に合致したその他の文書を含む）
- 訪問の時期、期間および通告
- 訪問は通告の有無にかかわらず行うことができる
- 通告を行った上で訪問する場合も直前の通告で可とし、訪問の時期および期間を決定する自由も認められる（ただし、拘禁場所の秩序だった運営を常に尊重する必要があることを顧慮する）

- **訪問のフォローアップ**：訪問による認定内容についての報告書（公的報告書または内部報告書）を作成する意向を含む

### BOX 3.4 モニタリングの指針とすべき原則

モニタリングを行う際、その全般にわたって考慮すべき事柄がいくつかある。特に、背景事情を理解すること、諸基準について知ることおよび権限を踏み外さないことである。さらに、モニタリングの指針とすべき多くの原則が存在しており、訪問期間はこれらを常に念頭に置いて尊重しなければならない。以下に掲げたのは、特に入管拘禁との関連でモニタリングの責任を効果的に履行するために必要不可欠と考えられる、指針とすべき原則である。指針とすべきこれらの原則を遵守することで、モニタリングの過程が実効性を持たなくなったり、または入管拘禁環境における緊張および不安をいたずらに高めてしまったりする危険性を最小限に留めることができる。

- ・ 害を与えない！
- ・ 健全な判断力を働かせる
- ・ 責任を有している当局・スタッフを尊重する
- ・ 自由を奪われている人を尊重する。
- ・ 信頼性を保つ
- ・ 秘密保持を尊重する
- ・ 保安措置を尊重する
- ・ 一貫した姿勢を保ち、譲るべきでないことは譲らず、かつ忍耐強くある
- ・ 正確性と的確性を維持する
- ・ 公平性、客観性および独立性を保つ
- ・ 繊細な配慮を失わない
- ・ 専門家らしく行動し、誠実に振舞う
- ・ 立場を外見上も明確にしておく

#### 「無危害」（害を与えない）原則の尊重

入管被拘禁者はとりわけ脆弱な状況に置かれていることから、モニタリング担当者は入管被拘禁者の安全を常に念頭に置き、特定の個人や集団を危険にさらしうるいかなる行動・措置もとらないようにしなければならない。特に拷問または虐待が主張されているケースでは、秘密保持の原則、安全確保および繊細な配慮を常に念頭に置いておく必要がある。

## 3.2 モニタリング戦略の策定：鍵となる要素

拘禁モニタリングの予防効果を最大化するためには、早い段階で、特に訪問機関がモニタリング戦略（訪問プログラムを含む）を定める時点で、出入国管理に特有の状況を考慮に入れる必要がある。

モニタリング戦略を策定する際には以下の要素を考慮するべきである。

### 3.2.1 入管拘禁が行われている全般的文脈を理解する

モニタリング担当者は、入管拘禁がどのような社会的、政治的および法的文脈の中で行われているかについて、背景となる情報を可能な限り多く調査・収集しなければならない。これは以下のことを意味する。

- 拘禁に関する国内法上の枠組みを理解する：当該国が批准した国際人権文書を列挙し、これらの文書が国内法に反映されているかどうか確認することも有益となり得る。
- 誰が拘禁されており、誰が拘禁されていないかを理解する：拘禁されているのは主として、難民申請者、無国籍者、人身取引の対象となった者、非正規移住者、その他出入国管理上の理由で拘禁されている者であるか。このような検討は、拘禁の代替措置、および拘禁前のスクリーニング手続きが有効に適用されているかという点に関して多くのことを明らかにしてくれる。同様に、モニタリング・チームは、被拘禁者グループの全部またはその（主要な）一部が特定の国民的、民族的、文化的、言語的または宗教的背景を有する人々から構成されているかどうかも考察する必要がある。このような考察を行うことにより、モニタリング担当者は、被拘禁者のニーズおよび力学についての理解を向上させ、よりよい形で対応することができるようになる。

### 3.2.2 モニタリングの目標・目的の明確化

拘禁モニタリング・プログラムの目標は、広くいえば以下のことを確保するところにある。

- 被拘禁者が恣意的にまたは不法に拘禁されないこと。
- 被拘禁者が保護手続きその他の出入国管理手続きに効果的にアクセスできること。
- 被拘禁者が国際人権法上の最低基準を満たす条件下で収容されること。

モニタリングは、途方もなく費用も人員的資源も必要となり得る過程であることから、あまりにも多くの目標をたてることにより崩壊してしまわないよう、明確かつ達成可能な目的を掲げたモニタリング戦略を策定することがきわめて重要である。これらの目的は、可能な限り具体的に、かつ測定可能な成果につながるようなやり方でまとめられなければならない。特定の訪問の準備を進める段階で、より詳細な目的を設定することも可能である。

### 3.2.3 モニタリング・プログラムの全般的時間枠の設定

モニタリング訪問は、サイクルとして可能な限り頻繁に繰り返せるような長期的時間枠を設定することが望ましい。これにはフォローアップ訪問と再度の訪問も含まれる。1 サイクルの期間は、モニタリングを実施し、かつ変革の持続可能性を検証するために十分な長さで定めておく必要がある。

### 3.2.4 焦点を当てる拘禁場所の選定

訪問機関は、難民申請者・移住者が拘禁されている可能性があるすべての場所の第1次マッピングを行ってもよい。このような場所としては、特に、指定入管拘禁施設、国外退去・通過時の拘禁施設、受入れ時・手続き処理のための閉鎖型施設、半開放型施設、空港、国際区域、車両、航空機、小型艇その他の船舶、刑務所、警察署、住宅、ホステル、精神医療施設または身体的自由の剥奪が行われうる他のあらゆる場所が挙げられよう（第2.3節参照）。入管拘禁がしばしば遠隔地で行われることに留意するのも重要である。

また、到着地および国境の拘禁施設（国際港・国際空港を含む）、移送プロセス、出国・退去強制時の拘禁施設など、入管拘禁のさまざまな段階がモニタリングの対象とされなければならない。場合によっては、出身国や他の第三国に設置された国外退去後の拘禁施設または受入れ施設も対象となり得る。

訪問先の選定は、入管拘禁場所に拘禁されている人々にとってのリスク（潜在的リスクおよび実際のリスク）に基づいて行うこともできるし、大多数の人々が拘禁されている主要な拘禁施設について最初に把握することを目的として行うこともできる。訪問先としては以下のような場所が考えられよう。

- 情報がほとんど入手できない場所
- 脆弱な状況に置かれた被拘禁者が多い場所
- 国際区域、海港、空港など、自由を奪われた難民申請者・移住者の出入りが激しい場所。
- リスクが高い、すなわちこれまでに多くの問題の記録（最近の苦情申立て、他の機関からの報告等）がある場所。

### 3.2.5 モニタリング訪問の性質および期間

前述の通り、入管拘禁の特殊性に照らせば、ルフルマン（追放・強制送還）、退去強制または拷問・虐待のおそれを最小限に抑えることを目的として、一部の訪問については事前通告なしで行う必要が生じることもある。事前通告なしの訪問には、訪問に対応するために施設の状況（例えば被拘禁者の処遇、食事の供給または全般的な拘禁の状態など）を取り繕われてしまう可能性を低くするという利点もある。訪問機関としては、事前通告なしの訪問だけを実施するのか、事前通告なしの訪問と通告を行った上での訪問を組み合わせるのか、決定する必要があるだろう。訪問の期間は、訪問先の規模や通訳者の必要性の有無（通訳者が入ることで面接に倍の時間がかかることもある）を含む多くの要因に左右される。いずれにせよ、モニタリング担当者は、いかなる不測の問題または出来事にも対応できるよう、一定の柔軟性を保持しておく必要がある。

### 3.2.6 モニタリング訪問の頻度

モニタリング訪問が頻繁に行われる場合、拷問、虐待またはルフルマン（追放・強制送還）を防止し、かつこれらのあらゆる側面で持続的改善を達成する手段としてはるかに有効となることが、経験的に明らかになっている。

### 3.2.7 モニタリング・チームの構成と規模

このマニュアルでは最も望ましい実務のあり方としてチームを基本とする方法論を推奨しているが、資源その他の事項を考慮した結果、単独の担当者または2名1組のチームによるモニタリングを標準的実務のあり方としている機関もあるかもしれない。モニタリング・チームの規模は、訪問の対象範囲に関連する多くの要因にも左右される。いずれにせよ、モニタリング訪問にあたってはこのマニュアルでとられているアプローチが指針とされるべきである。考慮すべき事項としては、訪問の目的、利用可能な既存の情報の量・質、拘禁場所の規模および被拘禁者の人数などが挙げられよう。ただし、どのような場合においても、1名をチームの責任者とし、訪問の調整を担当させるべきである。

モニタリング・チームは、さまざまな専門的背景および個人的資質（傾聴のスキルや文化的多様性への感受性など）の持ち主の集まりであることが望ましい。ジェンダー面でバランスがとれていることも大きな強みであるとともに、入管拘禁モニタリングという特定の文脈においては、さまざまな民族的・宗教的背景が訪問機関の構成に反映されていることがこの上なく重要である。さらに、関連する言語のスキルを有するメンバーがいれば被拘禁者の信頼を得やすくなるので、（たとえ流暢に話すことができず通訳がなお必要であったとしても）モニタリング・チームにとって大いに役立つことになるろう。

### BOX 3.5 訪問の頻度

拘禁場所をどの程度の頻度で訪問する必要があるかについての決定は、以下のものを含むいくつかの要因によって左右される。

- ➔ 入管拘禁施設のタイプおよびその場所における予想拘禁期間。より頻繁に訪問すべき場所としては以下のようなものがある。
  - 国際区域、国境検問所、海港など、到着時の面接および手続きが行われる場所。このような場所では出入りが激しいことが多い。
  - そこからの国外退去が常態として行われている場所。このような場所には迅速手続きの対象とされた者がしばしば拘禁されており、迅速手続きによってルフルマン（追放・強制送還）のおそれが高まるため。
  - 被拘禁者が長期間拘禁されている場所。
  - 通常、刑法上の罪を問われている者または有罪判決を言い渡された者が拘禁されている場所（刑務所、警察署、護送車および留置場を含む）。このような場所では、入管被拘禁者が犯罪者と混合拘禁される可能性があり、また入管被拘禁者に対応するスタッフ体制が整っていない可能性もある。
- ➔ モニタリング・チームが、モニタリング・チームのメンバーと話をした被拘禁者に対して制裁が加えられる可能性があることを把握した場合。このようなケースでは、速やかにフォローアップ訪問を行い、またはその他の即時的措置をとることがきわめて重要となる。
- ➔ 考慮すべきその他の要因としては、訪問機関の全般的権限および能力も含まれる場合がある。例えば、訪問機関の権限によっては対象となる拘禁場所の範囲が広い場合もあり、より幅広い戦略に難民、難民申請者および移住者を統合しなければならぬこともある。

### BOX 3.6 モニタリング・チームのあるべき姿

- 幅広い背景（保健、心理社会的問題、法律、子ども、コミュニケーションの専門家）
- 個人的資質（文化的感受性、傾聴のスキル）
- 適切なジェンダー・バランス
- 多様な民族的・宗教的背景
- 関連する言語のスキル

特にモニタリング・チームには次のような人材が含まれるよう注意を払う必要がある。

- 出入国管理法または難民法について詳しく、入管拘禁の文脈で適用される保護基準を理解している者。
- 入管拘禁に関連したとりわけ配慮を要する健康問題を評価するための、有資格の保健専門家<sup>31</sup>。
- 特に、プライバシーが守られる形での面接を実施する必要があるといった場合における通訳者
- その他、有益な職業的背景を有する者（ソーシャルワーカー、子どもの専門家および心理学者を含む）。

### 3.2.8 訪問機関同士の調整

前述の通り、一部の国では入管拘禁が非常に急速に実践されるようになってきた。そのため、調整と連携のとれたモニタリングを行うことにより、入管拘禁モニタリング機関が（可能であれば正式なネットワークを通じて）お互いの活動を補完し合い、重複を避けるようにすることが求められるようになってきている。そうすることによって、例えば効果的に照会を行うシステムを用いたり、訪問時期を慎重に設定したりすることを通じ、モニタリング機能の重要な側面を維持すること

ができる。調整はフォローアップ段階でも関係してくる。あえて重複を厭わずに実施するという場合を除き、訪問機関はフォローアップの重複を避けるようにすべきである。このような重複は、改善のための勧告が相互に食い違う場合に、とりわけ問題となり得る<sup>32</sup>。

モニタリングを行うのが国内機関である場合には、地域機関・国際機関（国連人権条約機関、UNHCR、国連人権理事会の特別手続き、ICRC など）や地域的なモニタリング機関（CPT など）の間でも調整が図られるべきである（第 1 節参照）。特に、OPCAT では、NPM と SPT が直接コンタクトをとることを重視している。

調整を行うことにより、最終的には、モニタリング・プログラムの効率性が高まり、また当局のから見てもより効率的なものとなるようになろう。

### 3.3 訪問の準備

訪問の準備はそれ自体が重要である。計画・準備が不十分なままの訪問、モニタリングに関する基準および原則を遵守しない訪問、その他モニタリングの方法論にのっとりずに行われる訪問は有害にさえなる可能性がある。モニタリング訪問の準備をあるべき形で行おうとすれば、十分に時間を割いて次のことを行う必要がある。

- 情報の調査、収集および照合
- 訪問の目的の設定
- 集団としての任務および各自が担う任務に関する、チームとしての準備作業
- 資料および事務的側面の準備の確保

### 3.3.1 情報の調査、収集および照合

- 国内的・国際的規範および基準に精通する。
- 入管拘禁がどのような文脈で行われているかについての背景情報を収集する<sup>33</sup>。
- 訪問先に関する具体的情報を収集する。

#### 訪問先に関する具体的情報には次のようなものが含まれよう。

- 法令（内部規則、および、特に脆弱な状況に置かれた集団を対象として定められた具体的規則（第 4.8 節参照）がある場合には当該規則を含む）。
- 訪問する場所の定員、入管被拘禁者の人数および構成（ジェンダー別、年齢別および前述のような特別な脆弱性別）、ならびに、当該場所に他の者が拘禁されている場合には当該被拘禁者の詳細。
- 責任を有する当局、運営およびスタッフ体制ならびに責任系統（可能であれば組織図を含む）<sup>34</sup>。
- 被拘禁者の現在の出入国管理上の地位（庇護申請の回数、新規到着者に関する情報<sup>35</sup>、審理中または終了した申請、再審査、不服申立て、その他終了済みの救済措置、保留されている国外退去・退去強制、滞在条件違反を理由とする拘禁、拘禁期間など）。
- 被拘禁者が話す言語の詳細（通訳者の必要性および必要な人数、ならびに、通訳者の選抜に際して考慮しなければならない民族的、文化的または宗教的緊張関係の有無について判断するため）<sup>36</sup>。
- 以前の訪問時に得られた情報または他の情報源（他の国内的・地域的・国際的訪問機関、NGO、メディア、放免された被拘禁者、元被拘禁者または現在の被拘禁者の家族、弁護士、医師、慈善団体、拘禁場所で働いているボランティアなど）から得られた情報。
- その他、関連する情報。

モニタリング担当者は、事前に当局と連絡をとって事実関係に関する情報を求めることを含め、さまざまな情報源から主体的に情報を収集しなければならない。

拘禁されている人々と定期的に接する機会があり、したがって共有すべき有益な情報を持っている他の関係者<sup>37</sup>と面談することも非常に有益となり得る。訪問の前または訪問時に最初の顔合わせを行い、その後の段階でフォローアップの機会を持ってもよい。

収集された情報をもとに、取り上げなければならない問題が何であるか、追加的に情報を集めなければならない情報源はどこかについて照合、分類および優先順位の決定を行う必要がある。これらの情報を得ることで、最終的に、モニタリング・チームが最も重要な問題を中心に訪問を組み立て、かつ訪問の目的を設定することが可能となる。

### 3.3.2 訪問の具体的目的の設定

訪問の目的を当初から明確にしておくことはきわめて重要である。訪問の目的としては次のものが考えられる。

- 入管拘禁施設がどのように運営されているかを理解・分析し、特有の問題を明らかにすること。
- 特定のテーマに焦点を当てること（モニタリング担当者は、入管拘禁の期間が長いことや医療ケアにアクセスできないことなど、特定の問題についての苦情を受理し、または耳にしていたかもしれない）。
- 従前の訪問のフォローアップを行い、拘禁の特定の側面、個別ケース、または自らもしくは他の機関が過去に行った勧告の実施について確認すること。

訪問の目的は、訪問機関に委任された権限およびモニタリング戦略の全般的目的や、準備過程で対応の必要性が明らかになった問題および懸念によっても異なってくる。

### 3.3.3 モニタリング担当者による十分な準備

モニタリング訪問の準備には、モニタリング担当者がチームとして十分に準備を行い、各メンバー（通訳者を含む）に割り当てられた個々の任務について十分に態勢を整えられるようにすることも当然含まれる。これはチームリーダーの責任であるとともに、個々のチームメンバーの責任でもある。

#### 各チームメンバーには次のことが求められる。

- モニタリング訪問の目標、目的、作業計画、任務および予定についてよく理解しておくこと。
- 法的基準について、また訪問先である拘禁場所で運営上の懸念となっている問題について、十分に把握しておくこと。
- それぞれが専門とする知識およびスキルを考慮しながら、詳細な資料を事前に収集し、検討しかつ交換する責任を共有すること。
- 固定観念をもって臨まないようにしつつも、想定される事態については十分な心構えをしておくこと。特に、入管被拘禁者の一部または多くが非常に脆弱な心理状態にある可能性があることを承知しておくこと<sup>38</sup>。

### 3.3.4 資料面および事務面における準備の確保

#### 書類および装備

モニタリング担当者が適正な装備、個人の身分証明書、ならびに訪問を行うために必要なすべての認定証、許可証および身分証明書類の写しを持参するようにすることが重要である。これには、身分証明バッジや関連当局からの書簡、訪問機関に対してアクセスを認めた法令の写し、関連するやりとりの記録があれば当該記録、緊急の事態が生じたりアクセスに問題が生じた場合にすぐに連絡がとれる主要連絡先の電話番号などが含まれる。

その他の書類としては、チームによる情報収集の方法を標準化するためにあらかじめ作成した拘禁環境チェックリスト<sup>39</sup>や、訪問機関とその権限について関連の言語で説明した被拘禁者向けのパンフレットも考えられる。このような書類は、柔軟に活用される限りにおいて有益なものとなり得る。

## 見られ方への対応および敬意の表れた服装規定

自分たちに向けられる視線への対応は、拘禁モニタリングにとってきわめて重要である。モニタリング担当者は、客観性、公平性および独立性を有していなければならないが、それだけでなく客観性、公平性、独立性を有しているように見えなければならない。モニタリング担当者は、スタッフおよび被拘禁者に対して訪問機関の権限と調査手法の概要を説明するといった方法で、自分たちが独立性を有しているのだということを明らかにしなければならない。また、外観からわかる身分証明のための手段（ベストやバッジ等）を身につけることとし、当該身分証明手段をはっきりと提示して、当局者やそのスタッフの身分証明手段と容易に区別されるようにしておくことも考えられる。モニタリング担当者にとって重要なのは、自分たちが許可を得て当該施設におり、かつ当局および管理者側からはっきりと独立性を保とうとしているように見えることである。

加えて、「正しい」服装を着用することは、被拘禁者・当局双方との関係で生じうる予想外の問題を防ぐという文化的な意味合いも持っている<sup>40</sup>。すべての国、すべての状況に当てはまる黄金律は存在しないとはいえ、敬意の表れた、ふさわしい服装をすることはきわめて重要である。敬意をもって扱われていると感じた人間は、自らも相手に敬意をもって接するようになることが多い。

## 事務面の準備

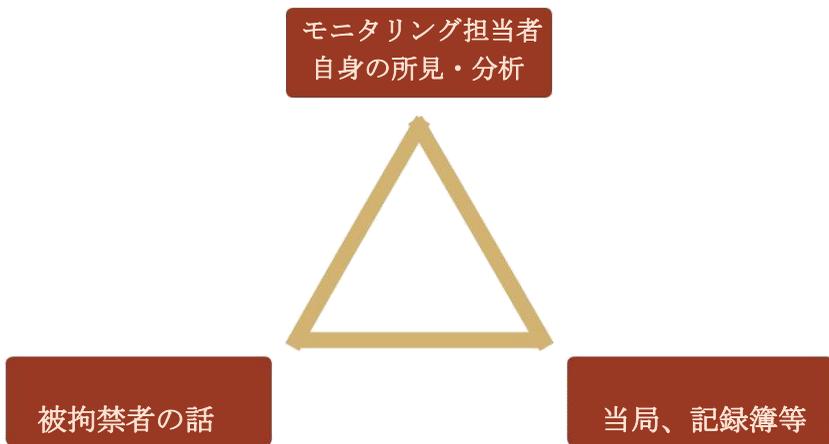
訪問機関は、訪問を実施するにあたって十分な時間的余裕と柔軟性を確保する必要があり、モニタリング訪問の計画にともなう事務面の準備を軽視してはならない。このような準備には次のものが含まれる。

- 必要なときは訪問の通告を行い、日時を設定すること（モニタリング・チームと拘禁管理者側との間で適宜連絡をとる）。
- 当該日時に拘禁場所へのアクセスが可能であることを確認しておく（例えば、季節的変動により、気候条件を理由として一部の拘禁場所にアクセスできないこともあり得る）。
- 紛争やその他の理由により不安定な地域において保安上の問題がないか確認しておく。
- 録音・録画機器や計算機器など、施設内に持ち込める物を確認しておく（持込みに制限を設け、または事前の持込み許可を要求する施設もある）。
- 移動・宿泊の手配をする。
- 必要に応じて通訳者を確保し、通訳者のための移動・宿泊の手配も行われるようにしておく。

## 3.4 訪問の実施

訪問の実施はモニタリング・プロセスの鍵となる段階である。拘禁の状態や被拘禁者の処遇を適正に調査するために、モニタリング担当者は異なる情報源から得られた情報のクロスチェックを行う必要がある（「三角測量」と呼ばれるプロセス）。いかなる情報も額面通りに受け取るべきではないからである。情報源には次のものが含まれる。

- 被拘禁者自身の視点
- 当局、スタッフ、および被拘禁者をケアしているさまざまな専門家の視点
- モニタリング担当者自身の所見および分析



### 情報の三角測量

訪問は次のような段階を踏んで行われるのが通例である。一部については順番を入れ替えることもできる。

- 施設長との最初の会見
- 施設の概要把握と観察
- 記録簿その他の文書の検討
- 手続きの観察
- 被拘禁者との面接
- スタッフとの面接
- 施設長との最後の会見

各段階がどの程度重視されるかは訪問の態様によって変わってくる。ただし、モニタリング担当者はこの一連の手続きを厳格なモデルとして理解すべきではなく、柔軟性を保ち、どのような状況に直面しても、必要に応じて計画の変更や通常の作業手順の変更を行う等の対応をとれるようにしておかなければならない。

### 3.4.1 施設長との最初の会見

入管施設を訪問した際には、まず訪問機関と責任者（または副責任者）との会談が持たれるべきである。これが当局との対話を確立する第一歩となる。訪問は、通告した上で行われることもあれば、通告なしで行われることもある。通告済みであれば、最初に述べておくべき形式的な事項の多くは訪問前に説明しておくことが可能である。ただし、いくつかの側面を強調しておくことが有益である場合もあることから、その点については注意深く繰り返してもよい。

訪問機関がすでにその場所で数回のモニタリング訪問を実施しており、深刻な妨害を受けることがなかったのであれば、最初に行うべき形式的説明は、儀礼的やりとりおよび前回の訪問後の基本的情報の提供と、（モニタリング・プログラムに具体的変更が加えられていない場合には）訪問は従前の例にのっとって実施される旨の保証に留めておくこともできる。

チームを2つに分け、1名または2名（チームリーダーを含むのが通例）が施設長か施設管理者と会い、他のメンバーは実質的訪問を開始して最も危険性が高い区域（隔離区域および保健施設など、人権侵害が生じる可能性の高い区域）の状況を直ちに確認することにするのがよい場合もある。

最後に、モニタリング担当者は、施設管理者と最後の会見を行う日時・場所についても合意しておく必要がある。その際には、訪問の結果を要約して説明する<sup>41</sup>とともに、管理者への緊急の注意喚起が必要な問題があればそれを提起することになる。

### BOX 3.7 施設長との最初の会見

最初の会見は（多くの）情報源の 1 つである。そこでの話し合いは、次のような目的のための重要な機会となる。

- ➔ 訪問機関、その権限およびチームメンバーを紹介する。
- ➔ モニタリング訪問の、特に今回の訪問の目標・目的を説明する。
- ➔ 訪問のためにかかると予想される時間（不測の事態に柔軟に対応できるようにするための時間的余裕を含む）を明らかにする。
- ➔ 特に次の点を含む作業方法を説明する。
  - チームとして何をできるようにしてもらいたいと考えており、またどこに行けるようにしてもらいたいと考えているか。
  - チームの独立性が現実に保障されており、かつチームの独立性が外観から見てとれることが必要不可欠であること。このことは、拘禁場所を付添いなしで自由に歩き回れることの必要性を裏付けるものであること。
  - チームがどのように活動するか（例えば、班に分かれて施設内の各区域に派遣されるか）。
  - すべての面接はプライバシーが守られる形で行われなければならないこと。
  - モニタリング・チームの活動および収集された情報（文書による情報か、口頭証言で得られた情報かは問わない）の利用は、プライバシーおよび秘密保持の原則によって律せられること。
- ➔ モニタリング担当者は訪問全体を通じて適切に振舞い、かつ内部規則と保安上の手続き、考慮事項にしかるべき注意を払うことを保証する。これらの規則および手続き（例えば火事、暴動等の場合の対応）についてブリーフィングを受ける。
- ➔ 最近の具体的情報を求める（注目すべき変化または出来事があったか、また特別なニーズを有する被拘禁者がいるか等）。
- ➔ 責任者に対し、訪問業務の中で直面する課題および考えられる解決策についての意見を求める。

### 3.4.2 施設の概要把握と観察

最初の訪問では、施設内のすべての区域を視察することがとりわけ重要である。施設全体を短時間でざっと見て回る視察は、チームメンバー全員で行ってもよい。このような視察は、管理者か、施設の配置およびサービスの提供状況について有益な情報を提供することのできる職員を同伴して行うことも考えられる。施設の配置図を作成すること、またはすでに作成されている配置図を入手することは有益な場合がある。このような配置図は、情報のクロスチェックの意味も含めて、被拘禁者やスタッフの面接の際に有益なツールとなり得る。

施設内を一巡りする視察を行うことで、モニタリング担当者は、当該施設の物理的環境および全般的雰囲気についての第一印象を持つことができる。そのような視察では次の点を対象にすることが考えられる。

- 諸施設およびその配置
- 物理的保安措置（外部・内部。塀、保安扉・保安壁、拘禁場所の異なる区域の分離状況を含む）
- 接遇のための施設（被拘禁者向け・面会者向け）
- 睡眠のための施設
- 入浴およびトイレの施設
- 給仕・食事のための施設
- 洗濯のための施設
- 医師による診察・ケアのための施設
- 法律相談のための施設
- 宗教的礼拝のための施設
- 面会のための施設
- 屋内外のレクリエーション施設
- 図書室および静穏な学習室
- 就労状況および作業場
- スタッフのための施設
- 分離施設、一時避難施設ならびに内部管理・規律保持のためのその他の施設。

モニタリング担当者は、このような全般的視察の過程で、特定の問題についての手控えをまとめてもよい。これには、脆弱な状況に置かれていて、訪問の残りの期間中、フォローアップのために個別に面接すべき者を特定することも含まれる。

全体の視察の後、モニタリング担当者はチーム内で簡単に打合せを行う必要がある。適切であればさらに少人数のグループに分かれ、それぞれの担当分野を定めて、特定の施設を再度視察し、より徹底的な状況の検証につなげるということも考えられる。

施設を最初に視察する過程で収集されたすべての情報は、被拘禁者および個々のスタッフの双方を対象とする個別面接の際に得られた情報とクロスチェックする必要がある。例えば、被拘禁者およびスタッフに対し、施設の中で最もよい場所と最悪の場所を 3 つずつ挙げるよう求め、その理由を尋ねることも考えられる。

### **BOX 3.8** 保安上の考慮

ほぼすべての入管拘禁場所で、安全および秩序を確保・維持するための内部規則が文書で定められているはずである<sup>42</sup>。一般的提案として、内部規則は遵守するのが賢明である。とはいえ、保安上の理由を根拠として、特定の場所（もしくはその一部）や特定の被拘禁者へのアクセスを制限したりアクセスに条件を課したりする場合には、モニタリング担当者はいくぶん注意を払う必要がある。

入管拘禁場所に拘禁されている人々は刑事処分の対象とされたわけではなく、そのことは安全面での評価を行う際にも参考にされるべきではあるが、だからといって保安上の危険性がすべてなくなるわけでもない。人々がその意思に反して拘禁されている閉鎖的環境であれば、緊張が高まり、火事や暴動の場合のように身体の安全が問題となることがある。自由を剥奪されることによる悪影響が明白である場合にはなおさらである。入管拘禁場所も例外ではなく、拘禁の方針や運用の仕方によって不安感や不確定さの度合いが高まっている場合には特にこのことが当てはまる。

スタッフが事後的に制限を申し出てくる場合、それはモニタリング担当者のために明らかに必要なものでなければならない。どうすべきかを決めるのは、最終的にはモニタリング担当者の判断であり、主としてチームリーダーが判断を行う責任を負っている。

### 3.4.3 記録簿その他の文書の検討

記録簿その他の文書は被拘禁者および施設についての重要な情報源である。訪問の最初の段階で（可能であれば事前に）これらの文書を調べることは有益であり、このことは訪問が数日にわたって実施される場合には特に当てはまる。その後、必要に応じてこれらの文書から得られた情報について訪問中に検証を行ってもよい。

施設の日常的な体制および運営状況を可能な限り明確かつ徹底的に理解するため、モニタリング担当者は、手始めとして次の文書へのアクセス（および可能な場合には当該文書の複写）を要請することが考えられる。

- 施設の内部規則：規則は、被拘禁者が話す複数の言語に対応しているか。
- 食事の時間およびその他の活動を示した予定表は掲示されているか。予定表は、被拘禁者が話す複数の言語に対応しているか。
- スタッフ勤務表（可能であれば、スタッフの体制とプロフィール、人数および男女の割合を明らかにしたもの）。

虐待の訴えがあった場合に、これらの情報をあらためて参照できるようにしておくことが重要である。

モニタリング担当者は、記録簿の記載がねつ造・修正された可能性があることを常に警戒しておくべきである。

また、モニタリング担当者は、拘禁場所で使用されている他の記録簿があるかどうかを確認しておかなければならない。

### 3.4.4 手続きの観察

モニタリング担当者は、拘禁環境内で運用されている諸手続きを観察・理解することができなければならない。正式な手続きと記録を検討した上で、実際の運用がどうなっているかについてモニタリング担当者自身の所見および証言とのクロスチェックを図ることにより、何

---

らかの重大な懸念が存在するかどうか確認するのに役立つことができる。

### BOX 3.9 記録簿

入管拘禁との関連で特に関心を持つべき記録簿および業務要綱には次のものが含まれる。

- 被拘禁者の入所・退所の記録簿（庇護申請を行っている等の出入国管理上の地位の態様も含む）
- リスクおよび特別な脆弱性を評価するための業務要綱
- 保護手続きおよび出入国管理手続きへのアクセスに関する業務要綱
- 外部の助言・支援へのアクセスに関する業務要綱
- 用意されている場合、懲罰措置または行うことが可能とされている独房監禁の記録簿
- 医療記録簿
- 事件・事案（有形力の行使等）の記録簿
- 苦情申立てに関する業務要綱
- 放免および退去強制・国外退去の記録簿

モニタリング担当者は、諸手続き、勤務表および活動予定を確認し、モニタリング訪問の際に予定されている職員配置や活動の日時をメモしておくのもよい。訪問中、特定の職員配置や活動がその通りに行われていることを確認できず、むしろ問題が浮かび上がってきた場合、しかるべきフォローアップ訪問や再度の訪問の予定を立てる価値があるかもしれない。

一例として、到着、受入れおよび登録の段階の手続きを観察することにしてもよい。特に難民申請者および無国籍者にとって、これは脆弱性が最も高まる時点の1つである。

### 3.4.5 被拘禁者の面接

訪問の中でも最も重要となるのは、被拘禁者と話をし、拘禁中の状態および処遇についての経験を直接聴き取ることである。面接では、相当に繊細で複雑な問題に対する客観的な問いかけが行われる。これは、繊細な配慮と敬意を要するとともに、文化的要因、宗教的要因、年齢、ジェンダーおよび多様性に関わる要因に合わせた適切な対応が求められる。

入管拘禁の対象とされている人々を面接する際には、これらの人々が通常とはきわめて異なる環境に置かれており、そのために被拘禁者の自意識や健康状態に悪影響が生じているであろうということに留意するのが重要である。このマニュアルで強調しているように、自由を奪われたすべての者は脆弱な状況に置かれる。そして、いかなる拘禁場所であっても、個人は当局に対する関係で脆弱な状況に置かれている。入管拘禁によって生じる影響としては、急性ストレス、不安感・恐怖感、時間の観念の喪失、記憶の減退や一時的記憶喪失、強迫観念、既往の精神上的の疾病の悪化、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、抑うつ、ならびに自傷を含む暴力的行動などを挙げることができる。ここに挙げたような形、あるいはその他の形で影響が出ている被拘禁者は著しい混乱状態を見せる場合がある。

さらに、被拘禁者と雑談や非公式な会話を交わすことは、信頼関係を構築し、情報を集めるための貴重な行動の一つである。

#### グループ面接

グループ面接を行うことは、モニタリング訪問にとって、より多くの被拘禁者と接触できるという利点を有している。ただし、グループ面接では秘密が守られないため、配慮を要する問題（処遇、スタッフ・他の被拘禁者との関係など）については話ができなくなる。また、1～2名の者がグループの「リーダー」としてその場を支配し、他の者の代弁をしようとするおそれもある。これは、その者が現地の言語を

話すことができ、スタッフから特別な待遇や特権を得ているからであるという可能性もある。したがって、グループ面接はそれだけでは不十分である。

### BOX 3.10 情報源および情報の保護<sup>43</sup>

訪問の過程で、情報源の保護のために用意していた戦略を再検討しなければならない場合もある。被拘禁者に対し、自分自身の安全について何か心配な点はないか、尋ねるべきである。被拘禁者が不安を持っている場合、面接担当者は、情報源を保護するためにチームとして用意している戦略について説明しなければならない。状況によっては、相応の人数の被拘禁者に対して面接を行って、高度の配慮が必要な情報源が特定できないようにすることや、証言と個人情報との詳細とを分離することなどもこのような戦略に含まれよう。面接の際、面接担当者は、他の被拘禁者が行った陳述にあからさまに言及することがあってはならない。また、面接担当者は、非拘禁者の意見を聞いて、制裁や報復を防止するために再度の訪問を行うことの必要性・妥当性について判断する必要がある。

グループを対象として話をすることは、共通の問題を明らかにし、非公式なリーダーを特定し、かつ当該施設や被拘禁者の雰囲気、集団のダイナミクス、施設の体質についての感触をつかむ上で、有益な方法である。入管拘禁の現場は男女混合の環境で家族集団が含まれていることも多いことから、男女別の小グループ面接、家族単位の面接、出身国、性別もしくは年齢に基づくグループを対象とした面接を実施することが望ましい場合もある。

グループ面接の時間はあらかじめ決めておくのがよい。会話が自由に進むようにしておく必要はあるが、收拾がつかなくなればモニタリングの任務から逸脱し、過度に時間をとられてしまうことになる。グループ面接では、モニタリング担当者と訪問機関の権限に関する一般的説明の後、当該拘禁場所における主要な問題は何かと考えているかについて自由に答えられる質問を最初にするべきである。このことは、それが最初のモニタリング訪問である場合にはとりわけ重要となる。回答をきっかけとして追加質問が出てくることもあるが、その一部についてその場でさらに掘り下げ、他の問題については個別の面接でフォローアップを図ることも可能である。

モニタリング訪問が定着していくのにもない、グループ面接の焦点を絞っていくこともできる。ただし、入管被拘禁者の構成は定期的に変わっている可能性が高いことを念頭に置かなければならない。これは、集団のダイナミクスにも、個別あるいは集団としての懸念事項にも著しく影響を及ぼす可能性がある要因の 1 つである。グループ面接で収集された情報は、他のあらゆる情報と同様、別のやり方でクロスチェックの対象とするべきである（個別の面接、チームによる独自の観察、書面化された証拠、他の情報源との照合）。

### 個別の面接および期待への適切な対応

入管被拘禁者を対象として行う個別の面接は、拘禁中の日常生活に関する情報を収集するのみならず、被拘禁者がその日常生活をどのように経験しているのかについて把握するための機会でもある。前述の通り、入管拘禁は、自分が国民である国または常居所を置いている国以外の国の領域に不法に入国・在留したことを原因として行われるのが通例である。法律で拘禁期間の上限が規定されている場合でさえ、具体的に期間がどの程度になるかは定められず、偶発的要因（身元や出入国管理上の地位の確認などを理由とする）に左右されることが多い。このような不確定さがなぜ、誰の責任で生じるのか、被拘禁者にとっては理解が困難である場合があり、そのため、自分の自由は、権力または影響力を有する立場にある者の裁量次第であるとの見方が助長されることがある。これによって、スタッフ、管理者側および上級当局との関係で自分は脆弱・無力であるという被拘禁者の感覚が強まるとともに、モニタリング・チームに抱く期待も高まる場合がある。チームが所属する訪問機関に司法的または準司法的権限が与えられている場合を除き、モニタリング・チームにはそのような力があるという被拘禁者の認識または思い込みを払拭するよう留意しなければならない。このような期待に対して専門家らしく、確固たる姿勢で、かつ思慮深く対応するとともに、時間・資源の制約と柔軟な対応の必要性に気を配りながら、被拘禁者が自分の悩みを詳しく述べる十分な機会を持てるようにすることは、面接担当者の責任である。また、面接を行うことで、面接対象者がいずれかの権利またはサービス（食事時間、面会時間、図書室の利用など）にアクセスできなくなったりしないようにすることも重要である。

## インフォームド・コンセントと面接の秘密保持

面接の過程で個別ケースに関する情報を収集する際には、当該被拘禁者に対して十分に説明を行った上で明示的の同意を得ることが必要である。被拘禁者に対し、データ収集の具体的目的と、面接後にデータがどのように処理されるのかを知らせなければならない。このことは、特に、データがいずれかの第三者と共有されるかどうかに関連して問題となる。原則として、個人情報厳格な秘密として扱われなければならない、開示は、特定の目的にしたがって、かつ被拘禁者本人が合意した条件に基づいてのみ行われるべきである。

同時に、かつ同意の如何にかかわらず、モニタリング担当者は、情報提供者への脅威を評価するとともに、被拘禁者の個人データを何らかの形で処理することの潜在的リスクとその利点を比較衡量するという責任を負う。子どもとのやりとり、通訳者を通じてのやりとり、非識字者とのやりとりに際しては格別に配慮しなければならない。これに関連して、モニタリング担当者は、常に被拘禁者の保護について慎重すぎるくらいの注意を払うべきであり、子どものケースではその最善の利益を顧慮すべきである。そのためには、匿名性を確保するための追加的措置をとらなければならないこともあり得る。

実務のあり方として推奨されるのは、「インフォームド・コンセント・フォーム」を作成し、以上のすべての点について説明が行われたこと、および対象者が面接に同意したことを記録しておくことである。名前を出すこと、または自分のケースの詳細を匿名で利用することについて対象者が同意したか否かチェックする欄を特に設けておいてもよい。

### 面接は誰が行うのか

2つの選択肢がある。面接を1人で行うか、ペアを組んで行うかである。ペアでの活動は、面接を行うにあたって、被拘禁者の支援の面、効率性の面、および説明責任の面で優れた方法になりうるという利点があるとともに、保安上の問題が起きた際にある程度の安全を確保することにもつながる。その場合には業務分担をはっきりさせておくこと（1人が面接を主導し、もう1人が記録をとるなど）が望ましい。

（通訳者を入れて）3人以上で面接を行うことは、被拘禁者が威圧感を覚える可能性があり、また面接の進行管理も難しくなることから、推奨されない。

### BOX 3.11 面接対象者の選定

訪問の目的によって、計画段階で次のような混合選定戦略を考慮することが可能である。

- 「無作為選定法」：例としては、最初に施設を視察する際、後から個別に面接すると興味深いと思われる者に（例えば庭で）目星をつけておく。登録簿から無作為に（例えば5人に1人ずつ）選定するやり方もある。
- 特定の基準に基づいて選定する。例えば、最近になって入国した者、脆弱な状況に置かれている特定の者、怪我の報告がある被拘禁者、自傷、「事故」による受傷、有形力の行使および隔離措置の記録がある被拘禁者など。または登録簿から無作為に選定する。

すでに述べた通り、訪問チームの男女構成はきわめて重要な考慮事項の1つである。このことは、個別の面接にとってとりわけ重要となる。強姦、性的虐待その他の暴力が主張されているケースでは、被害者が男性の場合でも女性の場合でも、面接担当者の性別を選択できるようにすべきである。そのような主張が行われることが事前にわからない場合もあるため、可能であれば、面接に先立って、面接を担当するのは男性と女性のどちらがよいか、また通訳者が必要となる場合には男性・女性どちらの通訳者がよいかを被拘禁者に尋ねることが求められる。その際には、可能な限り被拘禁者の要望に沿った対応がとられなければならない。

### 面接対象者の選定

場合により、モニタリング担当者は誰と個別面談を行うかを選ばなければならないことがある。選定される対象者は、可能な限り当該施設にいるさまざまなカテゴリーの被拘禁者から選ばなければならない。少人数しか拘禁されていない小規模施設では、モニタリング担当者やオブザーバーが特定の被拘禁者を選んだり、接触しようとしたと捉えられないようにするため、「全員と面接するか、誰も面接しない」<sup>44</sup>原則の適用が推奨される。モニタリング担当者はまた、自分た

ちに接触しようとしてくる者<sup>45</sup>やスタッフが提案する者だけと話をすることもなく、配慮すべきである。ただし、いかなる被拘禁者もモニタリング担当者との話を強制されるべきではない。

選定の過程では、当該入管施設内に存在するリスクをマッピングすることが有用となる。例えば、特定の国の出身者や、差別の対象となっていることが報告されてきたマイノリティの出身者は、特に当該訪問が差別の問題に焦点を当てて実施されるものである場合には、常に含まれるべきである。

### 面接はどこで行うべきか

個別の面接を行う場所の選択は、これまでに述べてきたすべてのポイントとの関連で、きわめて重要である。面接場所は、実際に安全であり、かつ安全であると感じられる場所であり、個人の尊厳が尊重され、立ち聞きされることのないところに位置し、かつ、プライバシーと秘密保持を維持するのに十分な程度で隔離されている必要がある。スタッフ・管理者側と関連のある場所（管理事務室など）は避けるべきであり、また個別の面接の実施場所に関してスタッフ・管理者側の指示に従わなければならないと思う必要はない。ここで会いたいと思う場所があるかどうか、被拘禁者に尋ねるべきである。被拘禁者自身が可能な限り安全を実感でき、気持ちを楽にできる場所であることを面接担当者が重視している旨、被拘禁者に念を押すことも考えられる。施設によって異なるが、このような場所としては弁護士相談室、居住区画（ただし共用部分もしくは他の者がいる可能性のある場所は除く）、レクリエーション室もしくは面会室、中庭もしくは屋外レクリエーション区域、または図書室が考えられよう。

### 面接の開始

被拘禁者との個人面接を開始するにあたり、面接担当者は、自己紹介とともに、他のメンバー（立ち会っている場合）および所属先である訪問機関、また通訳者がいる場合には当該通訳者の紹介を行うべきである。このような紹介の時点で、チームのメンバーは被拘禁者の信頼を獲得し、被拘禁者が安心感を持つようにする必要がある。被拘禁者が自己紹介をし、自分のことを話す適切な機会が与えられなければならない。面接担当者は、導入の一環として、面接中いつでも質問に答え、説明要求に応じる旨、伝えてもよい。

### BOX 3.12 面接の開始に際して

面接を開始する際には、次のような対応をとることが考えられる。

- 訪問機関の独立性を強調する。
- モニタリング訪問の目的と限界について説明する。
- 誤った希望や非現実的な期待（例えば、チームが個別ケースの解決や地位の決定を左右できるなど）を持たせないよう、チームとしてできることとできないことを説明する。
- 被拘禁者に対し、これがモニタリング・チームに情報を提供する重要な機会である旨、念を押す。
- 苦情または主張をきっかけとして、他の面接または書類の検討を通じて得られた情報を検証・確認する必要性が生じる可能性もあることを説明する。
- フォローアップとしての事実確認およびクロスチェックは当事者の明示的合意を得た上でなければ行われず、またプライバシーおよび秘密保持に対する権利を阻害しない形式がとられる<sup>46</sup>旨、説明する。

### 面接の実施

モニタリング担当者は、被拘禁者との面接の際の言葉や表現の選択に注意を払う必要がある。モニタリング担当者は、可能な限り簡潔明瞭で曖昧さのない言葉を用いなければならない、相手に対する敬意を持ち、かつリラックスした態度をとる必要がある。インタビューの相手とその発言について憶測を抱かないよう注意するとともに、装飾、誇張または虚偽と思われることについても、批判的になるのではなく、むしろ注意を払って聴くことが望まれる。また、被拘禁者の回答に制限を加えたり、影響を与えたりしないようにすることが重要である。そのため、答えを誘導するような質問ではなく自由に答えられる質問をすることが推奨される。すなわち、被拘禁者に考えを吹き込むのではなく情報を引き出すことを目的として質問をするということである。

面接担当者は、より詳しい情報を求める態勢を整えておかなければならないし、同じ質問を異なる言い方でする用意もしておかなければならない（これは、被拘禁者だけではなく通訳者のためにもなる可能性がある）。面接中、モニタリング担当者は質問の流れから被拘禁者が脱線しないようにしなければならぬが、他の問題につながっていく議論に対しても開かれた姿勢を維持しておく必要がある。話が脱線した時は、その問題を記憶に留めて後からフォローアップするか、そのまま話を続けて後から元々の話題に立ち返ることが必要になるかもしれない。

不信感、猜疑心および沈黙についても、その原因（官僚主義的対応による機能不全や腐敗など）が何であれ、その存在を認知して適切に対応することが重要である。被拘禁者は深い猜疑心を持っていて容易に口を開かないこともあり、またそうするだけの理由がある場合もある。これによって、被拘禁者とスタッフ・管理者側との関係に影響が生じ得るだけではなく、モニタリング・チームが個別の面接において被拘禁者との間に有効なコミュニケーションをとるための関係、信用および信頼を確立することができるかどうかにも影響が生じる可能性がある。

個別の面接では、特定の差し迫った目的があって行われる面接でない限り、入管被拘禁者に影響を与えている幅広い問題を一般的に網羅し、被拘禁者自身が見たこと、および経験したことを、肯定的なものも否定的なものもあわせて記録するべきである。

### **BOX 3.13** 備忘録

グループ面接または個人面接のためのチェックリストは、公式の枠組みというよりは備忘録として、すべての重要な論点が網羅されることを系統的に確保するための、非常に有益な手段となる。ただし面接の過程では常に、被拘禁者が自分の懸念していることについてより自由かつ自発的に話せるよう、十分な時間と柔軟性が確保されるべきである。これに関連して、チェックリストの使い方があまりに厳格あるいは機械的である場合、形式的になり過ぎて面接の趣旨から遊離してしまうだけでなく、取り調べや反対尋問の質問パターンを連想させてしまうおそれもあることをモニタリング担当者は自覚していなければならない。これは何としても回避する必要がある。

### BOX 3.14 録音・録画機器

訪問機関が拘禁場所への録音・録画機器（カメラ、携帯電話、テープレコーダーまたはビデオレコーダー）<sup>46</sup>の持込みの許可を得ている場合、面接担当者は、収集する情報の一部または全部を電子的に記録することのリスクと利点を比較衡量しなければならない。リスク（および利点）は保護に関連したものである場合もある。すなわち、情報の出所の特定を招く、内容が破損されやすい、たとえ録音・録画機器の使用が許可されていても押収されるおそれがあるということもあれば、肯定的な面では、電子化・デジタル化された記録によって保護が強化されることもあるかもしれない。同様に、録音・録画機器によって議論が活発になるか、または抑制されるかという問題も出てくる。すなわち、面接担当者が顔を下に向けて細々とメモをとらずに済めば被拘禁者と良好な関係を確立する可能性が高まるかもしれないし、録音・録画によって面接のペースが速まることもあれば、微妙な問題について被拘禁者が話したがらなくなるということもあろう。いずれにせよ、被拘禁者の（書面または録音・録画による）明示的同意を求め、これを得ておくことが必須である。この点、被拘禁者に対し、いつでも録音・録画機器のスイッチを切るよう求める権利があるとあらかじめ伝えておくことも考えられる。モニタリング担当者が秘密録音・録画機器を用いることはあってはならない。

### 通訳者との協働<sup>47</sup>

信頼が置ける独立した通訳者にアクセスできることは、入管拘禁の文脈ではきわめて重要である。被拘禁者（さらにはスタッフおよび関連の情報を持っている可能性があるその他の者）が話す言語は何かによって、訪問チームは1名または複数名の通訳者を同行させなければならないことも多い。通訳者の選定は、男女のバランスや専門的能力だけではなく、面接の質に影響を与えうる文化的・宗教的考慮事項にも注意を向けながら、慎重に行う必要がある。面接担当者は、特に、拘禁施設スタッフ、他の被拘禁者、友人または家族構成員のような他人（すなわち経験や客観性を欠いている可能性がある者や面接の結果に利害関係を有している可能性がある者）の使用については格段に慎重であるべきである。

施設担当の当局との打ち合わせの際にも、被拘禁者と個別に面接する際にも、通訳者の役割を明確にしておくことがきわめて重要である。通訳者はいかなる会話も主導しないのであり、したがって、いずれかの側に座るのではなく、面接担当者と被拘禁者の双方から見える場所に座らなければならない<sup>49</sup>。

通訳者と協働することは特別なスキルの 1 つであり、思慮深い簡潔な質問を行うことと、洞察力を駆使しながら耳を傾けることが必要になる。通訳の正確性は非常に重要である。質問がどのように表現されるか、また面接担当者がどのように話を進めていくかは回答者に重要な影響を及ぼし得るのであり、通訳者はそのようなニュアンスに自覚的でなければならない。入管被拘禁者は、面接担当者を信用するだけではなく、通訳者も信頼する必要がある。面接時の基本的ルールを設けて適切な進行を図るとともに、通訳者も守秘義務を有することを被拘禁者に対してははっきりさせておくのは面接担当者の責任である。また、当たり前のように思われても、面接は面接担当者と被拘禁者との間で行われるものであることを忘れないようにすることも重要である。したがって、アイコンタクトと意思疎通は、通訳者ではなく被拘禁者との間で確立するように注意しておかなければならない。

### **BOX 3.15** 通訳者

通訳者にはプライバシーおよび秘密保持を尊重する義務がある。通訳者の選定に際しては、拘禁場所で作用しているダイナミクス（社会的、文化的、宗教的および政治的違いを含む）を考慮しなければならず、状況によっては通訳者の背景を慎重に精査する必要が生じることもある。閉鎖的環境（特に孤立した地域にある施設）では、通訳者は、秘密情報にアクセスできるために非常に強い力を持つか、あるいは逆に非常に弱い立場に置かれる可能性がある（その両方であることもある）。そのため、通訳者を輪番制で定期的に交代させたり、スタッフ・管理者側が日常的に利用している通訳者と同じ人物ではないようにしたりすることにより、これらの問題に適切に対応することを検討しなければならない場合もある。

最後に、面接担当者は、ボディランゲージ、表情、アイコンタクトなど、通訳者と被拘禁者との間で生ずる非言語コミュニケーションや微妙なダイナミクスに常に注意を払っておく必要がある（ただし、そこから結論または意味を導き出すことには慎重でなければならない）。ここでも、通訳者がいた方が安心できるとはいえ、多くの被拘禁者は面接時に主に用いられる言語をある程度知っているであろうことに注意しておくことが重要である。例えば、言葉はわかっても、自信を持って話せないという場合もある。

### 3.4.6 スタッフとの面接

主要な情報の確認のために、または被拘禁者等から提起された問題の検証もしくはクロスチェックのために、スタッフとの面接を行うことも考えられる。適用される面接技法・原則の多くは被拘禁者の面接の場合と同じである。拘禁場所で働くスタッフと管理者の福利は、それ自体として重要であるだけでなく、被拘禁者の福利や安心感にも直接影響する。スタッフおよび管理者は自由を奪われているわけではないが、ストレスや不安を感じたり、痛ましい事件を目撃したり、攻撃的・暴力的行動の被害を受けたりしている場合さえある。もちろん、脅迫、虐待、ネグレクトを行ったり、これらを黙認したりしたこともあるかもしれない。自分の仕事に誇りを持って楽しんでいる場合もあれば、やりがいのない仕事、低賃金の仕事、憂鬱でさえある仕事だと感じている場合もある。

一般的に言って、スタッフは 2 つの職務を担っている。安全の維持とサービスの提供である。これらの職務を遂行するのがそれぞれ異なるスタッフ集団であるかどうかは、拘禁場所の規模および性格による。どちらの職務に関する情報も、モニタリング・チームにとって関連性を有するものである。スタッフの中には、他のスタッフよりも多くを語りたがらない者や、モニタリング・チームを脅威と捉えている者もいるかもしれない。とはいえ、辛抱強い姿勢を保つことが重要である。スタッフがどのように振舞い、調査に対してどの程度受容的であるかというそのこと自体が手がかりとなり、拘禁環境の体質を明らかにしてくれる場合もある。スタッフは被拘禁者の日常生活から切り離せな

い存在であることを忘れてはならない。

モニタリング・チームは独自の判断をしなければならないが、上下関係を念頭に置きつつ、数名のスタッフを対象にグループ面接を行うのが適当である場合もある。ここでも被拘禁者のグループ面接の場合と同様の原則が適用されるべきである。このようなグループ面接は、特に、個別の面接の対象となりうる者を特定する機会となる。スタッフの一人がチームに接触してきて個別の面接を要請する場合、チームに提供すべき機密情報を有しているからであるかもしれない。また、虐待で告発されるのではないかと恐れる者による保身である可能性もある。いずれにせよ、チームとしては、自ら要請してきたスタッフだけを対象として個別の面接を行うことがないようにしなければならない。スタッフも制裁や報復からの保護を必要としていることがあるためである。

スタッフから、入管拘禁場所の外でモニタリング・チームのメンバーと会いたいと要請される場合もある。チームとしては、スタッフ個人を保護するための措置をとらなければならないこともあることから、このような要請への対応には慎重を期す必要がある。例えば、当該スタッフが拘禁場所で不必要な注意を向けられることがないようにし、また監視のおそれが最小限となるような施設外の場所が選ばれるよう、配慮しなければならない。身元および情報を保護するために、被拘禁者と同様の措置をとることが求められる。

### 3.4.7 施設長との最後の会見

モニタリングの職務にとって建設的対話が重要であることを踏まえ、すべてのモニタリング訪問は、施設管理者、すなわち当該拘禁場所の責任者との会見で締めくくられなければならない。責任者との会見は、儀礼としてであったり、訪問で得られた重要な知見を伝える目的、フォローアップの対象とすべき問題を特定する目的、あるいはルフルマン（追放・強制送還）や拷問その他の形態の虐待を防止するために緊急の介入を要するケースを提起する目的など、多くの面で重要となる。モニタリング・チームは事前に集まって打ち合わせし、会見の進

行と内容について合意しておく必要がある。会見は、モニタリング訪問の終了時に、事前に合意していた時間に行われるべきである。

モニタリング・チームは、この最後の会見で、施設管理者に対して自分たちの知見を要約して示すことが求められる<sup>50</sup>。施設管理者の反応をうかがうことは、拘禁場所の体質についての理解を深める機会である。施設管理者が開かれた姿勢で対話に臨む場合、これによって議論が活性化され、拘禁の状態や被拘禁者についての施設管理者の見解や拘禁の状態に関する問題点が生じている理由が明らかにされる場合もある。次の段階が報告書の起案と勧告のとりまとめであることを踏まえ、施設管理者に対し、どのような改善策がありうるか、それをどのように進めることができるかについて見解を表明するよう求めるのも有用である。報告書がいつごろ送付されるか、また施設管理者以外の誰に送付されるかを施設管理者に伝えることも考えられる。

モニタリング・チームが、ルフルマン（追放・強制送還）や保護手続き・出入国管理手続きへのアクセスの拒否、あるいは人権侵害が行われた証拠など、重大な問題を発見した場合、責任のある当局を通じてこれに対応しなければならない。第一に、そうすることで、情報を提供してくれた被拘禁者やスタッフに対する制裁・報復のおそれが低減される。第二に、ルフルマン（追放・強制送還）および手続きへのアクセスに関わる問題は、通常は中央出入国管理当局が扱う案件である。

特段の問題が発見されなかった場合、施設管理者との最後の会見は形式的なものとし、より雑談に近いものにしてもよい。

### 3.5 訪問後

モニタリング訪問はそれ自体が目的ではない。むしろ、入管被拘禁者の処遇および拘禁の状態の改善を目的とした過程の一部である。訪問そのものは主として情報収集の目的で行われる。防止措置の1つとして訪問機関が赴くことの重要性はけっして過少評価できないが、フ

フォローアップは多くの点で同じぐらい重要であり、おそらくはより重要である。フォローアップは、あるべき状態と実態とのギャップを分析する形をとって行われなければならない。さらに検討する必要があるのはそのギャップ自体である。意味のある変化はそこから生じ得る。

### 3.5.1 チーム・デブリーフィングおよびメンバー別デブリーフィングの設定

#### チーム・デブリーフィング

チームは、訪問の実施中に中間デブリーフィングを目的として打ち合わせを行い、情報の比較および三角測量（情報源同士の突き合わせによる確認）を行うとともに、訪問後にも、知見について話し合って合意するための打ち合わせを行うことが推奨される。チームリーダーは、デブリーフィングを促進し、訪問の一貫性を確保する上で有用な役割を果たす。デブリーフィングの際にメモをとるのもチームリーダーの役割であるのが通例である。

#### 個別デブリーフィングおよびグループ・デブリーフィング

前述の通り、入管拘禁場所への訪問はきわめて過酷な業務になる可能性があり、時には深い精神的影響を及ぼすこともある。モニタリング・チームのメンバーが、著しく窮迫した状況にある者や、抗議や自傷行為を行った者もしくは他の想定外の危機的事件に関わった者を目撃した場合にはなおさらである。

可能であれば、メンバーが危機管理戦略について若干の研修を受けることが望ましい（ここではデブリーフィングの重要性が強調されるはずである）。たとえ消耗や苦悩の徴候を示さないメンバーがいたとしても——または全員がそうであっても——、すべてのモニタリング担当者が定期的デブリーフィングを受けるよう要求されるべきである。

#### BOX 3.16 訪問後

一般的原則として、訪問機関は訪問後に次のことをするべきである。

- チーム・デブリーフィングおよびメンバー別のデブリーフィングを設定する。
- 訪問の結果得られた知見を検討・分析し、内部文書を作成する。
- 訪問機関の知見の概要を実行可能な勧告とともにまとめた、責任のある当局向けの外部報告書を速やかに作成する。
- 勧告の実施を注意深くモニターする。

理想的には、個別のデブリーフィングとグループ・デブリーフィングの双方が適切な資格と経験を有する者によって行われることが望ましい。

### 3.5.2 分析および内部文書の作成

訪問チームは、モニタリング訪問の過程で収集したすべての情報の照合・分析を行って内部文書を作成すべきである。内部文書は、複数あるいは継続的なモニタリング訪問を通じた運用、形式および傾向（良い面と悪い面の両方を対象とする）について比較分析を行えるよう、一定の書式にしたがって作成する必要がある場合もある。この内部文書は、訪問機関が作成する最も包括的な訪問記録であり、再度の訪問を実施する際のきわめて重要なリソースとなる。内部文書は、その後の訪問の際に可能な限り利用しやすいよう、よく整理され、情報の出所がきちんと示され、かつ徹底した分析に基づくものでなければならない。十分な分析が行われていない情報や論理的に整理されていない情報は、すぐに情報としての価値を失ってしまう。

訪問機関は、この内部文書をもとに、関連の法的基準や望ましい実務のあり方を指標としながら、収集された情報を検討することができる。初回の訪問ではない場合、前回の訪問以降に改善または後退が見られたことを示す事実があれば、それを注記しておくべきである<sup>51</sup>。

### 3.5.3 報告書

報告書は、被拘禁者の保護およびその状況の改善のために訪問機関が利用することのできる最も重要な手段の 1 つである。訪問機関の権限は改善措置の実行にまでは及ばないのが通例だが、報告書を発表し、勧告を行う訪問機関の権限にはかなりの意味がある。これは、国内レベルか国際レベルかにかかわらず、訪問機関の権限として承認されているものである。このような報告書は、懸念される問題について政府と対話するための基盤となり、また今後のフォローアップのための継続的基準点となる。報告書を公に発表するかどうかは、訪問前に決定

した上で当局に伝達しておくことが望ましいが、事後的に、報告書を内部文書に留めておくべき十分な理由が生じる場合もある<sup>52</sup>。

### BOX 3.17 内部文書

内部文書には次のような内容を記載する。

- 入管施設に関する全般的な事実関係。
- 訪問そのものに関する全般的情報（メンバー（名）、日程、訪問期間、狙いおよび目的を含む）。
- 訪問中に得られた主要な情報（例えば、明らかになった主な問題、分析および主要な知見、当局と訪問機関によるフォローアップ措置、次回のモニタリング訪問時にフォローアップまたは確認の対象とすべき問題など）。
- 推奨される訪問頻度（次回訪問の仮日程を含む）および連絡先一覧。
- 外部との共有は想定されないが、今後行われる可能性があるフォローアップ訪問との関連で活用するために記録しておく必要がある部外秘情報。

訪問機関は、報告のあり方について独自の戦略を決定しなければならない。この点は、モニタリングがどのような状況下で行われ、どのような問題が浮上するかによって変わってこよう。訪問機関は、最終的に、拘禁当局に対して訪問の結果が確実に伝えられるようにしなければならない。この点、口頭のブリーフィングだけでは不十分である。

すべての報告書は、個別の訪問で注意深く記録された資料に基づくものでなければならない。報告書の内容は、最終的には訪問機関が決定すべきものである。ただし、モニタリング・チームの構成、訪問の日時、訪問を実施した理由およびフォローアップ訪問については記載しておく必要がある。報告書そのものの刊行日も明示しておかななければならない。訪問の目的を記載し、モニタリングの方法（情報の検証およびクロスチェックに用いた手法も含む）を要約して示す必要もある。最低限、主要な（肯定的・否定的）知見を、問題の重大性と緊急性にしたがって序列化した上でテーマ別に要約するとともに、関連する勧告と、適当な場合にはその実施状況に関する報告も掲載しなければならない。

### BOX 3.18 報告に関する5つの一般的原則

- ① 正確さと精度
- ② 明示的なインフォームド・コンセントを得た上での、かつ必要な場合に限っての個人情報の開示
- ③ 使用言語と用語法の一貫性
- ④ 適時性
- ⑤ 行動志向型

報告書には以下のようにさまざまなタイプがある。

#### 訪問報告書

個別の訪問報告書を作成する意図が訪問機関にある場合、モニタリング・チームの主な知見と、施設管理者との最後の会見で何らかの問題が浮かび上がった場合にはその問題を提示するのが通例である。このような報告書は他の形態の報告によって補完されるのが一般的であり、したがって相対的に短いものとなり得る。最も重要なのは、このような報告書が訪問後可能な限り早期に作成されること、勧告を含むものであり、建設的な関与および対話といった利点の強化につながるものであることである。

#### 定期報告書

定期報告書では次のいずれかについて記録・概観することが考えられる。

- 一定期間内に特定の場所1ヵ所に対して実施した訪問
- 一定期間内に複数の場所に対して実施した訪問

このような報告書では、統計的データおよび状況の概要とともに、人権基準の遵守状況に関する一般的分析を提示する。

期間中にどのような勧告が行われ、あるいは実行に移されたかを記録しておいてもよい。対象とされる期間は、訪問機関の権限、諸状況および訪問機関の実務のあり方によって変わってこよう。発行頻度は、毎月、年4回、年2回または年1回が考えられる<sup>53</sup>。

### テーマ別報告書

テーマ別報告書では、あるモニタリング訪問または一連の訪問の全般的結果を反映させようと努めるのではなく、特定の問題（医療ケアへのアクセスなど）または選ばれたいくつかの問題（医療ケアへのアクセスおよび特有の脆弱性を有する者など）の分析を行う。

### 緊急報告書または事件報告書

暴動やハンガーストライキなど特定の問題について緊急の対応が必要とされる場合には、緊急報告書または事件報告書を作成するのが適当であることもあり得る。

## 3.5.4 勧告のとりまとめ

モニタリング訪問それ自体が目的ではないのと同様に、勧告もそれ自体が目的ではない。意味のある勧告をまとめることは、モニタリング訪問の中でも最も難しい課題の1つとなり得る。勧告は明確、具体的かつ実行可能なものでなければならない。勧告が明確かつ具体的であるほど、実行に移される可能性は高まる。拘禁の状態を包括的かつ体系的に記録・分析することにより、明確で具体的な勧告をまとめることがより容易になる。

勧告は、的確な権限を有するレベル、すなわち勧告を実効あらしめるために必要な変革・調整を行う権限のある役職の者に向けて行う必要がある。問題の根本的原因が他にある場合、勧告は複数の対象に向けたアプローチをとることとし、ある問題を業務上の観点および制度的観点の両方から取り上げてもよい。

勧告は、内容の点でも論調の点でも、対象となる読者を念頭に置きながら構成する必要がある。勧告は、判決調・説教調になるのではなく、実際のな、変化を促進するようなものであることが求められる。勧告を行うのは、拘禁経験によって生活に直接影響を受けている人々のために変化を引き起こすことを目的にしているのである。

勧告をとりまとめるにあたっては、最低限の水準を損なわないことを条件として、また当該拘禁場所は今後も運用され続ける可能性が高いことに留意しながら<sup>54</sup>、次のことを念頭に置く必要がある。

- 拘禁環境下では配慮を要する複雑・特有な問題が生じており、これらの問題に対処する際には柔軟さが必要であること。
- 当該拘禁施設に存在する主要な、したがって最優先で対応すべき問題は何か。
- 勧告の実施に関する、明確かつ達成可能な時間枠（即時的・短期的・中期的・長期的）を組み込む必要があること。
- 特定の問題を解決するための創造的な策を示す必要があること。
- 基準の策定および維持への貢献として、勧告はどのような役割を果たし得るか。
- 効果的实施のためには研修や技術的援助が必要である可能性もあること。
- 適当な場合、他の機関（例えば地域的・国際的訪問機関）による勧告を補強することも考えられること。これによって勧告がいつそう強力なものとなり、実施される可能性が高まり得る。

拘禁場所への訪問後にとりまとめる勧告の質および有用性は、ダブル SMART モデル<sup>55</sup>に掲げられた、相互に関連・補強し合う 10 の基準に照らして評価することができる。

### BOX 3.19 ダブル S.M.A.R.T.モデル

**S 特化 (Specific)** : 勧告ごとに、特定の問題が 1 つだけ取り上げられている。

**M 測定可能 (Measurable)** : 勧告の実施状況の評価は可能な限り容易であるべきである。

**A 達成可能 (Achievable)** : 各勧告は現実的かつ実行可能であるべきである。

**R 成果志向 (Results-oriented)** : 提案されている行動が具体的結果につながるものであるべきである。

**T 期限付き (Time-bound)** : 勧告ごとに、実施のための現実的時間枠が示されているべきである。

+

**S 解決提案型 (Solution-suggestive)** : 可能な時は常に、勧告で信用に足る解決策を提案するべきである。

**M 優先順位、序列化およびリスクの意識 (Mindful of prioritization, sequencing and risks)** : 多くの勧告を行う場合、緊急性が高いものを最初に取り上げるべきである。緊急性がより低いものはその後の報告書のために保留しておくことも考えられる。

**A 立証済み (Argued)** : 勧告は質の高い客観的な証拠および分析に基づいているべきである。関連の基準に言及することも求められる。

**R 真の原因への対応 (Real-cause responsive)** : 勧告では、問題の現象面ではなく原因を取り上げるべきである。

**T 対象の明確化 (Targeted)** : 勧告は、実施の責任が明確になるよう、「当局一般」ではなく特定の機関・主体を対象とするべきである。

### 3.5.5 報告書の配布

報告書の主たる読者は拘禁当局である。ただし、プライバシーと秘密保持を正に顧慮しつつ、報告書を公に入手可能とすることが重要となる場合もある。刊行時期は、訪問機関が戦略的に決定すべき事項である。他の関係者、特に勧告の実施について影響力を有しており、またはその支援やモニタリングを行う立場にある機関等に対して報告書を配布することも考えられる。これには、例えば、国連・地域機関・機構、地方政府職員および議員、NGO その他の市民社会関係者などが含まれる。

モニタリング機関の広報戦略によっては、報告書またはその要旨をメディア向けに公表してもよい。その場合、当局の反応と応答をモニターすることが重要となる。これはフォローアップを計画する上で役立つはずである。

### 3.5.6 報告書・勧告のフォローアップ

望ましいのは、報告書の知見および勧告の実施について当局が訪問機関と建設的対話を行うことである。フォローアップの方法としてはさまざまなものが考えられ、性質上、制度的対応となるものもあれば、個別的あるいは事例ごとの介入によるやり方もある。

以下、活用できる戦略をいくつか提案する。

#### 報告書に対する書面での応答を求める

当局に望まれる対応としては、報告書および勧告に対して書面で回答し、事実関係や法的基準の遵守に関する意見の違いがあればそれを明らかにすることが挙げられる。モニタリング機関の権限との関係で、当局が回答義務を負っている場合もある。回答期限は、合理的な時間が確保できる形で設定するのが重要である。何が「合理的」かは、諸

事情（特に、提起された問題がどの程度重大であり、どの程度緊急の対応が必要であるか）によって変わってくる。

回答は、勧告の実施に対する当局の積極的姿勢を明らかにするようなものであるべきである。回答の性質と内容は、訪問機関にとって、フォローアップの対話、今後の訪問に関して必要となる可能性がある調整、またはフォローアップ訪問（通告を行わないか、直前に通告するかは問わない）の即時的かつ急迫した必要性という観点で参考になる場合がある。勧告が実施済みであるとの保証がなされた場合には、フォローアップ訪問は歓迎されることになる。次の訪問時、あるいは調整されたモニタリング・ネットワークを通じてフォローアップがなされるということについても注意喚起しておく必要がある。

訪問機関が当局とやりとりする際には、書面による通信についての国内の慣習および標準手順を遵守する必要があり、また儀礼的な言葉遣いおよび挨拶文を適宜用いるべきである。

### **フォローアップ訪問**

勧告の実施状況を確認、かつ、当局の上層部から表明された保証が現場の現実にもどの程度反映されているか確認するためにフォローアップ訪問を実施することは、きわめて重要である。

### **主要な当局との会合や円卓会議の開催**

フォローアップを目的として主要な当局と行う会合や円卓会議は、慎重に、かつ思慮深く計画しなければならない。

計画に際しては、勧告の実施を妨げる障壁と、そのような障壁が存在する理由を想定する必要がある。この過程で、社会的、経済的、法的および政治的考慮事項を踏まえて勧告の実施がどの程度見込めるか、また勧告の実施が当局の利益になる（と思われる）か否かを検討しなければならない。このような検討は、実施の可能性を最大限に高める戦略を策定する上で役に立つはずである。

知見および勧告を提示し議論を進めるにあたっては、明確性、公平性、および専門性が求められる。「害を与えない」という原則に集約される難民保護を行う際の考慮事項に反しない限度で、対話は証拠に基づいて行われるべきである。必要であれば、モニタリング訪問の実

施権限の性質についてあらためて強調してもよい（求められた際、当該実施権限に言及できるようにしておくべきである）。

### 3.5.7 モニタリング・プロセスの評価および検討

入管拘禁場所のモニタリングの過程が有効なものとなるためには、その過程から学び、必要な変革を行うとの見地から、その活動と効果を定期的に評価・検討しなければならない。このマニュアルは、利用者が、明確かつ測定可能な成果を得られるよう、モニタリングに関して明確な目標、目的および任務を設定する一助となることを意図したものである。

モニタリング訪問またはモニタリング・プログラムの評価に際しては、モニタリングの過程のあらゆる側面および段階を検討しなければならない。用いられる方法論と、それがさまざまな段階においてどのように適用されるかということについても評価すべきである。大ざっぱに言えば、BOX 3.20 の設問に答えられるような評価が行われなければならない。

モニタリングの過程において十分な計画および準備が行われていれば、訪問機関は、これらのすべての設問に対し、熟考された具体的な回答を行えるはずである。ただし、評価担当者は、保護に関わる現場での変化は漸進的なものであり、劇的には進まない傾向にあることを念頭に置いておかななければならない。したがって、評価および検討のプロセスは定期的・継続的に実施し、経時的な影響について判断する必要がある。

### 3.5.8 考えられる追加的フォローアップ戦略

モニタリングの過程に加えて、以下に提案するようなさらなるフォローアップ戦略の策定を検討することもできる。

## 法律や行政訓令・規則の見直し

国によっては、訪問機関によるフォローアップのための関与が、出入国管理法または難民法などの国内法や行政訓令・規則の見直しへの参加にまで及ぶ場合がある。例えば、UNHCR や一部の NHRI（人権委員会およびオンブズマン事務所を含む）は、このレベルで政府とやりとりしている。OPCAT では、「既存の立法又は立法案に関する提案及び所見を提出する」NPM の権限は「最低限の権限」とされる。

### BOX 3.20 モニタリング訪問の評価

- 私たちは何をしたか？
- 私たちは何を達成したか？
- どの程度うまくやれたか？
- どのような変化を起こせたか？
- それはどのようにわかるか？

さらに、そこから次の設問に対する答えも導かれるはずである。

- これまで知らなかったことで現在わかっていることは何か？
- モニタリング・プロセスにギャップや欠点はあるか？
- 機会をうまく捉えられなかったことはあるか？
- よりよい対応のために何ができたか？
- そうすることによってどのような変化が生じるか？

### 個別的な介入および付託

退去強制または国外退去によってルフルマン（追放・強制送還）その他の国際法違反が生じるおそれが差し迫っているケースでは、訪問機関による個別的介入が必要になる場合もある。同様に、拷問またはその他の虐待のおそれが差し迫っている場合にも、個別的介入の必要性が生じるかもしれない。このような問題は、訪問機関が担う、より幅広いモニタリングおよび報告の任務の一環として浮かび上がってくるものではあるが、こうしたリスクをきっかけとして、より「伝統的」なモニタリングおよび報告の任務を超えた介入が必要になることも多い。

個別的介入をどの程度行えるかにかかわらず、すべての訪問機関は、委託を行うための効果的な方針と制度を発展させる必要がある。

## アドボカシー

モニタリングを目的とする拘禁場所への訪問について訪問機関がどのような許可を与えられているかによって、モニタリングの任務と並行してアドボカシー戦略を発展させることが必要かつ適当である場合もある。アドボカシー戦略は、モニタリングの任務の補完を目的としたものでなければならない。すなわち、必要な保護および勧告の実施を実現させるために訪問機関の知見を広く知らせることがその目的となる。

アドボカシーは、公衆が主導する行動、市民社会のフォーラムやネットワーク（例えば IDC）、国連およびその他の地域的フォーラム（例えば恣意的拘禁に関する作業部会、国連人権理事会その他の人権保護のための仕組み）を戦略的に活用することを通じて行うことも可能である。

## メディア

当局は通常、メディアの報道に対して非常に過敏である。訪問機関は、メディアを慎重かつ戦略的に活用し、自分たちの権限および責任に属する分野以外のことは話さないのが望ましい。事実関係は明確かつ正確でなければならず、報告・主張と認定結果とは区別する必要がある。コメントは、注意深い分析に基づいており、焦点が明確で、バランスがとれており、かつ批判に耐え得るものでなければならない。訪問機関としてメディアとの接触に関するガイドラインを策定することが推奨される。

## 国連人権機関・機構

ケースによっては、国際人権機関・機構の関与を得るのが適当な場合もある<sup>57</sup>。例えば、個人通報を受理・検討するいずれかの国連人権条約機関の権限<sup>58</sup>を承認している国では、個人通報手続きを開始することも考えられる。これは複雑なプロセスであり、利用可能なあらゆる国内救済措置を尽くしたことが要件とされるほか、問題解決までに何年もかかる可能性もある。とはいえ、入管拘禁に関連する国際的・地域的先例の蓄積は増しつつある<sup>59</sup>。入管拘禁との関係では、退去強

制または国外退去が差し迫っており、結果としてルフルマン（追放・強制送還）が行われる可能性がある場合に、暫定措置がとりわけ重要な役割を果たしてきた。個人通報手続きに加えて、訪問機関は、国連人権理事会が実施している普遍的定期審査の手続きを通じて、または締約国による人権条約の実施をモニタリングしている国連人権機関への定期報告手続きを通じて、知見を共有するのが適当であると考えられることもあろう。また、テーマごとに権限を有する国連特別手続き（拷問に関する特別報告者および移住者の人権に関する特別報告者など）や特定の国を権限の対象とする特別手続きと情報を共有することにしてもよい。

## 訴訟

国内訪問機関、特に国内人権機関の中には準司法的権限や、時には司法的権限でさえ有しているところもある。そのような機関は、苦情を受理・調査し、恣意的にまたは不法に拘禁されている被拘禁者の放免を命令しまたは勧告するとともに、賠償の支払いを命令しまたは勧告できる場合がある。あるいは、法的手続きを開始する根拠となったり、法的救済にとってきわめて重要となる可能性のある情報を訪問機関が有している場合もある。このような状況では、特に訪問機関の勧告の実施に対する抵抗が生じている場合、委託を行って弁護士と連携することが適当な措置となろう。

UNHCR および NHRI のような機関・組織が裁判所において行う介入は、保護に関する基準を発展させ、また国際難民法および国際人権法の一貫した適用を促進し得る、重要な手段の1つである。

## 能力構築および研修

モニタリング機関は、知識とスキルを高め、かつ態度と行動に肯定的な影響を及ぼすことを目的として、入管拘禁に従事しているスタッフの研修を促進し、かつこれに貢献することを検討することもできる。

# 4 検討の対象とすべき入管拘禁の諸側面

第4章は独立の節としても読むことが可能である。この章では、入管拘禁に関連する主要な国際的・地域的基準を踏まえながら、モニタリング訪問の一環として検討することができる入管拘禁の具体的側面についての基準、実務的考慮事項および一般的指針を提案する。これにより、入管拘禁の文脈において典型的に生じる諸問題との関係で定められている関連の国際基準を容易に参照することが可能になる。

国際的・地域的な人権法・難民法<sup>60</sup>条約とソフトロー文書が参照元となっている。このリストは網羅的なものではなく、最も関連性の高い具体的規定を選択した。差別の禁止、恣意的拘禁の禁止、拘禁されている者の人道的かつ尊厳のある処遇といった一般的人権基準は全体を通じて適用されるが、個別に列挙してはいない。

## 4.1 拘禁と出入国管理手続き

本章の目的は、人々がどのように入管拘禁環境に送り込まれるか、および、拘禁の原因となった諸事情に対応するために必要な情報と手続きへのアクセスをどのように保障されているかを検討するところにある。これらの点は、ある人が入管被拘禁者の立場に身を置く際、きわめて重要な位置を占める最初の段階であり、入管拘禁の経験のあり方に、短期的あるいは長期的に劇的な影響を及ぼすものである。

### 4.1.1 拘禁手続きと拘禁の代替措置へのアクセス

拘禁の法的根拠を検討することは、拘禁状態の性質と影響を理解する上できわめて重要である。だからといって、訪問機関が、入管拘禁場所のモニタリングを実施するために拘禁に関する法的枠組みを全面的に分析しなければならないというわけではない。実のところ、多くの法制度のもとで、これらの問題についてはすでに膨大な研究の蓄積がある。むしろ、拘禁の法的根拠（またはその欠如）を理解することは、効果的なモニタリングにとって不可欠な出発点である。

国際法は、自由の制限および拘禁の例外的使用について、それが合法であり、かつ恣意的でない場合にのみ認められると定めている。換言すれば、拘禁を含むいかなる自由の制限も、法律の定める理由に基づき、かつ法律が認める手続きにしたがってのみ課すことができるということである。

恣意的拘禁が禁止されているということは、公正性および差別の禁止を確保するための多数の追加的保護措置が要求されるということである。第一に、拘禁は正当な目的のために行われなければならない。入管拘禁の文脈における「正当な目的」とは、難民申請者・移住者とそれ以外の者の場合とで差異はない。すなわち、対象者が、その後に法律上もしくは行政上の手続きから逃亡するおそれがある場合、または当該者自身もしくは公共の安全に害を及ぼす場合がこれに該当する。

第二に、たとえ国家が拘禁を行う正当な目的を有している場合であっても、入管拘禁を行うためには、事案のあらゆる事情に照らして必要性、合理性および比例性を有していなければならない。このことは、難民であるか、難民申請者であるか、その他の出入国管理上の地位にあるかにかかわらず、拘禁の対象とされるすべての者に適用されるものである。

最後に、拘禁は、有意義で、強制力のある決定を出すことができ、かつ独立の立場から行われる定期的審査の対象とされなければならない。

モニタリング・チームは、あらゆる拘禁が恣意的または不法であるかを評価する立場にあるとは限らない。とはいえ、恣意的拘禁または不法な拘禁が行われた記録がある場合、これは、他の入管被拘禁者についても恣意的かつ不法な拘禁が行われるおそれが制度的に存在しており、またはそのようなおそれが高まっていることの表れである可能性もある。

関連の基準についてさらに詳しくは、第 2.6 節「国際法上の枠組み」参照。

## 1 入管拘禁は例外的であり、法律の定める理由に基づき、かつ法律が認める手続きにしたがってのみ課すことができる

根拠規定: 9(1), 12(1); [CMW](#) 16(1), 16(4), 39; [CRC](#) 37(b); [CRPD](#) 14(1); [CSR](#), Art. 31(1); [BPP](#) 2; [UNHCR-DG](#) 3; [ACHRP](#) 6, 12; [ACHR](#) 7(1), (2), (3); [ECHR](#) 5; [CFREU](#) 6; [EU-RD](#) Recital (15); [PBPPDLA](#) III(1), (2); [CPT/Inf](#) (2009) 27 §85

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 被拘禁者の拘禁について（国内法上の）法的根拠はあるか。
- 拘禁の使用は例外であり、かつ最後の手段であるか。入管拘禁の統計を確認する（拘禁の対象となる可能性がある人々の何パーセントが実際に拘禁され、あるいは放免されているか）。
- 被拘禁者に対し、逮捕および拘禁の時点で、またはその後可能な限り早期に、個別の拘禁命令が提示されているか。
- 入管被拘禁者は、最初の拘禁決定についての個別の理由を、当該被拘禁者の理解する言語で書かれた書面で通知されているか。

---

## 2 拘禁の決定は定期的審査の対象とされ、また被拘禁者は、拘禁決定について異議または不服を申立てる、意味のある権利を有する

根拠規定: [ICCPR](#) 9(5); [CRC-GC](#) 6(61-63), GC 10(83); [CMW](#) 16(6), (8), (9); [BPP](#) 11(3), 37; [UNHCR-DG](#) 3(17); [ACHR](#) 7(5)-(6), 25(1); [ACHRP](#) 7; [ECHR](#) 5; [CFREU](#) 6; [EU-RD](#) Recital (15); [PBPPDLA](#) V; [CPT/Inf](#) (2009) 27 §86.

### モニタリング担当者向けのヒント：

- ・被拘禁者は、拘禁の合法性を争う権利について速やかに告知されているか。効果的な救済措置は利用可能か
- ・個々のケースで、拘禁はどの程度頻繁に再審査の対象とされるか（定期性、頻度、質、再審査を行う機関およびその権限）
- ・再審査手続きはどのようなものか。被拘禁者は、再審査手続きについて自己の理解する言語で告知されているか
- ・再審査機関は独立しているか。決定に強制力はあるか
- ・再審査は自動的に行われるか、または申立てが必要か。再審査は個別化されているか
- ・被拘禁者は、申請の進展に関する情報に容易にアクセスできるか
- ・保護・養育者のいない子どもまたは主たる保護・養育者と離別した子どもは、再審査手続きについて援助を提供されているか

---

## 3 拘禁は厳格な期間制限の対象とされ、被拘禁者は、定められた拘禁期間の上限を超えた時は放免される

根拠規定: [UNHCR-DG](#) 6; [WGAD-D5](#) P7; [PBPPDLA](#) III (1); [EU-RD](#) Recital (16); [CPT/Inf](#) (97) 10 §27

### モニタリング担当者向けのヒント：

- ・法律で、また個別ケースごとに、拘禁期間の上限が定められているか。拘禁が当該期限に達した場合はどうなるか
- ・保護・養育者のいない子どもまたは主たる保護・養育者と離別した子どもは拘禁の対象となるか。なるとすれば、拘禁期間はどのぐらいか
- ・実際の拘禁期間は（平均および最長で）どのぐらいか。

---

#### 4 いかなる場合にも、拘禁の決定に先立って拘禁の代替措置が追及される

根拠規定: [UNHCR-DG 4.3](#); [PBPPDLA III\(4\)](#); [EU-RD Recital \(15\)](#)

##### モニタリング担当者向けのヒント：

- 拘禁の代替措置として、どのような措置が利用可能か。当該措置は実質的にみて利用可能となっているか。当該措置の根拠は何か。
- 拘禁命令には、他のいかなる代替措置も利用されないことについての正当な理由が記載されているか
- 一定期間が経過した後、放免されて拘禁の代替措置の対象とされる者は何人いるか。同じ期間を経過しても依然として拘禁されたままの者は何人か
- 拘禁の代替措置に関連して行われる自由の剥奪は、合法性および恣意性排除の原則に合致しているか
- 拘禁の代替措置自体が自由の恣意的な剥奪となり、またはその他の形で難民、難民申請者もしくは移住者の権利を侵害しないことを確保するために、拘禁の代替措置についての不服申立てや定期的な見直しの仕組みは設けられているか。
- 脆弱な状況にある者は、どのような根拠に基づいて拘禁の代替措置にアクセスできるようになっているか

---

#### 5 拘禁の代替措置の下で放免されて地域で暮らす被拘禁者およびその家族は、書類の欠如を理由に再び拘禁されることがないように必要な身分証明書類や放免証明書・滞在許可証の発給を受け、かつ諸サービスにアクセスすることができる

根拠規定: [UNHCR-DG 4.3](#)

##### モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者およびその家族に対し、公式な一時身分証明書が提供されているか。
- 放免された者に対し、国内在留を認める一時身分証明書が発給されているか
- これらの証明書は当局によって尊重されているか

### 4.1.2 弁護士へのアクセス

被拘禁者には、拘禁それ自体との関係でも、関連する保護手続きおよび出入国管理手続きとの関係でも、適切な資格を有する弁護士にアクセスして助言および援助を求める権利がある。したがって、被拘禁者に対しては、法的助言・援助に対する権利が自動的に告知され、かつ当該助言・援助に速やかにアクセスできるようにされるべきである。弁護士は、法的助言の提供に加え、拷問およびルフルマン（追放・強制送還）の防止の点でもきわめて重要な役割を果たすことができる。被拘禁者が無償の法的援助を受けられる場合、当該援助を利用できることが被拘禁者にきちんと伝えられるべきであることは当然である。

被拘禁者に対しては、法律上の相談と連絡のために十分な時間と便宜が与えられなければならない。このような連絡および相談は、遅滞なく、検閲されることなく、かつ秘密が全面的に保持される形で行われなければならない。

---

## 1 被拘禁者が適切な資格を有する弁護士にアクセスできる

根拠規定: [ICCPR](#) 14(3)(b), (d); [CMW](#) 18(3)(b), (d); [CRC](#) 37(d); [CRC\\_GC](#) 6; [CSR](#) 16(2); [UNHCR-DG](#) 7; [BPP](#) 11(1) 17, 18; [SMR](#) 93; [WGAD-D5](#) p.2; [ACHR](#) 8(2)(d), (e); [PBPPDLA](#) V; [ACHRP](#) 7; [ECHR](#) 6; [EPR](#) 23.1 & 98; [CFREU](#) 47; [EU-RD](#) 9.7; [CPT/Inf](#) (97) 10 §30, 31; [CPT/Inf](#) (2009) 27 §82, 87

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 入管被拘禁者は、拘禁の最初の段階から弁護士にアクセスできるか
- 保護・養育者のいない子どもまたは主たる保護・養育者と離別した子どもは弁護士にアクセスできるか
- 弁護士との面会はどのぐらいの頻度で行われるか
- 法律上の相談のために用いられている部屋等で、プライバシーおよび秘密保持は守られているか

- ・ 法的助言への時宜を得たアクセスを確保するため、当番弁護士制度その他の機構が設けられているか
- ・ 被拘禁者は、法的援助へのアクセスまたは法的援助の質について何らかの懸念を有しているか

---

## 2 入管被拘禁者に対し、手続きのすべての段階で法的援助にアクセスする権利が自動的に告知される

根拠規定: [ICCPR 14\(3\)\(b\), \(d\)](#); [CMW 18\(3\)\(d\)](#); [CRC 37\(d\)](#); [CSR 16\(2\)](#); [UNHCR-DG 7](#); [BPP 11\(1\) 17, 18](#); [SMR 93](#); [WGAD-D5 p.2](#); [ACHR 8\(2\)\(d\), \(e\)](#); [ECHR 6](#); [BPBPDLA V](#); [ACHRP 7](#)

### モニタリング担当者向けのヒント :

- ・ 入管被拘禁者は無償の法的助言・援助を利用できるか。無償でないとすれば、プロボノの代理人を確保するための制度は設けられているか。
- ・ 被拘禁者は、弁護士選任権をいつ、どのように告知されるか。告知は被拘禁者がアクセス可能な言語で行われるか。
- ・ 過去 3～6 か月間に無償の法的援助を受けられた被拘禁者の人数・割合はどのぐらいか
- ・ 法律扶助を否定され、または法律扶助を受ける資格がないと宣言された被拘禁者はいるか

---

## 3 入管被拘禁者は、法的助言者に容易にかつ妨げられることなくアクセスできる

根拠規定: [BPP 11\(1\) 17, 18](#); [SMR 93, 94](#); [RPJDL 18\(a\)](#); [BPBPDLA V](#); [EPR 23.3](#); [EU-RD 9.7](#); [CPT/Inf \(97\) 10 §30, 31](#); [CPT/Inf \(2009\) 27 §82](#)

### モニタリング担当者向けのヒント :

- ・ 法的助言者との連絡のため、電話、ファックス、電子メールに無制限にかつ無償でアクセスできるか。会話の秘密は保たれるか。
- ・ 必要なときは、資格がある公平な通訳者を無償で利用できるか
- ・ 弁護士へのアクセスが遅延した事例はあるか

---

#### 4 弁護士は、政府職員またはその代理人によるいかなる事情聴取にも立ち会うことができる

根拠規定: [SMR\\_93](#); [BPP\\_11](#); [CPT/Inf](#) (97) 10 §31

##### モニタリング担当者向けのヒント：

- 弁護士は政府職員による事情聴取や公式の手続きに立ち会うことができるか
- 弁護士を要請する手続きはどのようなものか。遅延が生じることはあるか。遅延した場合、どのような影響があるか

---

#### 5 入管被拘禁者およびその弁護士は、拘禁、保護、出入国管理および国外退去の手続きに関連するあらゆる事情聴取、再審査、不服申立審理および決定について、書面による事前通告を受ける

根拠規定: [CMW\\_16](#)(5), 18(3); [BPP\\_11](#)(2), 13; [PBPPDLA\\_V](#)

##### モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者およびその弁護士に書面で提供される情報の内容はどのようなものか
- その情報は被拘禁者が理解する言語で書かれているか

### 4.1.3 到着および受入れ

逮捕および拘禁は難民申請者・移住者にとって大きな不安要因であり、その脆弱性を悪化させることにもつながり得る。被拘禁者が敬意をもって処遇され、かつ自己のさまざまな権利について知らされることは必要不可欠である。被拘禁者に対しては、自由の剥奪の最初の段階から、家族、弁護士、UNHCR および適切な場合には領事職員<sup>61</sup>と連絡する手段が提供されなければならない。被拘禁者が尊重されており、可能な限りの安全を保障されていると感じられるようにし、脆弱な状況に置かれているという感覚を最小限に留めるようなやり方で被拘禁者を処遇することで、被拘禁者は拘禁という経験を上手く乗り切ることができ、スタッフや管理者側に対しても協力的になる可能性が高い。拘禁の初期段階において被拘禁者がどのような経験をするかによって、短期的あるいは長期的に、入管拘禁全体を通じた被拘禁者の経験にも

甚大な影響を及ぼす。初期段階としての到着および受入れは、被拘禁者が登録簿に適正に記録され、かつ特別なニーズを有する被拘禁者が特定されるようにするための重要な機会でもある。

最後になったが忘れてはならないこととして、すべての被拘禁者が到着した段階で健康診断を受けられることの重要性が挙げられる。健康診断は、保健スタッフが、プライバシーが守られる環境の下、必要であれば通訳者を付けて実施されなければならない。

---

## 1 被拘禁者に対し、逮捕および拘禁の理由が、書面により、かつ当該被拘禁者が理解する方法・言語で、制度的に告知される

根拠規定: [ICCPR](#) 9(2), 14(3)(a); [CMW](#) 16(5); [BPP](#) 10, 14; [ACHR](#) 7(4), 8(2)(b); [ECHR](#) 5; [EPR](#) 38; [PBPPDLA](#) V

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者は拘禁の理由をどのような方法で告知されているか。告知の登録は（どのように）行われているか
- 拘禁手続きに関する情報が被拘禁者に提供されているか
- 拘禁に関連する権利義務および拘禁施設に関する情報は提供されているか
- これらの情報はどのような方法で提供されているか。
- これらの情報は、被拘禁者（非識字者を含む）の理解する言語および方法で与えられているか

---

## 2 すべての入管被拘禁者に対し、庇護を求める権利およびルフールマン（追放・強制送還）から保護される権利が自動的に告知される

根拠規定: [UDHR](#) 14; [UNHCR-DG](#) 1; [ACHR](#) 22(7); [ACHRP](#) 12(3); [CFREU](#) 18; [CSR](#) 33; [CRC](#) 22; [ASP](#) 19; [ATP](#) 14; [UNHCR-DG](#) 1

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者に対し、どのような情報がどのような形式で与えられるか
- その情報は、被拘禁者（非識字者を含む）の理解する言語および方法で与えられているか

---

3 拘禁登録簿があり、身元、拘禁の日時および理由ならびに当該拘禁について責任を負う当局が記録されていて、被拘禁者の署名がある

根拠規定: [ICPPED 17\(3\)](#); [SMR 7\(1\)](#); [WGAD-D5 P4](#); [PBPPDLA IX\(2\)](#); [CPT/Inf \(2009\) 27 §85](#); [EPR 15.1](#)

モニタリング担当者向けのヒント：

- 登録簿は制度的かつ厳密に記録されているか。記入漏れはないか
- 拘禁登録簿にはどのような情報が記録されているか。以下の情報は含まれるか——基本的な身元関連情報、有効な拘禁命令、身元を確定する証明書類その他の手段の詳細、近親者の名前と詳しい連絡先、被拘禁者の使用言語と無償で利用可能な適格かつ公平な通訳者の有無、滞在または入国の理由についての供述、国際保護・庇護の申請の有無、特別なニーズの有無。

---

4 身体検査<sup>62</sup>は、スタッフおよび入管被拘禁者の安全を確保するために真に必要な場合に限って、かつ対象者の尊厳を尊重する方法で実施される。例外的事情がある場合に服を脱がせた上での検査を実施するのは、十分な訓練を受けた、当該入管被拘禁者とジェンダーを同じくするスタッフである

根拠規定: [ICCPR 7, 10](#); [BR 19, 21](#); [CPT/Inf \(99\) 12](#); [EPR 54](#); [PBPPDLA XXI](#)

モニタリング担当者向けのヒント：

- 入所時およびその後の身体検査はどのような手続きで実施されるか
- 検査はジェンダーを同じくするスタッフによって実施されるか
- 身体検査を行うスタッフは特別な訓練を受けているか
- 女性に対する検査はどのように、誰によって実施されるか
- LGBTI の被拘禁者の検査について定めた特別手続きはあるか
- スキャンなど、身体検査に代わる適切な検査法は利用されているか

---

## 5 入管被拘禁者はそれ以外の者（例えば刑事被拘禁者）から分離されている

根拠規定: [ICCP](#) 10(2)(a); [CMW](#) 17(2); [BPP](#) 8; [SMR](#) 8(b); [RPJDL](#) 17; [WGAD-D5](#) P9; [UNHCR-DG](#) 8; [EXCOM](#) 44(f); [ACHR](#) 5(4); [PBPPDLA](#) XIX; [CPT/Inf](#) (97) 10 §28

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 入管被拘禁者が一般の刑事被拘禁者集団と混合拘禁されないようにどのような手続きが設けられているか
- 入管被拘禁者が刑事拘禁施設で拘禁される場合、どこに拘禁されるか（例えば施設内の専用の側廊または区画）
- 被拘禁者を自傷から保護するために、または他人から危害を受けるおそれがある者を特定するために、どのような手続きが設けられているか。拘禁翌日の状況評価は行われているか

---

## 6 すべての被拘禁者が、到着時に、資格のある保健専門家によってプライバシーが守られる環境下で（適宜通訳者を利用しながら）実施されるスクリーニング健診の対象とされる

根拠規定: [SMR](#) 24; [UNHCR-DG](#) 8 §48(vi); [PBPPDLA](#) IX(3); [CPT/Inf](#) (97) 10 §30, 31; [CPT/Inf](#) (2009) 27 §82

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者は、資格のある保健専門家が到着時に実施する制度的スクリーニングの対象とされているか
- 無償の、資格のある、かつ公平な通訳者が立ち会っているか
- 身体的・医学的脆弱性について十分な特定、鑑別および対応が行われているか

---

## 7 すべての被拘禁者が諸権利、日課、諸サービス、諸規則および諸手続きについて知らされている

根拠規定: [BPP](#) 13, 14; [SMR](#) 35; [WGAD-D5](#) P4 and 8; [RPJDL](#) 6, 24, 25; [PBPPDLA](#) IX(1); [CPT/Inf](#) (97) 10 §30 [CPT/Inf](#) (2009) 27 §84

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 諸権利および諸手続きについての情報はどのように提供されているか (ポスター、小冊子およびその他の情報提供のための資料の有無)
- 被拘禁者に適用される諸手続きについて説明し、かつ被拘禁者の権利を明瞭簡潔に明らかにする文書が制度的に提供されているか
- 無償の、資格のある、かつ公平な通訳者は容易に利用可能か
- 当該施設独自の規則はどのような言語で利用可能とされているか。当該規則に非識字者もアクセスできるようになっているか

---

## 8 被拘禁者が、秘密が守られる環境下で家族および弁護人に電話することができる

根拠規定: [BPP](#) 16(1), 19; [SMR](#) 37; [WGAD-D5](#) P2; [RPJDL](#) 61; [PBPPDLA](#) XVIII; [CPT/Inf](#) (97) 10 §31

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 被拘禁者は、家族および弁護人と連絡をとる権利について告知されており、かつ実際に連絡を許可されているか。どのように告知・許可されているか
- 電話は利用可能であり、かつ無料か。国際電話は許可されているか。その頻度は
- 登録簿に、連絡がとられたかどうかおよびその日時が記録されるか。会話の秘密は守られるか

---

9 被拘禁者が、UNHCR、領事機関・外交使節団と、秘密が守られる形で、かつ無償で連絡をとることができ、また当該連絡が適正に記録される

根拠規定: [CMW\\_16\(7\)](#); [ASP\\_16\(5\)](#); [BPP\\_16\(2\)](#); [SMR\\_38](#); [RPJDL\\_56](#); [EU-RD\\_18.2 \(b\)](#); [UNHCR-DG 8 \(vii\)](#); [WGAD-D5 p.2](#); [OHCHR-TG 6\(3\)](#); [PBPPDLA V](#); [CPT/Inf \(97\) 10 §31](#); [CPT/Inf \(2009\) 27 §83, 87](#)

モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者は、UNHCR、領事機関・外交使節団と連絡をとる権利について告知されており、かつ実際に連絡を許可されているか。どのように告知・許可されているか。
- 電話は利用可能か。無料か。被拘禁者はどの程度の頻度で電話をかけられるか
- 記録簿に、UNHCR、領事機関・外交使節団との連絡について、日時も含めて記録されているか。
- 出身国または常居国の当局による連絡・面会から難民および難民申請者を保護するための措置は用意されているか。
- 拘禁職員全員が、この点について難民申請者・難民のために設けられている特別な保護の枠組みを理解しているか。

---

10 弁護士、UNHCR や適切な権限を有する他の機関に対し、拘禁についての通知が速やかに行われる

根拠規定: [CRC\\_22\(b\)](#); [SMR\\_38](#); [WGAD-D5 p.10](#)

モニタリング担当者向けのヒント：

- 拘禁当局は、連絡をとることのできる関連の専門家のリストを所持し、常に更新しているか
- UNHCR 等に対し、新規収容者についての通知が定期的に行われているか
- 被拘禁者は、弁護士、UNHCR その他、適切な権限を有する他の機関へのアクセスに関する情報を容易に利用することができるか。

#### 4.1.4 移送

被拘禁者は、ある拘禁場所から他の拘禁場所に移送され、または施設からの退去や放免の対象となる場合がある。移送は、その理由が何であれ、敬意をもって、かつ関連の手続きにしたがって行われなければならない。これには、移送がいつ行われ、かつどこに移送されるのかを事前に被拘禁者に告知するとともに、家族および法的助言者に知らせるための十分な時間を与えることが含まれる。

---

#### 1 被拘禁者に対し、計画されている移送について事前に十分な告知が行われ、かつ移送の詳細およびその理由が適正に記録される

根拠規定: [ICPPED 18\(1\)\(d\)](#); [SMR 44\(1\), \(3\)](#); [RPJDL 21, 22](#); [BPP 16\(1\)](#); [PBPPDLA IX\(4\)](#)

##### モニタリング担当者向けのヒント :

- 被拘禁者は、計画されている移送についてどのように告知されているか。被拘禁者に与えられる情報は正確か
- 移送の日時および目的は記録されるか
- 被拘禁者に対してはどの程度の告知が行われるか
- 被拘禁者は移送の決定について争うことができるか
- 被拘禁者は、自分の代理人弁護士に対し、移送前にどのように通知を行うことができるか
- 被拘禁者に、家族と連絡をとり、私物を荷造りし、移送の準備をする機会は与えられるか
- (モニタリング担当者、監察官、弁護士等が) 通告を行った上で訪問・面会をしようとしたところ、直前になって急に行われた移送があったかどうか確認する。

## 2 移送が安全に、尊厳をもって、適切な条件下で、かつ特別なニーズを有する人々（子ども、妊婦、高齢者、障がい者など）の状況を考慮しながら行われる

根拠規定: [PBPPDLA IX\(4\)](#); [EPR 32](#)

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 移送はどのように行われるか（自動車・バス等）
- 移送の責任者は誰か。専門のスタッフは同行するか
- 拘束手段（手錠等）は用いられるか
- 被拘禁者は移送の決定について争うことができるか
- 使用される移送機関は安全、清潔かつ快適か。医師または資格のある保健専門家は同乗するか。医学的緊急事態の場合にはどうなるか
- 移送中に被拘禁者が公衆の目に晒されないようにするための装備が移送車に備えられているか。
- 移動・移送の過程で休憩（トイレ、食事、休息、夜間泊、祈りの時間、子どもの遊びの時間）は何回程度用意されるか。休憩の質は十分か
- 男女の被拘禁者および子どもは（親族である場合を除き）別々に移送されるか
- 移送中の性暴力に対する保護措置は設けられているか
- 特別なニーズを有する人々（例えば子ども、妊婦、高齢者、障がい者）のために適切な対応がとられているか
- 移送によって、諸手続き、弁護士、UNHCR、家族または社会的ネットワークへの影響が生じているか
- モニタリング担当者は移送先の施設にアクセスできるか

### 4.1.5 庇護・保護手続きへのアクセス

公正かつ効率的な庇護・保護手続きにアクセスできなければ、不必要な拘禁の長期化およびフルマン（追放・強制送還）のおそれが高まる。このような手続きにアクセスできるかどうかは、特にそれが安心感に影響を及ぼすことから、被拘禁者の拘禁経験にも直接関係してくる。

拘禁場所ごとに、被拘禁者が庇護・保護手続きおよび出入国管理手続きを利用する権利について告知され、かつ希望する場合には実際にそれらの手続きを利用できるようにするための統一業務要綱が定められていなければならない。

この点については弁護士にアクセスする権利とあわせて理解することが求められる（前掲第 4.1.2 節参照）。

---

#### 1 入管被拘禁者が、庇護を求める権利および他の形態の保護にアクセスする権利についての告知を受け、これらの手続きに適宜有効な形でアクセスできる

根拠規定: [UDHR](#) 14; [UNHCR-DG](#) 1; [ACHR](#) 22(7); [ACHRP](#) 12(3); [CFREU](#) 18; [CRC](#) 22; [ASP](#) 19; [ATP](#) 14

##### モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者に対し、庇護または他の形態の保護（無国籍認定手続き、補完的・補足的形態の保護など）を申請する権利が告知されているか
- この情報は被拘禁者に対してどのように提供されているか
- 保護を必要とする者を特定するための機構が整備されているか
- 庇護・保護手続きは入管被拘禁者にとって利用可能・アクセス可能とされているか

---

## 2 他の出入国管理手続きに関する情報も利用可能とされている

根拠規定: [ATP\\_6\(2\)\(a\)](#); [BPP\\_13](#)

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者に対し、利用可能なすべての選択肢（自発的帰還、一時在留許可または再入国手続きなど）についての情報が与えられているか
- 人身取引被害者である入管被拘禁者は適用可能な手続き（例えば庇護、証人保護、人心取引による影響から回復するために必要な期間中付与される査証など）にアクセスできるか。
- 保護を必要とする者を特定するための機構が整備されているか
- 人身取引被害者を特定するためにどのような手続きが設けられているか

---

## 3 入管被拘禁者が情報に対して十分かつ効果的にアクセスできる

根拠規定: [BPP\\_10, 11\(2\)](#) ; [ATP\\_6\(2\)\(a\), 6\(3\)\(b\)](#); [PBPPDLA\\_V, IX\(1\)](#); [CPT/Inf](#) (2009) 27 §93

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 入管被拘禁者は、通知の受領、申請書類の提出、審理への出頭について拘禁を原因とする遅延を経験しているか
- 拘禁場所のスタッフは、面接、再審査および不服申立て審理への被拘禁者の出頭の便宜を図っているか。被拘禁者に対し、被拘禁者が明らかにしたニーズにふさわしい申請書および十分な記入時間が与えられているか。秘密保持は保障されているか
- 庇護・保護申請の期限は、申請者が拘禁されていることに配慮して設定（延長）されているか

#### 4.1.6 要望および苦情申立て

すべての拘禁場所で、容易にアクセスできる内部的な要望および苦情申立ての手續と、検閲を受けることなく秘密に要望および苦情申立てを行うための外部手續きが設けられていなければならない。被拘禁者がこれらの手續きについて告知され、かつアクセス方法を理解していることが求められる。したがって、効果的な苦情申立て手續きとは、被拘禁者に対し、入管拘禁下で置かれている状態のいかなる側面についても議論しまたは異議を唱える手段を提供するものである。これは、手續的に明確かつ公正であり、プライバシーおよび秘密保持が尊重され、かつ被拘禁者にとって目に見える結果をもたらすものでなければならない。

---

### 1 被拘禁者は、入管拘禁のいかなる側面についても、秘密が守られる内部苦情申立て手續きを通じて提起することができる

根拠規定: [SMR](#) 35, 36(1); [RPJDL](#) 72-78; [PBPPDLA](#) VII; [EPR](#) 70.1

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 内部苦情申立て手續きが設置され、アクセスできるようになっているか
- プライバシーおよび秘密保持は（どのように）尊重されているか
- 過去 3/6/12 か月間に苦情申立ては何件行われたか
- 当該件数は、拘禁施設の平均収容者数と比較して妥当なものか
- これらの苦情に対応するためにどのような措置が用意されているか

---

## 2 被拘禁者は、秘密が守られる外部の苦情申立て手続にアクセスできる

根拠規定: [BPP 33](#); [SMR 36](#); [RPJDL 75-76](#); [PBPPDLA VII](#)

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 外部苦情申立て続きが設置され、アクセスできるようになっているか
- プライバシーおよび秘密保持は（どのように）尊重されているか
- 被拘禁者のうち非識字者または外国語話者は実際に苦情を申立てることができるか

---

## 3 すべての要望または苦情について公平な調査が実施され、不当に遅滞することなく速やかな対応および回答が行われる

根拠規定: [BPP 7, 33\(4\)](#); [SMR 36\(4\)](#); [PBPPDLA VII](#)

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 要望および苦情申立て手続は公正および正義の基準を遵守しているか。手続きは透明か。公平か
- 苦情に対し、その実質的内容について取り上げた時宜を得た回答が行われるか
- 最も一般的な結果はどのようなものか
- 苦情のうち、申立人にとって有利な決定が行われたのは何パーセントか

---

## 4 被拘禁者が、要望または苦情申立てを行ったことを理由に脅迫、制裁および報復の対象とされることはない

根拠規定: [BPP 33\(4\)](#); [EPR 70.4](#)

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者が脅迫を受け、苦情を申し立てないように言われたことはあるか
- 脅迫、制裁、復讐または報復の報告・訴えが行われたことはあるか

#### 4.1.7 放免とアフターケア

刑事施設制度では、ある者がいつ釈放されるかは一般的に知られており、被拘禁者およびその支援ネットワーク関係者は計画を立てることができる。入管拘禁については、拘禁の終期ははるかに曖昧である。自分がいつ放免されるのか、放免されて受入国の地域社会で暮らすことになるのか、または出身国・常居国への帰還や第三国への帰還・渡航を要求されるのかについて、被拘禁者が知りうることは稀である。入管被拘禁者は、時間が経つにつれ、いま近づきつつあるのは自分が求めていた未来なのか、それとも恐れていた未来なのか、わからなくなることが多い。このような不確実さは、希望と恐怖が組み合わさった苦悩の種となり得る。したがって、ストレスと不安の水準は、入管拘禁が終期に近づくにつれて低くなるどころか、むしろ高まる場合がある。これに関連して、放免される被拘禁者が、自分の身に迫っているのは国外退去だと考える場合もあることを忘れないようにすることが重要である。そのため、放免、国外退去および退去強制の手続きがいずれも敬意、配慮および人道性をもって進められることは欠かせないことである。最終的にどのような結果となるにせよ、入管被拘禁者は、受入国の社会に統合し、または出身国・常居国に再統合することができる状態に置かれている必要がある。

---

## 1 被拘禁者が、放免および受入国の地域社会における生活のために十分な準備を行える

根拠規定: [SMR](#) 60(2), 61, 64; [RPJDL](#) 53, 79, 80

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 被拘禁者は放免についてどのように知らされるか。十分な告知を受けるか
- 放免される被拘禁者が治療を受けている場合、放免時に十分な医薬品、医療記録（必要な場合）および関連の社会サービスや医療サービス機関のリストを提供されるか。これらの機関への委託が適切であると考えられる場合、委託は行われるか。
- 放免後に医療施設や精神医療施設への入院が行われるケースについて、退院のための計画は作成されるか。
- 受入国の社会・医療サービス機関には、放免された難民申請者・移住者のケアをする態勢が整っているか。
- 放免された被拘禁者は、法的助言者や地域支援グループを紹介されるか
- 放免された者に対し、再度の拘禁を防止するための適切な書類が発給されるか

---

## 2 放免に関する統一手続きが存在し、記録が行われる

根拠規定: [SMR](#) 7(1)(c), 43; [RPJDL](#) 21(c), (d), 22

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 手続きは守られているか。例外はあるか。その理由は。
- 被拘禁者の私物（現金を含む）は返還されるか
- 到着時に作成された目録に照らし合わせて私物の確認を行う時間はあるか
- 被拘禁者の家族に対して事前通知は行われるか。事前通知はどのように、またどのぐらい前に行われるか。被拘禁者や家族のために安全な移動手段が提供されるか

#### 4.1.8 国外退去・退去強制・本国送還<sup>63</sup>手続き

国外退去・退去強制の実行にあたって、当局が安全と尊厳を確保しながら業務を進めるようにするための適切な保護措置が守られなければ、深刻な人権侵害、場合によっては対象者の死亡にさえ至る可能性がある。特に退去強制手続きの最中には、被拘禁者は非常に脆弱な立場に置かれ、虐待や拷問を受けるおそれに晒される<sup>64</sup>。国外退去・退去強制の実行をモニタリングすることは、虐待およびルフールマン（追放・強制送還）に対する重要な保護措置となり得る。有形力および拘束手段の使用について明確な枠組みが定められ、かつモニタリングが行われることはきわめて重要である。

また、手続きが敬意、配慮および人道性をもって運用され、かつ安全および尊厳が確保される状態で進められることも欠かせない。入管被拘禁者に対しては、退去強制または国外退去についての十分な告知と、準備のための合理的な機会が与えられるべきである。また、国外退去命令がルフールマン（追放・強制送還）の禁止に違反しないようにするためにも、手続的保護措置が必要とされる。

本節は、弁護士にアクセスする権利（第 4.1.2 節参照）、庇護・保護手続きおよび他の出入国管理手続きへのアクセス（第 4.1.5 節参照）ならびに拘束手段および有形力の使用（第 4.2.3 節参照）とあわせて理解することが求められる。

---

## 1 入管被拘禁者に対し、国外退去および退去強制についての十分な告知（理由および送還先を含む）が行われる<sup>65</sup>

根拠規定: [BPP 16](#); [PBPPDLA V](#); [CPT/Inf \(2003\) 35 §41](#); [CPT/Inf \(2009\) 27 §95](#); [CoE-TGFR 4, 15](#); [EU-RD 8.3 \(d\)](#)

### モニタリング担当者向けのヒント：

- ・入管被拘禁者は、国外退去についての告知をいつ、どこで、どのように受けるか。告知は、被拘禁者が理解できるやり方または形式で行われるか
- ・国外退去・退去強制はいつ実行されるか。最近行われた国外退去・退去強制の日時および状況はどうだったか（例えば夜間、週末、平日、公休日）。特に、物議を醸した国外退去事案があれば、被拘禁者らの反応とともに確認する
- ・安全上の問題を確認する（人身取引関係者が潜伏している地域に不自然な時間に送還される、または危険な場所に送還されるなど）
- ・被拘禁者に対し、国外退去・退去強制の理由は知らされるか
- ・被拘禁者に対し、出国前の準備をする機会（家族との連絡、再統合を援助してくれる組織との連絡、到着後の準備をしやすくするためのインターネットへのアクセスなど）は与えられるか

---

## 2 入管被拘禁者に対し、自分の国外退去・退去強制または本国送還が実行される時期を弁護士、ボランティア面会者、家族・友人に知らせるための十分な時間が与えられる

根拠規定: [BPP 16](#); [PBPPDLA V](#); [CPT/Inf \(2003\) 35 §41](#); [CoE-TGFR 15](#)

### モニタリング担当者向けのヒント：

- ・入管被拘禁者に対し、支援ネットワーク関係者（弁護士、家族、友人、他の被拘禁者）に連絡・通知を行う十分な時間が与えられるか。そのための手段は（電話、電子メール、ファックス等）。被拘禁者はこのような連絡を奨励されるか
- ・入管被拘禁者が、特に家族、仕事および心理面で帰還後の準備を援助するための事前措置はとられるか。

- 
- 3 入管被拘禁者が、（退去強制の前および最中に）保健スタッフによる健診の対象とされ、渡航に適した状態であることが確認され<sup>66</sup>、かつ所有物の返還を受けるようにするためのシステムが整備されている

根拠規定: [SMR](#) 43; [RPJDL](#) 35; [CoE-TGFR](#) 16; [CPT/Inf](#) (2003) 35 §39

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 入管被拘禁者は、国外退去・退去強制の前に保健専門家による健診を受けるか。このことは記録簿に記録されるか
- 退去強制または国外退去の準備として、カウンセリングその他の支援に適時にアクセスできるようにするための態勢は整えられているか
- 入管被拘禁者が退去強制に向けた準備を整えられるようにすることを担当する心理学者およびソーシャルワーカーの援助は提供されるか
- 被拘禁者の私物は出国前に返還されるか。私物を持っていくことはできるか
- 退去強制手続きの進行中、医師または保健ケアワーカーが立ち会うか

- 
- 4 国外退去・退去強制命令がルフルマン（追放・強制送還）の禁止に違反しないようにするためにも、手続的保護措置が設けられている

根拠規定: [CSR](#) 33; [CAT](#) 3; [CRC](#) 22; [OAU](#) II(3); [CoE-TGFR](#) 2(3); [ACHR](#) 22(8); [CPT/Inf](#) (2003) 35 §30; [CPT/Inf](#) (2009) 27 §93-95; [EU-RD](#) 8.3(d)

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者は、不服申立て手続きおよび再審査手続きを含む、利用可能なあらゆる手続きにアクセスできるか
- 国外退去・退去強制命令に関する特別記録簿はあるか。当該記録簿には、それぞれの国外退去・退去強制中に起きたことも記録されているか<sup>67</sup>
- 国外退去命令の実施前に、すべての庇護・保護申請について十分にかつ個別的な決定・審査が行なわれたか

---

## 5 医学的証拠により裏づけられている被拘禁者への暴行（過度の有形力の行使を含む）の訴えについて、訴追も視野に入れた徹底的調査が行われる<sup>68</sup>

根拠規定: [CCLEO](#) 8; [PBPPDLA](#) XXIII(3); [CPT/Inf](#) (2003) 35 §32-40; [CoE-TGFR](#) 19

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 過度の有形力の行使に関する苦情および訴えはあるか。どのような対応がとられたか
- どのような拘束手段が用いられたか。許可の有無、必要性、監督の状況、医師によるモニタリング、用いられた有形力または拘束の態様を確認する
- 国外退去の対象とならない子どもはどうか。国外退去の対象とならない他の家族構成員との再統合を図るための手配は可能か

---

## 6 同行するスタッフが被拘禁者を尊重する

根拠規定: [ICCPR](#) 10(1); [BPP](#) 1; [CPT/Inf](#) (2003) 35 §42<sup>69</sup>

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 同行するスタッフは特別な訓練を受けているか。どのような訓練か
- スタッフには女性が含まれるか

## 4.2 処遇および保護措置

いかなる拘禁場所でも、被拘禁者は、国家との関係および拘禁に直接責任を負う官吏との関係で脆弱な立場に置かれる。そのため、入管被拘禁者が拘禁中に拷問（精神的・身体的拷問）または他の虐待を受けるおそれは常に存在する。非人道的なまたは品位を傷つける取扱いは、例えば、規律措置の濫用および制裁・報復、拘束手段の不適正な使用または過度な有形力の使用等の不適切な対応を通じて行われる場合もある。また、きわめて劣悪な拘禁状態または独房監禁の利用からも発生する場合がある。

拘禁場所でこのように拷問その他の虐待が行われるおそれがあることに加え、モニタリング担当者は、拘禁されている難民申請者・移住者が、母国を離れる前や拘禁の前、逮捕時もしくは移送の際にさまざまな形態の虐待を受けた可能性があることも意識しておかなければならない。拘禁されている難民申請者・移住者は、このような虐待の被害者として当局による特別な配慮と注意を必要としており、モニタリング担当者にも、これらの被拘禁者とのやりとりの過程で同様の配慮と注意が要求される。

入管拘禁の実務の全分野が適正に規制・執行されるようにし、かつ、これに伴って必要な保障および保護措置が設けられるようにすることが欠かせない。さらに、拷問またはその他の虐待の被害を受けた入管被拘禁者が利用できる効果的な救済措置（人権侵害の停止、補償、賠償および再発防止措置を含む）も設けられていなければならない。

#### 4.2.1 拷問およびその他の虐待<sup>70</sup>

拷問および虐待は、過去に起きたものであれ現在進行中ののものである。いかなる拘禁環境においても対応が最も難しい問題の1つである。

拷問および虐待は絶対的に禁じられており、いかなる事情があっても決して正当化できない。

拷問および虐待は、例えば性的虐待、食事や睡眠を与えないことまたはコミュニケーションの機会を奪うことなど、実にさまざまな形態をとり得る。拷問または他の形態の虐待の発見を難しくしかねない慣行が存在し、かつそれによって長期的な心理的影響を引き起こされる可能性もあることを承知しておくことが重要である。拷問・虐待の被害者は、トラウマ、抑うつおよびその他の情緒的・心理的影響に苦しんでいる可能性がある。

この点、入管被拘禁者はさまざまな局面（出身国内で、移住のための渡航の過程で、目的地国における逮捕もしくは移送の際に、または拘禁場所自体で）拷問または虐待の被害を受けた可能性もあることを認識しておくのが重要である。拘禁そのものも、被害者の症状の一部

を悪化させる場合がある。

そのため、個別の面接時の対応は非常に難しい。拷問またはトラウマの被害者にとって、自分の身に起きたことを話すのは著しい苦痛と屈辱をとまなう経験となる場合があり、モニタリング・チームはこのことに特段の配慮を払わなければならない。すなわち、面接をいつ終わらせまたは休止しなければならないか、どの程度まで深く掘り下げるべきか、また専門家による介入のための委託をいつ行うかについての感覚を磨かなければならないということである。また、その情報が得られることでモニタリング・チームに何ができるのか、および被害者の同意が要件とされることについて、被拘禁者に対して十分明確にしておかなければならないということでもある。

訪問機関が司法的または準司法的権限を有しているのではない限り、拷問または虐待に関する個別の訴えは、当該個人の同意を得ることを条件として、関連当局に委託して行政調査または刑事捜査を求めるべきである。

最後に、国家はいかなる者も迫害、拷問またはその他の形態の重大なもしくは回復不能な危害を受けるおそれがある場所へ送還してはならないとするノン・ルフールマンの原則を常に念頭に置いておくことがきわめて重要である。この原則は慣習国際法上の規則として広く承認されている。

---

## 1 入管拘禁の対象とされているいかなる者も、拷問または他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは処罰を受けない (ノン・ルフールマンの原則が尊重されることを含む)

根拠規定: [UNCAT](#) 2, 16; [ICCPR](#) 7; [CSR](#) 33; [CMW](#) 10; [SMR](#) 27, 31; [ACHR](#) 5(2); [ACHRP](#) 5; [IACPPT](#) 1, 6; [CPT/Inf](#) (2009) 27 §93-95

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 被拘禁者は拘禁場所での処遇について不満を漏らしているか
- 逮捕・移送時の拷問または虐待の訴えはあるか

---

2 過去に受けた不適切な取扱い、拷問または残虐な行為に関する情報を被拘禁者が開示した場合の対応について業務要綱が定められている

根拠規定: [CPT/Inf](#) (2009) 27 §96

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 身上記録には拷問・トラウマに関する包括的なアセスメントの結果も記載されているか
- 被拘禁者を対象とした、拷問およびトラウマのケアのための計画は作成されているか（件数、内容、実施状況）
- 拷問・トラウマ歴があることが明らかになっている者に関連してどのような統計データが利用可能か
- このような状況下にある子どものために適切な支援が提供されているか

---

3 入管被拘禁者を対象として最初に行われる健康診断で、被拘禁者が拷問またはトラウマの被害者である可能性があることについての対応・配慮が行われている

根拠規定: [ICCCR](#) 10(1); [BPP](#) 24; [SMR](#) 24; [PBPPDLA](#) IX(3); [CPT/Inf](#) (2009) 27 §96

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 被拘禁者は到着と同時に健康診断を受けるか。資格のある通訳者が立ち会うか
- 保健専門家は、拷問および虐待の被害者に対応する訓練を受けているか
- 医療記録簿は用意されているか。特別なケースについては別の記録簿に記入が行われるか

---

#### 4 拷問または虐待に関する現在の訴えに対応するための業務要綱が定められている

根拠規定: [BPP 7, 33](#); [RPJDL 72-78, 87](#); [CPT/Inf \(2009\) 27 §96](#)

##### モニタリング担当者向けのヒント：

- 苦情記録簿で、拷問および他の虐待に関する苦情の存在が明らかになっているか。その場合、どのような対応、対応放棄およびフォローアップ措置がとられたか
- 虐待の訴えについて迅速かつ効果的な調査が行われるか
- 苦情の秘密保持は（どのように）保障されているか
- 苦情後に制裁・報復が行われた証拠はあるか

---

#### 5 拷問または虐待の訴えが行われた場合、独立の医務官によって可能な限り早期に被害者の身体的・心理的検査が行われる

根拠規定: [BPP 24](#); [CPT/Inf \(2009\) 27 §96](#)

##### モニタリング担当者向けのヒント：

- 独立の医務官の名簿が整備されているか
- 医務官は拷問または虐待の記録作成について特別な訓練を受けているか

### 4.2.2 隔離および独房監禁

隔離とは、ある者（または集団）を他の被拘禁者と別に拘禁し、他の被拘禁者および外界との接触をほとんどまたはまったく認めない措置である<sup>71</sup>。このような措置は、懲戒措置として、または行動管理上の措置（自傷行為を行う場合や自殺のおそれがある場合）として用いられることがある。また、LGBTI の分離拘禁（第 4.8.9 節参照）のように安全確保の目的で用いられることもある。いずれにせよ、このような分離拘禁は、自傷他害または器物損害の重大かつ差し迫った脅威を回避するために真に必要な場合の最後の手段として、かつ可能な限り短い期間でのみ、行われるべきである。しかし状況によっては、個人

または集団が弁護人、親族・友人、または外部から助言もしくは支援を提供してくれるその他の主体にアクセスすることを妨害・防止するための手段として隔離が用いられることもある。

隔離は、特に長期の独房監禁の場合、残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは処罰を構成する可能性があり、禁じられている拷問行為に相当する場合さえあり得る<sup>72</sup>。したがって、隔離はモニタリング・チームによる注意深い検討および分析の対象とされなければならない。

---

## 1 隔離・独房監禁の使用が規制されており、かつ使用は最後の手段としてかつ最短の期間で行われる

根拠規定: [BPTP](#) 7; [SMR](#) 31; [BR](#) 21(b); [RPJDL](#) 67; [PBPPDLA](#) XXII(3); [EPR](#) 60.5

### モニタリング担当者向けのヒント:

- 分離または隔離はどのような理由で行われているか（処罰として、行動管理として、保護のために、自殺または自傷のおそれがある場合、等）
- 一定期間内に隔離の対象とされた被拘禁者は何名いたか。隔離はどこで行われたか
- 少年も隔離の対象とされるか
- 脆弱な状況にある他の者も隔離の対象とされるか
- 平均隔離期間はどれくらいか
- 隔離施設の状態はどのようなもので、そこでは人道的な拘禁条件が守られているか
- 隔離の代替措置は存在するか

---

**2 被拘禁者を個人または集団として隔離する旨の決定は例外的であり、明確な理由に基づいて行われ、かつ独立の再審査の対象とされる**

根拠規定: [PBPPDLA XXII\(3\)](#); [RPJDL 67](#); [SMR 30\(2\)\(3\)](#)

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- 隔離はどのような手続きに基づいて行われるか (決定権者および根拠)
- 入管被拘禁者は、その理解する方法で隔離決定の理由を告知されるか
- 隔離措置の記録簿はあるか
- 隔離された被拘禁者はどのぐらいの頻度で医師による診察を受けるか
- 不服申立て手続きはあるか

---

**3 被拘禁者の隔離が、その身体的、情緒的および心理的健康状態について毎日行われる効果的モニタリング (独立の医師によるものを含む) の対象とされる**

根拠規定: [SMR 32](#); [SR Torture §100](#)

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- どのようなモニタリング手続きが設けられているか
- モニタリング・チームは隔離された被拘禁者にアクセスできるか
- 隔離された被拘禁者は医師による診察を毎日受けているか
- 隔離された被拘禁者は医師による診察を要請することができるか

---

**4 隔離された被拘禁者の権利および特権が尊重される**

根拠規定: [ICCPR 10 §1](#); [SMR 35](#)

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- 隔離または分離によって、被拘禁者が有するいずれかの手続的権利が損なわれたことはあるか
- 他の被拘禁者が享受している権利について制限・制約が設けられている場合、どのような制限・制約があるか

### 4.2.3 拘束手段および有形力の使用

入管拘禁の文脈では、スタッフおよび法執行官が、入管被拘禁者が犯罪者ではないことおよび入管拘禁が懲罰的性格のものではないことを理解しておくのがきわめて重要である。

入管拘禁における手錠等の身体的拘束手段の使用および例外的状況下における有形力の使用は、法律によって制限されていなければならない。またその適用は、それが真に必要とされ、合理的であり、かつ拘禁場所内の安全および秩序を維持するという正当な目的との関係で比例性を満たす場合、または身体の安全もしくは器物損壊の脅威がある場合に限られなければならない。化学的または医学的手段による拘束は一般的には不法である。

子どもに対する拘束手段の使用は、子どもの最善の利益にのっとった評価および決定が行われる場合を除き、明示的に禁じられなければならない。

---

#### 1 入管被拘禁者に対する有形力の使用は、例外的であり、法律によって明示的に規律されており、かつ、正当防衛としてまたは生命および安全を保護するために必要なその他の措置としての使用に限定されている

根拠規定: [SMR 54\(1\)](#); [BPUFF 4](#); [PBPPDLA XXIII](#); [EPR 64, 65, 66](#)

##### モニタリング担当者向けのヒント :

- 入管拘禁の文脈に特化した有形力の使用に関する法令が定められているか。その法令はスタッフに周知されているか
- スタッフはこれらの措置の使用についてどのような研修を受けているか

- 
- 2 状況によって有形力の使用が必要となる可能性がある場合でも、当該拘禁場所では、非暴力的な紛争対応戦略によって事態を落ち着かせるための努力が優先される

根拠規定: [BPUFF 4](#); [PBPPDLA XXIII\(2\)](#)

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- スタッフ研修には緊張状態を落ち着かせるための方策が含まれているか
- このような対応が功を奏した実例はあるか
- スタッフは危機管理の際にどのように対応してきたか

- 
- 3 法執行官による有形力の使用は、恣意的である場合、濫用である場合またはその他の形で過度である場合、犯罪である

根拠規定: [BPUFF 7](#); [PBPPDLA XXIII\(3\)](#); [EPR 69](#)

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- スタッフは武器（火器または警棒など）を携帯・使用しているか。使用している場合、それはどのような武器か。スタッフは武器の使用に関する訓練を受けているか
- スタッフは名前または職員番号によって特定できるか
- 過度なまたは比例性を欠いた有形力の使用が行われた形跡はあるか

- 
- 4 有形力の使用について、事件記録簿および個人ケースファイルで遺漏なく記録・報告され、また効果的な審査手続きが整備されている

根拠規定: [SMR 54\(1\)](#); [BPUFF 6, 22](#); [PBPPDLA XXIII\(3\)](#)

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- 有形力が使用された事案はどのように記録されるか。審査手続きは整備されているか
- 被拘禁者に対する有形力はいつ、どこで、どのような理由で使用されるか
- 医師による診断のための付託手続きはどのようにになっているか

---

## 5 いかなる拘束具または拘束手段の使用も、法令によって明示的に規律されている

根拠規定: [UNCAT](#) 16; [PME](#) 5; [SMR](#) 33, 34; [RPJDL](#) 63-65; [PBPPDLA](#) XXIII(1); [EPR](#) 68; [BR](#) 21(c)

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 拘束手段の使用に関してどのような方針および規則が定められているか
- 拘束手段の使用は、(a)移送中の不法な逃亡の防止、(b)医学的理由、(c)危害・自傷・器物損壊の防止に限定されている
- どのような拘束手段が使用されているか。手錠を含む身体的拘束手段か。化学的手段は使用されているか
- 移送または退去強制・国外退去の際に拘束手段が使用されるか
- 外部の医師・歯科医による診察もしくは治療（女性の出産等）、面接または審理の際、拘束手段が使用されるか
- 子どもまたは妊婦に対して拘束手段が使用された証拠はあるか

---

## 6 拘束手段の使用はモニタリングの対象とされ、拘束手段の使用が明らかになった時は医師が被拘禁者を診察する

根拠規定: [SMR](#) 34; [BPUFF](#) 5(c); [PME](#) 5

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 拘束手段の使用については誰がモニタリングを行っているか（監督担当管理者、医師、司法審査）
- 医師による診察のための付託手続きはどのようなものか

## 4.3 安全、秩序および規律

入管拘禁場所で安全、予測可能性および秩序が維持されることは必須要件ではあるが、規則および懲戒手続きは、入管被拘禁者が犯罪者ではないことにふさわしい、緩やかなものでなければならない。

さらに、安全で秩序の保たれた集団生活を確保するためにきわめて重要なことは、説明責任を履行するための適切な仕組みを確保することである。これには、諸基準および諸制限が法律または法定の規則で定められ、諸決定が再審査の対象とされ、かつ、恒常的で厳格な監察プログラムが存在するようにすることも含まれる。

したがってモニタリング・チームは、制度的な保護措置および対応を吟味することに心を砕くことになるであろうし、いじめ・加害といった問題について原因および影響の両方の観点から検討しなければならない。

### 4.3.1 懲戒手続き

入管拘禁の文脈においては、安全および秩序の効果的維持にとって非常に望ましくかつ役立つのは、被拘禁者の容認できない振舞いを処罰する制度ではなく、まずは望ましい振舞いに適切な形で報いる制度を通じて、被拘禁者の行動管理を行うことである。もっとも、モニタリング・チームとしては、報奨制度が適切に運用されず、報奨の付与が恣意的に行われたりする場合、あつという間に懲罰的制度になり得るのが現実であるということも常に念頭に置いておくのが重要である。

モニタリング・チームとして、刑事施設内の懲戒制度と入管拘禁環境の内部規則との間にある違いについてよく承知しておくことは決定的に重要となる。内部規則の違反全件ならびに手続きの遵守状況および制裁が記録される記録簿は、このような観点から検討されなければならない。

---

1 規律および秩序は、規則にしたがって、かつ安全な収容および秩序の保たれた集団生活のために必要な限りでのみ、維持されている

根拠規定: [SMR 27](#); [BPP 30](#); [PBPPDLA XXIII\(1\)](#); [CPT/Inf \(2009\) 27 §88](#); [EPR 56.1, 2](#); 57.1, 2

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 内部規則は明確であり、かつ多くの言語で利用可能とされているか
- 内部規則は共用区画に掲示され、被拘禁者およびスタッフに周知されているか
- どのような振舞いに対してどのような懲戒措置がふさわしいとされているか
- 内部規則について法律または法定の規則に規定があるか
- 制裁は、誰がどのような根拠で決定するか
- どのような性質の制裁が科されるか
- 被拘禁者は弁明を行うことができるか

---

2 懲戒手続きは再審査および不服申立ての対象となる

根拠規定: [PBPPDLA XXII\(1\)](#); [CPT/Inf \(2009\) 27 §88](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 不服申立て機構はどのように機能しているか
- 被拘禁者にとって有利な結果が出された不服申立ては何件あるか

- 
- 3 懲戒記録簿にすべての懲戒措置の詳細が記録される（懲戒の対象となる違反とされるものが行われた日とその詳細、審問が行われた日とその詳細および決定理由、再審査が行われた日とその詳細および決定理由、懲戒措置が科された日およびその詳細と期間を含む）

根拠規定: [RPJDL 19, 70](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 懲戒措置の記録簿は正確であり、きちんと保存されているか
- 制裁の性質および期間はどうなっているか（タイプ、平均期間および最長期間）。懲戒措置は有期か
- 制裁の件数は合計で何件か。恣意的なまたは一貫しない意思決定が行われている証拠はあるか

- 
- 4 子どもに科される懲戒的制裁は、その子どもの特別な事情および脆弱性を考慮している

根拠規定: [CRC 37\(a\)](#); [RPJDL 70](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 懲戒手続きが子どもに適用された事例はあるか（件数・期間）
- どのような措置がとられたか

### 4.3.2 外部査察

外部査察制度は入管被拘禁者の権利を保護するために必要である。入管拘禁場所の運営および被拘禁者の処遇を独立の立場から定期的に査察・監督する機構が設けられていなければならない。査察の範囲は入管拘禁のあらゆる側面に及ぶべきである。

---

1 入管拘禁場所およびその運営について、拘禁当局とは別の有権的当局による定期的な監督および査察が行われている

根拠規定: [BPP 29\(1\)](#); [SMR 55](#); [RPJDL 14, 72-74](#); [PBPPDLA XXIV](#); [EPR 93.1](#)

**モニタリング担当者向けのヒント:**

- 入管拘禁場所の査察は、誰がどのような権限に基づいて実施しているか
- 査察はどの程度の頻度で行われるか
- 査察はどのような範囲で行われるか
- 査察の報告書は入手可能とされるか

---

2 査察官は査察・監督当局によって任命され、かつ当該当局に対して報告責任を負う。査察官の権限には、すべての拘禁場所の査察ならびに不満・苦情の聴取および解決が含まれる

根拠規定: [BPP 29\(1\)](#); [SMR 36, 55](#); [RPJDL 72-78](#)

**モニタリング担当者向けのヒント:**

- 査察官の任命者は誰か
- 査察チームはどのような構成をとっているか（例えばジェンダー・バランスおよび専門領域）
- 査察官はどのような委任事項および権限を与えられているか

---

3 被拘禁者は、査察官と自由に、かつ秘密が完全に守られる条件下でやりとりする権利を有している

根拠規定: [BPP 29\(2\)](#); [SMR 36\(2\)](#); [RPJDL 73](#); [BR 25\(1\)](#)

**モニタリング担当者向けのヒント:**

- 被拘禁者は査察官と自由にやりとりできるか。どの程度恒常的にやりとりできるか。どのようなプロセスによってやりとりがなされるか
- プライバシーおよび秘密保持は尊重されるか

### 4.3.3 いじめおよび加害

いじめその他の形態の加害は、他のさまざまな人権にも影響を及ぼす暴力である。これらの暴力は、スタッフ・被拘禁者間の関係のレベルでも、スタッフ同士および被拘禁者同士の関係のレベルでも問題となり得る。あらゆる形態のいじめおよび加害は拘禁環境に悪影響を与える。その影響が蓄積され、十分な対応がとられないことは人権侵害（非人道的なまたは品位を傷つける取扱いを含む）に相当する場合もある。あらゆるケースで適切な措置が必要である。

---

#### 1 スタッフおよび被拘禁者が、いじめその他の形態の加害は禁じられていることを承知しており、かつ自己の権利およびその行使の方法を知っている

根拠規定: [BPP 1](#); [ICCP 10](#)

##### モニタリング担当者向けのヒント：

- いじめおよび加害に関する方針は定められているか
- いじめおよび加害の問題はどの程度蔓延しているか
- いじめおよび加害に関するスタッフ研修が行われているか
- いじめその他の形態の加害に対応するための戦略の策定に被拘禁者が関与しているか
- 被拘禁者は、望まない性的注目・性的誘いや搾取から保護されているか

---

2 スタッフは、いじめまたは加害の発生を可能な限り早期に認識して対応をとり、かつ、特に被害を受けやすい可能性がある個人または集団を特定する訓練を受けている

根拠規定: [PBPPDLA](#) XX

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- スタッフは、いじめまたは加害の被害を特に受けやすい可能性がある個人または集団を特定するため、他人——被拘禁者、スタッフ、家族・友人、拘禁場所を訪れる他の専門家——の所見および意見を参考しているか
- スタッフは、異なる国籍、民族集団または宗教的集団の被拘禁者間で生じる緊張を発見して緩和することができるか
- スタッフは、拘禁場所のあらゆる区画に、その場所にふさわしい水準で配置されているか

---

3 いじめまたは加害の訴えに対して時宜を得た対応がとられ、適正な調査が行われ、かつ適切な救済措置がとられる

根拠規定: [CoE-TGFR](#) 10.6; [SMR](#) 36; [RPJDL](#) 76-77; [PBPPDLA](#) IX(3), V; [BR](#) 5(1); [BPP](#) 7.1, 33.4; [UNHCR-DG](#) 8, 9.3

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- スタッフによるいじめまたは加害に対し、スタッフ懲戒手続きを通じて対応がとられるか
- 被害者はどのような苦情申立て手続を利用できるか。どのような結果を得られるか
- 訴えは適正に記録されるか
- プライバシーおよび秘密保持は尊重されるか

### 4.3.4 緊急事態の処理

自由の剥奪（入管拘禁を含む）が行われているいかなる場所でも、緊急事態への体制を整えておく必要がある。緊急事態または危機の原因は、内部的なもの、外部的なもの、偶発的なもの、不注意によるもの、意図的なもの、または自然災害によるものであるかもしれない。入管拘禁場所では、（時には多数にのぼる）人々が自由を奪われており、彼らは緊急事態の際に身を守ることができないことがほとんどである。国によっては、入管拘禁に関わる政策と実務のために入管拘禁場所がストレスと不安の「圧力鍋」となりかねず、それが時として暴発して抗議、暴動ならびにその他の騒擾および暴力行為（自傷を含む）が生じることもある。

---

#### 1 スタッフおよび被拘禁者を対象とする、拘禁場所についての包括的な緊急時即応準備方針が定められており、その主たる焦点は入管被拘禁者、スタッフおよび訪問者の安全確保に当てられている

根拠規定: [PBPPDLA XXIII\(1\)](#)

##### モニタリング担当者向けのヒント：

- 入管拘禁施設的设计・構造は、火事その他の危険（例えば化学物質の漏出）および自然災害（例えばハリケーン、洪水）のリスクを最小限に留め、かつ施設からの安全な退避が確保されるものになっているか
- 当該方針は日常生活にどのような影響を与えているか
- スタッフは危機管理戦略の研修を受けているか
- 拘禁場所には適切な設備（警報システム、拡声器、消火器など）が備わっているか。これらの設備は容易にアクセス可能か。設備は定期的に点検され、作動する状態になっているか
- スタッフはこれらの設備を使用するための訓練を受けているか
- 正規の通信システムが（例えば電源喪失により）使用できなくなった場合に備え、代替通信システムが備えられているか
- 最近の緊急事態または危機で、当該方針は効果的に実行に移されたか

---

## 2 緊急対応機関職員、独立の交渉人・仲介人および医療関係者を含む追加的支援を受け入れる余地が用意されている

根拠規定: [CoE-TGFR](#) 10.3

### モニタリング担当者向けのヒント:

- 外部からの追加的支援が早急に利用できるか
- 最近の緊急事態または危機でこのような支援が効果を発揮したか

---

## 3 明確な緊急時避難手続きが定められており、定期的に火災時訓練および避難訓練が実施されており、また脆弱な状況に置かれた者のために特別な態勢が用意されている

根拠規定: [RPJDL](#) 32

### モニタリング担当者向けのヒント:

- 定期的な警報検査、火災時訓練およびその他の緊急時避難訓練が実施されているか
- 子どもおよび特別に脆弱な状況に置かれている他の集団はより手厚い保護の対象とされているか

## 4.4 物的条件

国家は、ある者の自由を奪うことにより、その者が生きていくために必要なもの（食料および居住場所など）をまかなう責任を負う。入管被拘禁者の尊厳を守り、入管被拘禁者が犯罪者ではない事実を尊重するような拘禁環境・状態を確保することによって自由の喪失を可能な限り緩和することは、国家の義務である。すなわち、「刑務所、拘置所、および刑務所または拘置所として設計されまたは運用されている施設の使用は回避する」（UNHCRDG 8）こと、また「入管施設は当該目的のために特に設計されたものであること」（CPT による基準、第 7 回報告書より抜粋）が求められる。さらに、刑事施設的环境であるという印象を可能な限り避けるべく、施設の設計および配置に際して配慮することも必要である。すなわち、拘禁環境と生活条件の双方があらゆる側面で人間にふさわしいものでなければならない。したが

って、居住設備、衛生設備・個人衛生、飲料水、食料、衣服、就寝設備、個人財産・所持品の安全な保管およびその利用のすべての面で、十分な水準の、かつ安全で被拘禁者個人の尊厳を尊重するやり方による対応がとられなければならない。加えて、拘禁施設の設計および物理的環境は、すべての被拘禁者に十分なプライバシーを確保するものであるべきである。

#### 4.4.1 居住設備

適切な居住設備は、拘禁の物的条件という点からすると、拘禁されている難民申請者・移住者を含むいかなる被拘禁者にとっても中心的重要性を有する。居住設備の態様および広さ、清潔さ、被拘禁者がそこで過ごす時間ならびに家族生活を維持する可能性の有無によって、被拘禁者の感じ方に甚大な影響を及ぼすのは明白である。

子ども（難民申請者・移住者であって保護・養育者がいないか、または主たる保護・養育者と離別した子どもを含む）については、親族でない成人とは分離して拘禁されるようにすることがきわめて重要となる。

部屋の広さ、自然光か人工光か、同室者の人数および数は、モニタリング・チームが確認すべき主要な条件である。

入管拘禁の性質を考慮すれば、被拘禁者は1日中自室に監禁されるべきではなく、施設内を自由に動き回ることができなければならない。

---

### 1 被拘禁者数が、当該拘禁場所に認められた就寝定員の上限を超えることはない

根拠規定: [SMR 9\(1\)](#); [PBPPDLA XVII](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント :

- 当該施設の正式な定員は何名か
- 定員充足率は何パーセントか

---

2 部屋の広さは十分であり、またカップルおよび家族の場合を除いて個室である

根拠規定: [SMR 9\(1\)](#); [PBPPDLA XII\(1\)](#); [CPT/Inf \(97\) 10 §29](#); [EPR 18](#); 96

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- 部屋の広さはどのぐらいか (1名あたりの専有面積 (平方メートル) )
- 部屋の割当てはどのように行われるか
- 脆弱な状況に置かれた者のニーズは考慮されるか
- 大部屋の場合、文化的、民族的、宗教的要素は考慮されているか

---

3 すべての入管被拘禁者の就寝設備が管理の行き届いた状態に保たれており、安全かつ清潔であり、かつ十分な家具が備え付けられている

根拠規定: [SMR 10](#); [PBPPDLA XII\(2\)](#); [CPT/Inf \(97\) 10 §29](#); [EPR 19.2](#); [EU-RD Recital \(18\)](#), (17)

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- 子ども (保護・養育者がいない子どもまたは主たる保護・養育者と離別した子どもを含む) は親族でない成人とは分離して収容されているか
- 被拘禁者全員に専用の寝台、マットレスおよび寝具や毛布が与えられているか
- 部屋にはどのような家具が備え付けられているか
- 就寝場所が共用である場合、鍵のかかる専用の保管スペースが被拘禁者に与えられているか

---

4 部屋に自然光および外気が入るようになっている

根拠規定: [SMR 11\(a\)](#); [PBPPDLA XII\(1\)](#)

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- 部屋に自然光は入るか
- 窓を開けることはできるか
- 窓から読書や作業に十分な光が入るか

---

## 5 人工光は被拘禁者が読書や作業をするのに十分な明るさである

根拠規定: [SMR\\_11\(b\)](#)

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 被拘禁者は就寝場所の照明スイッチを自分で操作できるか

---

## 6 気候条件に合致した、十分かつ安全な冷暖房・換気設備が備えられており、かつ稼働する状態に保たれている

根拠規定: [SMR\\_10](#); [PBPPDLA\\_XII\(1\)](#)

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 部屋の温度は何度か
- 冷暖房は適切に稼働しているか
- 被拘禁者は冷暖房および換気の設定を自ら行うことができる

---

## 7 カップル（非婚または LGBTI など特別な脆弱性を有している可能性があるカップルを含む）に対して適切な居住設備が提供されている

根拠規定: [UNHCR-DG\\_9](#); [PBPPDLA\\_XIX](#)

### モニタリング担当者向けのヒント :

- カップルに対してどのような居住設備が提供されているか
- 一部のカテゴリーのカップル（非婚・LGBTI）に対して差別が行われている形跡があるか

---

## 8 家族向けの居住設備が用意されており、かつ子どもにとって安全・適切なものとなっている

根拠規定: [SMR\\_8\(d\)](#); [PBPPDLA\\_XIX](#); [EU-RD\\_12, 18.2 \(a\)](#)

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 家族向けにどのような居住設備が用意されているか
- 子どもが親族ではない成人と同室にされていないか

---

## 9 女性の就寝設備が男性の就寝設備から分離されている

根拠規定: [SMR](#) 8(a), 23; [UNHCR-DG](#) 8 §48(v); [PBPPDLA](#) XIX

### モニタリング担当者向けのヒント:

- 女性に対して専用の就寝設備が与えられているか
- 女性のプライバシーが保障されているか
- 女性の安全が確保されているか

---

## 10 被拘禁者に清潔な寝具が支給されている

根拠規定: [SMR](#) 19; [PBPPDLA](#) XII(1); [EPR](#) 21

### モニタリング担当者向けのヒント:

- 被拘禁者に対し、到着時にどのような寝具が与えられるか。寝具は気候条件に適したものか
- シーツ交換はどのぐらいの頻度で行われるか
- 寝具の洗濯担当者は誰か
- 寝具の外見および匂いはいずれも清潔か

---

## 11 被拘禁者が刑事拘禁施設（例えば刑務所または警察署）に収容されている場合でも、入管被拘禁者が刑法に基づいて拘禁されている者と混合収容されることはない

根拠規定: [ICCCR](#) 10(2)(a); [CMW](#) 17(2); [BPP](#) 8; [SMR](#) 8(b); [RPJDL](#) 17; [WGAD-D5](#) p.9; [UNHCR-DG](#) 8 §48(iii); [EXCOM](#) 44(f); [PBPPDLA](#) XIX; [CPT/Inf](#) (97) 10 §27, 28

### モニタリング担当者向けのヒント:

- 入管被拘禁者は刑法に基づいて拘禁されている者から分離されているか
- 入管被拘禁者は、例えば施設内の専用の側廊または区画に収容されているか
- 入管被拘禁者の拘禁期間は長期に及んでいるか。長期の拘禁は（例えば暴力を振るう可能性のあることがわかっている場合など）例外的な場合に行われるか。

## 4.4.2 食料および飲料水

入管拘禁の文脈では、食料についての権利を実効性あるものとすることは、健康・安全の問題であると同時に人間の尊厳の問題である。年齢、健康状態および文化的・宗教的背景にふさわしい、栄養価のある食料が提供されなければならない。妊婦または授乳中の女性のための特別食も利用可能とされなければならない。食事を準備する施設および食事をとる施設では、衛生および清潔に関する基本的規則が尊重されている必要がある。このように、被拘禁者に対しては十分な量の、健康的な、色々な種類の、バランスのとれた食事が無償で与えられるべきである。

被拘禁者が、管理者または家族・友人のいずれかを通じ、施設外から自費で食事を取り寄せることも認められなければならない。

また、食事の選択と準備に関与することは、有用な目的と共同性を備えた重要な日常活動である。これは、受入国に存在する出身国のコミュニティとの接触を（再）確立する 1 つの方法となり得る。さらに、放免または国外退去とともに必要不可欠となる重要なライフスキルを維持し、向上させまたは獲得することにもつながる。

---

### 1 入管被拘禁者に対し、栄養価のある十分な食料および多様なかつバランスの取れた食事が無償で提供される

根拠規定: [SMR 20\(1\)](#); [UNHCR-DG 8 §48\(xi\)](#); [PBPPDLA XI\(1\)](#); [EPR 22](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 食事の量、質および多様性は十分か
- 特別食の必要性（菜食主義、宗教的・医学的要件）についての対応がとられているか
- メニューは誰が決定するか。医療関係者は何らかの役割を果たすか
- 1日当たりの食費の予算はいくらか
- 被拘禁者は食事についてのどのような発言権を有しているか。食事の味はどうか

---

## 2 食事および飲み物・水が決まった間隔で提供される

根拠規定: [SMR 20](#); [PBPPDLA XI](#); [EPR 22.4](#)

### モニタリング担当者向けのヒント:

- 被拘禁者は専用の飲料水にいつでもアクセスできるか。水の色、匂い、味はどうか
- 入管被拘禁者への食事は1日何食提供されているか。食事の提供時間は
- 食事は衛生的に調理・給仕されているか。食事の見栄えはどうか。敬意をもって給仕されているか
- 食事の場所はどこか。食事の記録簿は設けられているか

---

## 3 被拘禁者が自炊できる

根拠規定: [BR 5](#)

### モニタリング担当者向けのヒント:

- 被拘禁者は自炊ができるか。それはいつでも可能か
- 被拘禁者は、自炊用の食料をどこで、どのように手に入れられるか
- 食事時間外でも食料にアクセスできるか

---

## 4 妊婦および授乳中の母親に対し、母子が十分な水準の健康を維持するのに足りる栄養が提供されている

根拠規定: [CEDAW 12\(2\)](#); [BR 48](#); [UNHCR-DG 8 §48\(xi\)](#); [PBPPDLA XI\(1\)](#)

### モニタリング担当者向けのヒント:

- 妊婦または授乳中の母親のために特別食の手配が行われているか

---

## 5 宗教上、文化上その他の理由による特別食の要件が完全に遵守されている

根拠規定: [BPTP](#) 3, 6; [PBPPDLA](#) XI(1)

### モニタリング担当者向けのヒント：

- ・ 特別食の要件は、保存、調理および配給に関する事柄も含めてどのように考慮されているか
- ・ 被拘禁者は特別食が必要であることを伝えることができるか
- ・ 差別が行われている形跡はあるか
- ・ 食事関連の問題について検討する際、宗教的 대표との協議が行われるか

---

## 6 食料の保管、量、質、調理および給仕のあり方について医務官が定期的に監察・助言を行っている

根拠規定: [SMR](#) 26(1)(a); [EPR](#) 22.6

### モニタリング担当者向けのヒント：

- ・ 医務官は食事の支給の流れに関与しているか。
- ・ 医務官は栄養に関する事柄について何らかの勧告を行うか
- ・ 献立には各品目の栄養価が示されているか

---

## 7 調理施設、食堂区画および食器用具は安全・清潔・衛生的であり、かつ十分な換気および維持管理が行われている

根拠規定: [SMR](#) 14; [PBPPDLA](#) XI(1)

### モニタリング担当者向けのヒント：

- ・ 食事をとる場所はどこか
- ・ 食事はどのように給仕されるか
- ・ 給食施設・調理場は清潔であり、衛生的であり、かつ手入れが行き届いているか
- ・ 給食施設は定期的な保健・安全検査の対象となっているか
- ・ 被拘禁者は給食施設にアクセスできるか

### 4.4.3 衛生設備・個人衛生

身体的衛生を維持することは健康の問題であり、また自他の尊重の問題である。個人衛生は、尊重されなければならない宗教的慣行と関連していることもあり得る。

さらに、適切な衛生設備およびシャワー・入浴設備にアクセスできることは、被拘禁者およびスタッフの間で疾病が広がる可能性を低くするために不可欠な手段である。SMR 13 で規定されている通り、「すべての被拘禁者に対し、季節および地域に応じた一般的衛生を確保するために必要な頻度で（ただし温暖な気候においては少なくとも週1回）、気候に適した温度のお湯で入浴またはシャワーを浴びることを可能としかつ要求することができるよう、入浴およびシャワーのための十分な設備を備えなければならない」。

したがって拘禁当局は、清潔な衛生設備および入浴設備へのアクセスを確保するためにあらゆる必要な措置をとらなければならない。また、女性および乳幼児の特有のニーズに対しても特別な注意を払うべきである。

---

#### 1 被拘禁者は、管理の行き届いた、清潔な、人間にふさわしい、かつプライバシーが守られる衛生設備に、容易にかつ制限を受けることなくアクセスできる

根拠規定: [SMR 12](#); [PBPPDLA XII\(2\)](#); [EPR 19.3](#)

##### モニタリング担当者向けのヒント：

- 衛生・洗濯設備は稼働しているか
- 衛生設備は男女別になっているか
- 被拘禁者の人数とトイレ数の比はどうなっているか
- 夜間もアクセスできるか
- プライバシーは確保されるか
- 女性および脆弱な状況に置かれた他の者のために何らかの特別な対応がとられているか
- 清掃用具・設備は容易に利用できるか

- 
- 2 被拘禁者は、入浴およびシャワーのための十分なかつプライバシーが守られる設備に、気候に適した温度のお湯で、かつ一般的衛生を確保するために必要な頻度でアクセスできる

根拠規定: [SMR\\_13](#); [EPR\\_19.4](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 被拘禁者は水・お湯をいつでも利用できるか
- 水・お湯の色および匂いはどうか
- 入浴設備の数は十分か
- 入浴・シャワー設備は男女別になっているか
- マイノリティ集団による入浴設備へのアクセスに関して差別が行われた証拠はあるか。入浴設備でプライバシーは守られるか

- 
- 3 すべての被拘禁者に対し、健康、清潔および基本的尊厳を維持するために必要な無償の衛生用品が支給される

根拠規定: [SMR\\_15, 16](#); [PBPPDLA\\_XII\(2\)](#); [EPR\\_19.6](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 被拘禁者（男女）に対し、到着時にどのような品目が配布されるか
- ジェンダー特有のニーズその他の特別なニーズについて十分な対応が行われているか。女性に衛生用品一式が提供されるか
- 被拘禁者は、補給の衛生用品をどのように、どのぐらいの頻度で入手できるか

- 
- 4 乳幼児に対して十分な量のおむつが支給される

根拠規定: [CRC\\_37\(c\)](#); [SMR\\_15](#); [PBPPDLA\\_XII\(2\)](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- おむつは無償で提供されるか
- おむつの支給に関する責任者は誰か
- 洗濯可能なおむつの場合、洗濯のための追加的便益は提供されるか

#### 4.4.4 衣服

入管拘禁の対象とされている人々は刑罰として拘禁されているわけではなく、自前の衣服を着用する権利が認められるべきである。ただし、被拘禁者が適当な服を十分に持っていない時は、衣服面のニーズへの対応が行われなければならない。衣服は、不自由しない数量が利用でき、容易かつ安全にアクセス可能であり、気候に適しており、文化的に適切であり、清潔で身体の大きさに合ったものであるべきであり、これらすべての要素につき差別が行われないことが原則とされるべきである。

さらに、被拘禁者は、十分な衣服を持つとともに、衣服を定期的に洗濯できるよう、洗濯設備（または洗濯サービス）および洗剤も利用できるなければならない。

---

### 1 被拘禁者が自前の服および履物の着用を認められている

根拠規定: [CMW](#) 17(1); [SMR](#) 88(1); [EPR](#) 97; [UNHCR-DG](#) 8(x)

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者は自前の服を着用できるか
- 被拘禁者は、審理その他の外部との会見に自前の服を着て出席できるか

---

### 2 被拘禁者が自前の衣服を持っていない場合、状況に応じた適切かつ十分な衣服および履物を提供される

根拠規定: [SMR](#) 17; [PBPPDLA](#) XII(3); [EPR](#) 20, 97

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者は、必要な場合、到着時に適切な衣服を提供されるか
- 提供される衣服は気候に適したものか
- 衣服が提供される場合、その外見はどのようなものか。その衣服は、特定の被拘禁者にとって必要な宗教的または文化的要素を満たすのに適したものか
- 提供される衣服は、例えば作業やスポーツ等のさまざまな用途に適したものか

- 提供される衣服は、有罪判決を受けた受刑者に対して同一管轄内で支給されている衣服と異なるものとなっているか。
- 提供される衣服はどこから調達されるものか
- 被拘禁者に支給される衣服、履物および下着は、子ども、妊婦および障がい者等にとっても適切なものか
- 放免、退去強制または本国送還の対象とされる者は、清潔で使用に適した適切な衣服を着用できるか

### 3 被拘禁者が洗濯設備または洗濯サービスに容易にアクセスできる

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者は洗濯設備にアクセスできるか。どのような条件で、どのぐらいの頻度でアクセスできるか
- 洗濯・乾燥設備は安全であり、十分に明るく、清潔で、換気および整備が行き届いているか
- 被拘禁者に洗剤は提供されるか

#### 4.4.5 現金および所持品

自由の剥奪がもたらす主要な効果の 1 つは、個人の自律が失われることである。そのため、入管被拘禁者は、毎日の生活に関する単純な選択・決定についてさえ、自ら行う権利や機会を奪われることが多い。これは被拘禁者の自尊心および尊厳の感覚に悪影響を与え得る要素の 1 つである。この点については、個人の自律に対するいかなる干渉も最小限に抑えられること、および、安全と秩序の保たれた共同生活を維持するのに必要な限度でのみ制限が許されるものとされなければならない。自分の現金と所持品にアクセスでき、かつこれを利用できることは、その 1 つの例である。

- 
- 1 拘禁場所に入所した際の所持品の保管に関する明確な規則・細則があり、それら規則・細則に容易にアクセス可能である

根拠規定: [SMR 43](#); [RPJDL 35](#); [EPR 31](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント:

- 施設の規則で、所持品の保存および返還に関する手続きの概要が記載されているか。
- 被拘禁者およびスタッフは適用される規則および細則を承知しているか
- 入所と同時に現金および所持品の目録が作成されるか
- 被拘禁者の金銭出納記録のコピーは本人に渡されるか

- 
- 2 被拘禁者に対し、被拘禁者が保護預かりのために引き渡したものの以外の貴重品その他の所有物のための、容易にアクセス可能で鍵のかかる保管設備が提供される

根拠規定: [SMR 43\(1\)](#); [RPJDL 35](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント:

- 貴重品はどこでどのように保管されるか。被拘禁者は自分の貴重品にアクセスできるか
- 窃盗の事案が起きたことはあるか。当該事案はどのように記録されたか。調査は行われたか

- 
- 3 入管被拘禁者が自前の現金にアクセスでき、または拘禁場所の外から現金その他の財物を受け取ることができる

根拠規定: [SMR 43\(3\)](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント:

- 当局から現金を取得するための手続きはどのようなものか
- 拘禁場所の出納係は、被拘禁者の家族または友人から現金を預かることを認められているか
- 預り金はどのように記録されているか

## 4.5 活動

多様かつ適切な活動の体制（外部へのアクセスおよび意味のある活動を含む）がどの程度確立されており、かつ制度的に奨励されているかは、ある拘禁環境において自由の剥奪に関連したリスクを最小限に留めようとする積極的努力が行われているか否かを示す強力な指標である。しかし、どのぐらい幅広い活動が保障されるかは平均拘禁期間によって左右されることになる。モニタリング担当者は、家族の面会、職業訓練、労働および報酬のともなう活動、屋外での運動、余暇および文化的活動ならびに自己の宗教を实践する権利のために、十分な資源の配分と十分な体制の整備が行われているかどうかを確認することができる。

実際、目的のある活動が存在しないことは、入管拘禁に最も蔓延している、そして最も有害な側面の 1 つである。このような状況は、入管拘禁においては「封じ込め」に焦点を当てさえすればいいという見方から生じるものであり、入管被拘禁者の将来の福利などが絶対的な社会的責任であるとは認められていない。したがって、拘禁場所を出た後にどこで生活を送ることになるのであれ、出所後の生活に向けて入管被拘禁者が準備を整えられるようにするためのいかなる措置も二次的考慮事項として扱われるべきではない。そのような扱いが行われれば、倦怠感、無力感および絶望感によってもたらされる有害な影響が生じ、拘禁場所の内外において、重大な、コストのかかる、かつ継続的な社会的・医学的問題として表出することになる可能性が高い。拘禁が長期にわたって行われる（行われてきた）場合はなおさらである。

### 4.5.1 外部との面会およびやりとり

家族等との面会は権利であり、恩恵的に与えられるものではない。家族等は、被拘禁者が置かれた苦境や状況の不安定さに対処できるよう援助を与えてくれるだけでなく、拘禁後の生活（目的地国もしくは庇護国で送ることになるか、または出身国で送ることになるかにかかわらず）に向けた準備を手助けしてくれるという点でも、重要な社会

資源である。しかし、入管拘禁の現実を目をやると、家族構成員による面会は実際上困難なものとなっている。とはいえ、外部との接触は促進されるべきであって、制限が許されるのは保安上の理由があり、やむをえない事情があるということが証拠により明らかである場合に限られるべきである。モニタリング・チームは、拘禁場所が遠隔地または他のアクセス不能な場所に設置されることにより、面会者の受入れが非現実的または不可能になってしまうという慣行について、憂慮すべきものであるとの見方をしなければならない。

したがって、入管被拘禁者は、面会その他のやりとりの手段を通じて、法的助言者、家族・友人、支援グループ、宗教的代表ならびにソーシャルケアワーカーおよび医療従事者との接触を維持することができなければならない。また、UNHCR、ICRC および赤十字社・赤新月社の家族安否調査サービスにも、さらに自分自身の発意によって領事機関にも、容易にアクセスできる必要がある。

拘禁されている難民申請者は、希望する場合、親族、友人、宗教団体、国際機関、非政府組織と定期的に（可能であれば電話またはインターネット等も通じて）連絡をとり、かつその面会を受けることができなければならない。特に、UNHCR へのアクセスおよび UNHCR からのアクセスは保障されなければならない。

---

## 1 拘禁場所が、家族、友人およびコミュニティの支援グループによる定期的面会にとって合理的にアクセス可能な状況にある

根拠規定: [BPP 20](#)

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 拘禁場所はどこに設けられているか
- 拘禁場所は公共交通機関からどの程度の距離にあるか
- 面会（特に家族による面会）の便宜を図るために金銭的または物的支援が提供されているか

---

## 2 被拘禁者が、家族等による面会を受ける権利を有している

根拠規定: [BPP](#) 19; [UNHCR-DG](#) 8 (vii); [EPR](#) 24.1; 99; [EU-RD](#) 10.4; [PBPPDLA](#) XVIII

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者は面会を受ける権利について告知されていたか。その情報は、被拘禁者の理解する言語で提供されたか
- 面会はいつ、どのように行うことができるか
- 面会時間はどの程度か
- 被拘禁者は（近親者以外に）誰の面会を受けることができるか
- 被拘禁者は面会を拒否することができるか。どのような手続きがとられるか
- 面会が拒否されたり、不許可とされたことはあるか。

---

## 3 面会者を受け入れるための合理的設備が設けられており、またスタッフおよび管理者側が被拘禁者への面会を積極的に奨励している

根拠規定: [SMR](#) 92; [EPR](#) 24.4

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 面会設備の状態はどのようなものか（面会は開放環境・閉鎖環境のどちらで行われるか）
- 面会用の部屋が設けられている場合、何室あるか
- 面会のプライバシーおよび秘密保持は尊重されるか

---

## 4 配偶者またはパートナーによるカップル間面会が許可・奨励されている

根拠規定: [ICCPR](#) 10(1), 17, 23; [PBPPDLA](#) I

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 面会設備はカップル間面会が可能なものになっているか
- 非婚カップルや LGBTI カップルに対する差別が行われた形跡はあるか

---

## 5 拘禁国ならびに出身国・通過国にいる家族および友人とのやりとりの便宜が図られている

根拠規定: [ICCPR](#) 17; [UNHCR-DG](#) 8 (vii); [RPJD](#) 60, 61; [CPT/Inf](#) (2009) 27 §87; [EPR](#) 24.5

### モニタリング担当者向けのヒント :

- どのようなシステムが設けられているか
- 被拘禁者は外部と自由にやりとりできるか。どのように、どのぐらいの頻度でやりとりできるか。外部とのやりとりの基準を定めた方針または業務要綱があるか
- 被拘禁者が懲戒措置としてやりとりの機会を奪われることはあるか
- 被拘禁者は電子メールおよびインターネットにアクセスできるか

---

## 6 被拘禁者が、UNHCR、ICRC、赤十字社その他の機関に、また自身自身の発意によって領事機関職員または外交使節団に、簡便かつ容易にアクセスできる

根拠規定: [CMW](#) 16(7); [UNHCR-DG](#) 8 (vii); [WGAD-D5](#) p.2, 10; [EU-RD](#) 10.3; [CPT/Inf](#) (97) 10 §31; [CPT/Inf](#) (2009) 27 §83, 87; [EPR](#) 37

### モニタリング担当者向けのヒント :

- UNHCR 担当官が被拘禁者に面会しているか
- ICRC や赤十字社・赤新月社のスタッフが被拘禁者に面会しているか
- 被拘禁者は、領事機関職員による一方的な接触の試みから保護されているか
- 被拘禁者は、領事機関から要請への反応を得られない場合に、領事機関への接触に関する支援を受けられるか

- 
- 7 被拘禁者が、（合理的な負担を支払うことで私的な外線通話をかける目的として）簡便かつ容易に電話にアクセスでき、またかかってくる電話をいつでも、傍受・検閲の対象とされることなく受けることができる

根拠規定: [BPP 18\(3\)](#), [19](#); [UNHCR-DG 8 \(vii\)](#); [RPJDL 61](#); [PBPPDLA XVIII](#);  
[CPT/Inf \(97\) 10 §31](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 被拘禁者は私的な電話をどのぐらいの頻度でかけることができるか（頻度、通話時間、稼働している電話機の数、回線の質、時差の考慮）
- 通話料の支払いシステムはどのようになっているか

- 
- 8 被拘禁者が、新聞、テレビ・ラジオに毎日、検閲を受けることなくアクセスできる

根拠規定: [SMR 39](#); [RPJDL 62](#); [PBPPDLA XVIII](#); [CPT/Inf \(97\) 10 §29](#); [EPR 24.10](#); [24.12](#); [99\(c\)](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 被拘禁者に新聞・雑誌が提供されているか。新聞・雑誌は被拘禁者が理解する言語のものか。無償か
- テレビやラジオは視聴可能か。何語で視聴可能とされているか

- 
- 9 被拘禁者が、必要な時は公費で、友人および家族と郵便物をやりとりできる

根拠規定: [BPP 19](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 手紙を送るための手続きはどのようになっているか
- 被拘禁者は、必需品（紙、封筒、切手）をどのように入手できるか
- 切手代は無料か
- 手紙および小包は監視、検閲またはその他の方法による制限の対象とされるか。その根拠は何か

## 4.5.2 教育および技能開発

職業訓練・技能訓練を含む教育は、入管被拘禁者が場所はどこになるにせよ社会に再統合を果たす準備を整え、人格の発達のための刺激を受ける上で、重要な要素の1つである。教育はまた、識字教育や基本的計算能力のための教育を実施したり、被拘禁者に地元の言語または共通語を教えたりするなど、被拘禁者集団の特有のニーズを満たすものともなる。

入管拘禁施設に子どもが拘禁されている場合、その地位または拘禁期間にかかわらず、最低でも初等教育にアクセスする権利を有する。子どもの教育は施設外の地元の学校で行うことが望ましい。

入管拘禁の期間および被拘禁者の最終的な処遇が不確定であるからといって、被拘禁者がこのような教育・訓練に従事することが妨害・阻害されるべきではない。被拘禁者は放免後に教育・訓練を修了することができるかもしれないし、どんな場合であっても、それは目的と刺激がある活動として固有の価値を有しているからである。

---

### 1 例えば非識字者である被拘禁者のための教育を含めて、明らかになったニーズに応じた教育が提供される

根拠規定: [SMR 77\(1\)](#); [UNHCR-DG 8 \(xiii\)](#); [PBPPDLA XIII](#); [EPR 28](#); [EU-RD 14](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- どのようなタイプの教育が用意されているか。使用言語は何か
- 入管被拘禁者全員に対し、現地の言語または共通語が教えられているか
- 教育活動に何パーセントの被拘禁者が参加しているか
- 希望する被拘禁者全員が教育活動にアクセスできるか
- 公正に、かつ差別されることなく教育にアクセスできるようになっているか
- 授業は個人のニーズに合わせて行われるか
- 施設到着時の第1次スクリーニングで識字能力の確認は行われているか。それはどのように誰によって行われるか。手続きはどのように行われているか

- 識字授業は誰が行うか
- 教育のために特別資金が配分されているか
- 教育または職業訓練への参加に対して報酬は支払われるか

---

## 2 教育機会には、技能および労働参加を維持しまたは増進することを狙いとした職業訓練も含まれている

根拠規定: [CRC](#) 28(1)(b); [CMW](#) 17(7); [ATP](#) 6(3)(d); [RPJDL](#) 42-44; [BR](#) 37; [ACHR AP](#) 13(3)(b); [PBPPDLA](#) XIII; [EU-RD](#) 12

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 被拘禁者は職業訓練にアクセスできるか。授業または訓練に外部の教育者・講師が関与しているか
- 被拘禁者に授与される履修証書または履修証明書に、当該個人の出入国管理上の地位が記載されるか

---

## 3 学齢の子どもは、その拘禁期間にかかわらず、できれば地元の学校において教育にアクセスできる

根拠規定: [CRC](#) 28(1)(a); [UNHCR-DG](#) 8 (xiii); [CMW](#) 17(7), 30, 43, 45; [RPJDL](#) 12, 38, 59, 79; [ACHR AP](#) 13; [ACHRP](#) 17; [EPR](#) 28.3; [EU-RD](#) 14; [PBPPDLA](#) XIII

### モニタリング担当者向けのヒント :

- どの段階の教育が利用可能とされているか。異なる言語で授業が行われているか
- 教育は誰が提供するか
- 教師・生徒比はどのようになっているか
- 教育活動はどこで行われるか。施設内か、施設外か。施設の適格性はどうか

---

#### 4 義務教育年齢を超えている子ども・若年成人であって教育を修了していない被拘禁者は、教育の継続を認められかつ奨励される

根拠規定: [RPJDL 39](#); [SMR 77\(1\)](#); [ACHR AP 13\(3\)\(d\)](#); [ACHRP 7](#); [PBPPDLA XIII](#)

##### モニタリング担当者向けのヒント：

- このような若年成人被拘禁者は教育プログラムを享受しているか
- どのようなタイプの教育が用意されているか

#### 4.5.3 労働および報酬をともなう活動

入管被拘禁者は刑を言い渡されて拘禁されているわけではないことから、労働を課すことはできず、また被拘禁者の中には労働したくてもできない者もいる。しかし、労働の機会を提供するための努力は行われるべきである。可能であれば、入管被拘禁者に対し、地域社会で就労する機会を与えることが求められる。

---

#### 1 被拘禁者は拘禁場所で労働することができる

根拠規定: [ATP 6\(3\)\(d\)](#); [SMR 89](#); [RPJDL 45](#); [BPTP 8](#); [BR 60](#); [CMW 17\(7\)](#); [PBPPDLA XIV](#); [EPR 26](#)

##### モニタリング担当者向けのヒント：

- どのような種類の仕事が用意されているか。
- 被拘禁者は希望する仕事の種類を選べるか
- 仕事に対して報酬は支払われるか
- 仕事の配分の責任者は誰か。配分プロセスは公正・公平か
- 地域社会で仕事をする機会はあるか

---

## 2 労働は義務ではない

根拠規定: [ILO-C29](#); [ILO-C105](#); [SMR 89](#); [PBPPDLA XIV](#)

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 労働は任意か
- 労働条件はどのようになっているか。外部の労働条件とどの程度の差があるか
- 拘禁場所の内外で労働する者の権利は保護されているか
- 働くことを選択しない被拘禁者または働くことができない被拘禁者に対し、必要不可欠なニーズを満たすのに十分な現金給付が行われるか
- 強制労働や児童労働が行われている形跡はあるか

---

## 3 労働の機会は安全であり、人間にふさわしく、かつ搾取をとまなわない

根拠規定: [SMR 72, 76](#); [PBPPDLA XIV](#)

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 作業場には十分な自然光と外気が入り、かつ十分な人工光があるか
- 報酬は十分か
- 被拘禁者の休日は週に何日か

### 4.5.4 屋外での運動、余暇および文化的活動

入管拘禁が刑事的性質のものではないことを踏まえ、被拘禁者は、自室に終日いなければならないのではなく、施設内を自由に動き回らなければならない。

屋外での運動が精神的・身体的健康にとって重要であることは広く認められている。したがって入管被拘禁者も、自由を奪われた他のすべての人々と同様に、屋外で運動するための適切な活動および施設にアクセスできなければならない。そのような施設は十分な広さを備えているべきであり、また樹木・草花の見える場所であるのが望ましい。

これは、例えば、塀で囲われた小さな庭では、野外での運動のための十分な機会が与えられたことにはならないということである。

一般的な健康上の利点に加えて、屋外での運動および活動は、緊張を和らげ、良好な関係を促進するという追加的利点も持ち得る。このような活動には、すべての者の自己価値の感覚を醸成する現実的可能性がある。

すべての者は、休息および余暇についての権利ならびに文化的生活に参加する権利を有する。入管被拘禁者も例外ではない。このような活動は、人格的発達、身体的・精神的健康および社会的・文化的包摂にとって重要である。また、人間関係の障壁を崩すための有用な方法の 1 つでもある。組織立った活動かそうでないかにかかわらず、レクリエーション活動、余暇活動および文化的活動への参加がどの程度見られるかは、その拘禁環境において自由の剥奪の悪影響を最小限に留めようとする積極的努力が行われているか否かの強力な指標である。

---

## 1 入管被拘禁者が施設内を自由に動き回ることができ、また少なくとも 1 日 1 時間、野外で適切な運動を行う時間を持つ

根拠規定: [SMR 21\(1\)](#); [RPJDL 47](#); [UNHCR-DG 8\(viii\)](#); [CPT/Inf \(97\) 10 §29](#); [EPR 25, 27](#); [EU-RD 10.2](#)

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 室外で過ごす時間が制限されている場合、スタッフはそのような制限についてどのような理由を挙げているか
- 被拘禁者は 1 日何時間、室外にいられるか
- どのような運動・活動が行えるか
- 被拘禁者は、屋外運動用の、気候に適した衣服を所持または提供されているか

---

2 子ども・若年成人の被拘禁者が、その発達上・身体上のニーズにふさわしい身体的活動およびレクリエーション活動に参加できる

根拠規定: [SMR\\_21\(2\)](#); [RPJDL\\_47](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- どのようなレクリエーション活動が行えるか
- 被拘禁者に対してどのような組織的活動（スポーツ・文化的活動）が提供されているか
- 子ども・若年成人の被拘禁者は施設の利用時間をより多く認められるか

---

3 被拘禁者が、広々とした、安全・清潔な、かつ維持管理の行き届いた運動施設にアクセスできる

根拠規定: [PBPPDLA\\_XIII](#); [UNHCR-DG\\_8\(viii\)](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 被拘禁者は運動施設にアクセスできるか
- どのような施設が用意されているか
- 運動スペースの広さはどの程度か
- 屋外施設はスポーツ、身体的運動および余暇活動にふさわしいものか
- 屋内での運動のための適切な選択肢は用意されているか

---

4 被拘禁者が合理的な量の文化的資料・情報資料にアクセスできる

根拠規定: [BPP\\_28](#); [SMR\\_78, 90](#); [PBPPDLA\\_XIII](#); [UNHCR-DG\\_8\(viii\)](#); [EPR\\_27.6](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- どのような文化的活動が行えるか
- テレビにアクセスすることはできるか。どこで、何語でアクセスできるか

---

## 5 すべての被拘禁者が、十分な蔵書を備えた図書室に恒常的にアクセスできる

根拠規定: [SMR 40](#); [RPJDL 41](#); [PBPPDLA XIII](#)

### モニタリング担当者向けのヒント:

- 図書施設へのアクセスに関して何らかの条件が設けられているか
- どのような資料が利用可能とされているか（レクリエーションおよび学習のための書籍、新聞、辞書、法律関連の参考文献、外国語のビデオ・DVD等）
- 被拘禁者が話す言語の資料は利用可能とされているか

---

## 6 すべての被拘禁者（特に子ども・若年成人の被拘禁者）に対し、芸術・工芸などの興味関心を伸ばし、技能を発達させる十分な機会が与えられている

根拠規定: [RPJDL 47](#)

### モニタリング担当者向けのヒント:

- 被拘禁者が芸術・工芸を行うためにどのような機会が設けられているか。音楽についてはどうか

## 4.5.5 宗教

入管拘禁の文脈においては、あらゆる種類の宗教または信念が尊重・保護されることがきわめて重要である。このことは、たとえそれを実践している宗教的マイノリティが、拘禁場所の内外で、支配的な宗教的コミュニティの敵意の対象とされている場合であっても該当する。

ICCPR 第 18 条に基づき、「すべての者は、宗教および信念の自由についての権利を有する」。これには、宗教または信念を持つ権利、宗教または信念を選択し取り入れる権利、ならびに、単独でまたは集団として礼拝、儀式、信仰の実践および教導を行う権利が含まれる。これらの自由はきわめて根本的なものであることから、たとえ公の緊急事態の際にも、これらを保障する義務からの逸脱は許されない。

礼拝の自由は、それ自体、信念を直接表明する儀式的および儀礼的行為ならびにそのような行為にとって不可欠なさまざまな実践にも及ぶ。入管拘禁の文脈では、例えば、礼拝場所の創設、儀式上の定式および対象の使用、象徴の掲示ならびに祝日、祭礼および安息日の遵守などがこれに含まれる場合がある。

宗教や信念が、食事、衣服、および人生の一定の段階や区切りと関連する儀式を規律することも多い。宗教や信念を表明する自由については、「法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる」（ICCPR 第 18 条(3)）。この点に関しては、同規約で保障されているすべての被拘禁者の権利を保護する必要性が出発点とされるべきである。

## 1 自己の宗教を単独でまたは他の者と共同して全面的に実践する各被拘禁者の権利が尊重されている

根拠規定: [ICCPR\\_18](#); [CMW\\_12](#); [CSR\\_4](#); [CSSP\\_4](#); [ACHR\\_12](#); [UNHCR-DG\\_8\(ix\)](#); [PBPPDLA\\_XV](#); [EPR\\_29](#)

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 入管被拘禁者集団の宗教上のニーズは満たされているか
- 拘禁場所にはどのような宗教の信者がいるか（宗教の数、信者の人数）。少数派宗教の信念および実践は尊重されているか
- 祈りの時間は尊重されているか
- 礼拝または宗教的指導者によるケア（パストラルケア）へのアクセスに関して何らかの条件または制限が課されているか

- 
- 2 宗教的指導者による私的な支援およびケアが、被拘禁者の要請に応じて、定期的におよび個人的ニーズが生じた時（放免、退去強制または移送に向けた準備を進める時を含む）に利用可能とされる

根拠規定: [SMR 41\(3\)](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 宗教的指導者によるケアおよび支援は（どのように）利用可能か
- 宗教的代表者の任命基準はどのようなものか（誰が任命し、経費を支払うか）
- 礼拝に参加できる頻度および参加の度合いはどの程度か。

- 
- 3 すべての被拘禁者が礼拝行事に参加できる

根拠規定: [SMR 42](#); [PBPPDLA XV](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- どの宗教の礼拝行事が参加可能とされているか
- 礼拝行事はどこで、どのぐらいの頻度で行われるか
- 被拘禁者は、自分たちの主要な文化的・宗教的祭礼を祝うことができるか

- 
- 4 被拘禁者が、宗教的重要性を有する物品（宗教的な儀式および教えについて記した書物を含む）を入手し、手元に置き、かつ使用できる

根拠規定: [ICCPR 18](#); [CMW 17\(7\)](#); [CSR 4](#); [CSSP 4](#); [SMR 42](#); [RPJDL 48](#); [ACHR 12](#); [CFREU 10](#); [ECHR 9](#); [PBPPDLA XV](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 宗教的物品が破損されたり、没収されている形跡はあるか。
- この点について苦情が申立てられたことはあるか。その結果はどうだったか。

## 5 いかなる宗教的信念も有していない被拘禁者および宗教を實踐したいと考へない被拘禁者が信仰および實踐を義務付けられず、かつ差別されない

根拠規定: [ICCP](#) 18; [ACHR](#) 12; [CFREU](#) 10; [ECHR](#) 9

### モニタリング担当者向けのヒント :

- このような被拘禁者に対して差別が行われた証拠はあるか。当局による差別か、他の被拘禁者による差別か
- この点に関わって保護措置はとられたか

### 4.5.6 福祉およびカウンセリング

入管被拘禁者にとって、福祉およびカウンセリング<sup>73</sup>面での支援のニーズは継続的に存在するものであり、拘禁への移行および拘禁からの解放が可能な限りスムーズに進むようにする上できわめて重要なものとなり得る。すべての入管被拘禁者が、拘禁中および特に拘禁が終了に近付いている時（とりわけ実質的保護のための手続きや出入国管理手続きが進められていてその結果が不確定である場合）に、福祉・カウンセリング面での支援を享受できるようにしなければならない。福祉およびカウンセリング面での支援は、非宗教的形態をとる場合もあれば、パストラルケア・ワーカーによる支援を含む場合もあり、被拘禁者が自分の案件の結果を受けとめられるよう援助する上でしばしば有用な役割を果たすことになる。

福祉ワーカー、カウンセラーおよびパストラルケア・ワーカーが専門家としての職分を十分に發揮できないような立場におかれたり、または手続きの結果や行く末に影響を行使していると見られたり、その役割が適切な法的助言・援助に代わるものとして捉えられたりしないようにすることが重要である。

- 
- 1 入管拘禁によって生じる実際的問題に関して被拘禁者を援助し、かつ被拘禁者が放免、移送または国外退去に向けて準備すること（心理的準備もふくむ）を支援するために、福祉およびカウンセリングのサービスが提供される

根拠規定: [ATP 6\(3\)\(b\)](#); [BR 60](#); [UNHCR-DG 8 \(vi\)](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 福祉、ソーシャルワークおよびカウンセリングのサービスが利用可能とされているか。施設にソーシャルワーカーが配置されているか。その役割は。ソーシャルワーカーは心理社会的アセスメントを行えるか
- 資格を有し、かつ文化に関する理解が深いカウンセラーが確保されているか。
- 福祉およびカウンセリングのサービスにおいて、プライバシーおよび秘密保持についての被拘禁者の権利は尊重されているか
- これらのサービスは、被拘禁者が弁護人と連絡をとることについての援助を提供するものであるか。
- これらのサービスは、被拘禁者が家族、友人および支援グループとやりとりすることについての援助を提供するものであるか。

- 
- 2 要請があれば、放免、移送または国外退去の際、福祉およびカウンセリング面での支援者が被拘禁者への付添いを行う

根拠規定: [CoE-TGFR 15.2](#); [SMR 60\(2\)](#); [RPJDL 79](#); [BR 46](#); [BPTP 10](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 放免、移送または国外退去の対象となる被拘禁者に対し、受入国で福祉およびカウンセリング面での支援を行う専門家の連絡先が提供されるか
- 放免、移送または国外退去の際、被拘禁者への付添いは行われるか

## 4.6 医療ケア

入管被拘禁者の身体面および精神面での健康は、いくつかの理由からとりわけ重要である。第一に、自由の剥奪によって、被拘禁者は健康のためのケアを自分自身で行うことができなくなる。第二に、入管被拘禁者は、過去の虐待ならびに過去および現在の脆弱性から生じる、身体面および精神面での健康に関わる特有のニーズを有している場合がある。第三に、入管拘禁は被拘禁者の身体面および精神面での健康に有害な影響を及ぼす可能性が高いということが挙げられる。入管被拘禁者の健康に対する権利を尊重、保護、充足する責任は、既往の症状のケアや治療にも必然的に及ぶものであり、またそのためのサービスは、地域社会で生活している人々に提供されるのと同じの質および水準を備えたものであるべきである。

子ども（保護・養育者のいない子どもまたは主たる保護・養育者と離別した子どもを含む）は、症状が生じた際のケアだけではなく、定期的健診を受ける権利を有する。

拘禁環境における医療専門家の行動は、被拘禁者が安心感と尊重されているという感覚を持つためにきわめて重要である。これに関連して、医療専門家の行動倫理の中でも最も重要な側面の1つは、患者の同意および秘密の原則を尊重するところにある。これらの問題に対し、モニタリング・チームは特段の関心を払うべきである。

### 4.6.1 医療ケアへのアクセス

被拘禁者は、施設外で提供されるものと同等の医療ケアに無償でアクセスできなければならない。このことは、自由の剥奪そのものによって医療ケアのニーズが高まる場合もあることから、いっそう重要である。

最初の逮捕および拘禁の時点で、すべての入管被拘禁者に対し、適切な資格を有する医師によるスクリーニングが行われなければならない。これは、既往の疾病や症状と、逮捕・拘禁の過程で生じた可能性がある外傷を発見することを目的とする。スクリーニング手続きは、伝染病を特定するためにも重要である。したがって医療ケアは、利用

可能であり、アクセス可能であり、受入れ可能（すなわち倫理的・文化的に適切なもの）であり、科学的小よび医学的に適切であり、かつ良質なものではない。すなわち、医療ケアおよびそれを享受するための情報へのアクセスは、いかなる種類の差別もなく保障され、物理的にアクセス可能であり、かつ無償でなければならないということである。

---

**1 到着時に、適切な資格を有する医師により、プライバシーが守られる形で（または医師への報告責任を負う、十分な資格を有する看護師により、プライバシーが守られる形で、かつ入所後可能な限り早期に）スクリーニング健診が行われる**

根拠規定: [CRC](#) 24; [BPP](#) 24-25; [SMR](#) 24; [UNHCR-DG](#) 8 (vi); [PBPPDLA](#) IX(3); [CPT/Inf](#) (97) 10 §30, 31; [CPT/Inf](#) (2009) 27 §82; [EPR](#) 42.1

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 被拘禁者は、拘禁の最初の時点から医師にアクセスできるか
- 到着時に実施されるスクリーニング健診の手続きはどのようなものか
- スクリーニング健診には、結核を含む伝染性疾患の検査も含まれるか
- 無償の、適格性を有する、かつ公平な通訳者が容易に利用可能か
- 移送の際、医療関連の記録はどのように送付されるか

---

## 2 すべての被拘禁者が、無償の保健ケア・サービスに全面的かつ平等にアクセスできる

根拠規定: [CRC](#) 24; [BPP](#) 24; [SMR](#) 25; [RPJDL](#) 50; [BR](#) 6, 9; [ACHR AP](#) 10; [UNHCR-DG](#) 8 (vi); [PBPPDLA](#) X; [EPR](#) 39; [EU-RD](#) 19; [ACHRP](#) 16; [CPT/Inf](#) (97) 10 §31; [CPT/Inf](#) (2009) 27 §87

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 保健ケア・サービスにアクセスするための手続きはどのようなものか
- 被拘禁者は、医師による診察を受けるまでにどの程度待たなければならないか
- 保健ケア・サービスでは女性特有の保健ケアのニーズ（産科サービス、リプロダクティブヘルス・ケア）も対象とされているか
- 医療サービスへのアクセスについて差別が行われている形跡はあるか
- 過去の診断や治療計画（例えば抗うつ剤、HIV 発症抑制薬の処方など）は尊重されるか
- 医師または歯科医によるセカンド・オピニオンを得ることは可能か
- 被拘禁者は、必要な時は専門施設または民間病院での専門的治療（精神医学的治療など）を適宜受けることができるか
- 診察の際、無償の、適格性を有する、かつ公平な通訳者によるサービスが容易に利用可能か
- 緊急医療に関してどのようなシステムが整備されているか

---

## 3 保健ケア・サービスが、品格、プライバシーおよび尊厳を尊重・保全する条件下で、かつ可能であれば地域のサービスを通じて、提供される

根拠規定: [ICESCR](#) 12; [RPJDL](#) 49; [ACHR AP](#) 10; [ACHRP](#) 16; [PBPPDLA](#) X; [EPR](#) 40; 42; [EU-RD](#) 19; [UNHCR-DG](#) 8 (vi)

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 医療施設はどのような状態か
- 被拘禁者は拘禁場所の外に出かけて診察を受けるか
- 診察の過程で、拘禁されていることについて言及がなされるか。

---

4 公衆衛生上の理由による拘禁または隔離が、感染防止のための隔離および疾病管理について定めた政策および法律で規制されている

根拠規定: [SMR 24](#); [EPR 42.3\(f\)\(g\)](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 健康上の理由で被拘禁者を隔離する際の手続きはどのようなものか（決定権者は誰か、再審査はどのように行われるか）
- 訪問の時点で、公衆衛生上の理由で隔離されていた被拘禁者は何名か
- 医師による監督は行われるか
- 隔離場所には治療のための設備が整っているか

---

5 医師による診察が、プライバシーおよび秘密が守られる条件下で、かつ、ニーズおよび脆弱性の多様性に配慮した、敬意のある、専門家にふさわしい、ケアの精神に満ちたやり方で実施される

根拠規定: [CRPD 22\(2\)](#); [PBPPDLA X](#); [CPT/Inf.\(2009\) 27 §92](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 医師による診察は、プライバシーが守られるという条件の下で、かつ秘密保持が遵守されながら実施されるか。
- 要請がある場合、ジェンダーを同じくする医師が診察を担当するか
- 通訳者は容易に利用可能か
- 医師による診察に拘禁当局関係者が立ち会うか
- 被拘禁者の医療関連記録は、鍵のかかる場所に、医療スタッフ以外のスタッフがアクセスできない状態で保管されるか

---

**6 入管被拘禁者に対する保健ケアの提供が、保安上の措置または手続きによって阻害され、または不当に制限されることはない**

根拠規定: [UNHCR-DG 8](#); [CoE-TGFR 16](#)

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- 隔離されている被拘禁者は、要請に応じて医師による診察を受けられるか
- 被拘禁者を他の拘禁場所に移送することにより、保健ケアへのアクセスに影響が生じるか

---

**7 医薬品が、処方または必要性に応じて容易に入手可能であり、適切かつ安全に保管されており、使用期限を超えた時は処分される**

根拠規定: [CoE-TGFR 9.4](#); [SMR 22\(2\)](#); [RPJDL 55](#); [PBPPDLA X](#)

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- 最も処方されることが多い医薬品はどのようなものか。その理由は、過剰投薬の徴候はあるか
- 医薬品を支給するのは誰か
- 不足が生じたことはあるか
- 医薬品のストックは誰が管理しているか

---

8 固形食ないし流動食を拒否する被拘禁者の臨床管理・ケアならびにハンガーストライキを終了した被拘禁者の回復および心理的ケアに関する、国際的ガイドライン<sup>74</sup>にのっとった業務要綱が定められている

根拠規定: [PME 1](#); [DOM](#); [DOT](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- ハンガーストライキについて特に取り上げた業務要綱が定められているか。定められている場合、それは国際的ガイドラインにのっとったものか
- 十分な情報に基づく被拘禁者の選択がその人間の尊厳とあわせて尊重されており、かつ強制栄養法は禁じられているか（ただし、当該被拘禁者が「絶食によって健康および生命に生じ得る結果について十分に理解している」ことを条件とする）
- 臨床的保護措置が尊重されるか（自発的栄養拒否によって生じる結果を理解する被拘禁者の能力について、少なくとも 1 名の、独立の立場にある別の医師が確認することを含む）
- 医療スタッフは、ハンガーストライキを行う者のケアについて決定する際に完全な臨床的独立性を有しているか

---

9 被拘禁者の社会的、身体的および医学的脆弱性について定期的検討が行われる

根拠規定: [BR 6](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 高齢の被拘禁者のために特別な環境およびケアが提供されているか
- 特定の年齢に達した被拘禁者を放免するための基準は設けられているか

## 4.6.2 医療スタッフ

医療スタッフが入管拘禁の文脈で果たす役割は複合的である。第一に、被拘禁者の健康状態を評価し、何らかの虐待を受けた場合も含めて治療およびケアが必要であれば、それを提供する。第二に、食事、衛生設備・個人衛生、居住設備および運動を含む諸条件が十分かどうかについて、拘禁場所の管理者側に助言する役割もある。最後に、医療スタッフは過去に虐待を受けた可能性がある者の医学的評価においても役割を果たす場合があり、その保護もしくは入国管理上の申請のための、または放免申請のための支援を提供することもあり得る。このような複合的役割は本質的に抵触し合うものではないが、これによって政治的、倫理的かつ臨床的なジレンマ、課題および圧力が生じるおそれは常にある。したがって、入管拘禁の場で働く医療スタッフは、完全な臨床的独立性を保障され、かつ職能団体による十分な支援を受けられなければならない。

---

### 1 被拘禁者の精神的・身体的健康を十分にケアできるよう、医療サービスに適切な人員配置が行われている

根拠規定: [SMR\\_22\(1\)](#); [PBPPDLA X](#); [CPT/Inf \(2009\) 27 §91](#); [UNHCR-DG 8 \(vi\)](#); [EPR 41.1](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント :

- 日中、夜間および週末に何名の医師・看護師が常駐しているか
- 医療スタッフと被拘禁者の比率はどの程度か。それは十分か
- 医務官は十分な保健ケアの確保について主たる責任を負っているか。医務官の主な職務は何か
- 治療が遅れたことはあるか

- 
- 2 医務官が定期的に査察を実施して、食事、衛生・清潔度、暖房・照明・換気、衣服・寝具、体育・スポーツ活動が適切かどうかについて施設管理者に報告する

根拠規定: [SMR 25\(2\)](#), [26\(1\)](#); [RPJDL 73](#); [EPR 43.3](#); [44](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- ・ 医務官は拘禁場所の査察を行うか。行うとすれば、どの程度定期的に行うか

- 
- 3 医師による対応の需要が施設の供給能力を超える場合に、他の医療従事者（適当な場合には民間病院および外部専門家によるケアを含む）に委託を行うための効果的かつ効率的なシステムが設けられている

根拠規定: [SMR 22\(2\)](#); [PBPPDLA X](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- ・ 需要が多い時期に医療ケアを確保するためにどのような委託システムが設けられているか
- ・ 外部委託の場合、通訳者の利用は可能か
- ・ 歯科または産科のような専門的医療ケアのためにどのような手続きが設けられているか
- ・ 依頼可能な医療従事者の名簿が作成されているか

- 
- 4 医療要員が、脆弱な状況に置かれた者が有するケアのニーズの把握・処置について適切な訓練を受けておりかつ経験を積んでいる

根拠規定: [PBPPDLA X](#); [EPR 41.4](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- ・ 医療要員は、脆弱な状況に置かれた者に対応するための特別訓練を受けているか

---

## 5 規定時間外にも緊急の治療のために医務官が当直している

根拠規定: [PBPPDLA X](#); [EPR 41.2](#)

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 緊急事態のシステムはどのようになっているか
- 緊急事態に際し、秘密保持を尊重しつつも医療記録にアクセスできるようにするためにどのようなシステムが整備されているか

---

## 6 医療要員が、被拘禁者の治療およびケアに関して完全な臨床的独立性を保障されている

根拠規定: [RPJDL 53](#); [PBPPDLA IX\(3\), X](#); [DOT 5](#)

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 保健サービスはどの当局の下に置かれているか。医療要員は誰に対して報告責任を負うか
- 医療従事者は医学的な決定・勧告を行うに際して自律権を有しているか
- 通常秘密保持規範の違反が行われた形跡はあるか

### 4.6.3 女性および乳児の特別なニーズ

入管拘禁の文脈では、異例なほど多くの女性および子ども（妊婦および幼児を抱える女性を含む）が拘禁されていることも多い。したがって、女性の健康の問題や妊婦、授乳中の母親およびその乳児のケアと治療は、モニタリング・チームが検討すべき拘禁の諸側面の中でも高い関連性を有するものである。専門的ケアを提供する際には、拘禁されている女性・乳児の文化的小および宗教的背景と、その女性らが受けた可能性のある拷問またはトラウマ（拘禁前または拘禁中に行われた性的暴力・搾取およびジェンダーに基づく暴力<sup>75</sup>・搾取を含む）についての十分な情報が考慮される必要がある。この点に関して、紛争

を経験してきた女性や、人身取引犯・密入国斡旋犯の手に落ちもしくは自ら身を委ねた女性は、とりわけリスクの高い状況に置かれていると考えられる。女性が筆頭者である家族もとりわけ脆弱な状況に置かれている場合があり、医療スタッフは、家族関暴力のリスクが拘禁経験によって高まる可能性があることにも注意しておくことが求められる。

---

**1 女性が拘禁されている施設において、施設医務官が女性の健康問題に関する専門的知識・経験を有しており、また産前産後のケアおよび治療が容易に受けられる**

根拠規定: [CEDAW](#) 12; [SMR](#) 23(1); [BR](#) 10; [PBPPDLA](#) I; [EPR](#) 89; [EU-RD](#) 21; [UNHCR-DG](#) 9.3

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 医療チームに専門の班は設けられているか。何名の専門家がいるか
- 母子保健ケアの専門家はいるか。何名いるか
- 産科医の受診は可能か。産科医は何名いるか
- ジェンダーに特化した保健ケア・サービスは、少なくとも地域社会で利用可能な同様のサービスと同等のものになっているか。
- 女性とその乳児は健康か

---

**2 妊婦が収監される場合、出産は、實際上可能な限り、拘禁場所の外の病院で行われる**

根拠規定: [SMR](#) 23(1); [EPR](#) 34.3

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 出産例がある場合、その出産はどこで行われたか（拘禁場所、病院）
- 拘禁中に子どもが生まれた場合、その事実が出生証明書に記録されるか

- 
- 3 乳児およびその母親が拘禁される場合、施設医務官が小児科学および母子保健ケアに関する専門的知識・経験を有している

根拠規定: [CRC 24\(2\)\(d\)](#); [PBPPDLA X](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 小児科医の受診は可能か
- 小児科医は何名いるか。乳児に対する比率は十分か

- 
- 4 入管拘禁の対象とされている女性と子どもに対し、受入国の地域社会の女性と子どもに対して利用可能とされているのと同じ水準で、予防的なスクリーニング健診および保健ケアが利用可能とされている

根拠規定: [BR 17-18](#); [PBPPDLA X](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 女性の被拘禁者に対し、具体的にどのような予防的スクリーニング健診（FGM 検査を含む）が行われているか
- 予防接種プログラムは設けられているか

- 
- 5 医療従事者が、女性の被拘禁者集団の文化的・宗教的背景を考慮に入れながらその脆弱性を発見する特別な訓練を受けている

根拠規定: [UNHCR-DG 9.3](#); [PBPPDLA X](#); [BR 6-18](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 医療従事者は、ジェンダーに基づく暴力に直面している女性（人身取引の対象とされた女性または女子を含む）のニーズに対する感受性を高められているか

## 4.6.4 精神保健上の問題を有する者

女性および子ども以外に、拘禁されている高齢者、特に拷問もしくはトラウマを受けた者または精神疾患や障がいをもつ者も、特有の健康上のニーズを有している。

このような注意は、即時的措置（拘禁の代替措置を含む）がとられるようにするために最初のスクリーニング健診の時点で向けられるべきであるが、拘禁の再審査手続きの過程でも常に注意が払われるべきである。

本節は、第 4.8 節（脆弱な状況／リスクのある状況に置かれている者）とあわせて理解することが求められる。

---

### 1 スクリーニング健診が、被拘禁者の精神保健状態の検査も含んでおり、またその他の社会的、身体的および医学的脆弱性の評価と統合されている

根拠規定: [CRPD](#) 25; [BPP](#) 24-26; [SMR](#) 24; [RPJDL](#) 50; [BR](#) 6(b); [PBPPDLA](#) IX(3); [EU-RD](#) 22; [CPT/Inf](#) (2009) 27 §90

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- スクリーニング健診には精神保健評価も含まれているか
- 精神保健上の問題を呈する被拘禁者はどのぐらいいるか（年齢、既往歴、原因）
- 個別ケースで拘禁の継続により健康に悪影響が生じたとの報告が医師からなされたことはあるか。
- 医療従事者が精神保健上の理由で放免を勧告したことはあるか（勧告件数、施設側の対応、司法機関または他の独立審査機関の対応）
- 精神保健上の理由による拘禁の代替措置の利用はどの程度広く行われているか（原則および実際の運用、利用件数および放免の条件）。

---

## 2 被拘禁者が、必要に応じ、かつ適切な時は専門施設または民間病院で、専門的精神保健治療にアクセスできる

根拠規定: [SMR 22](#)(1), (2), 82-83; [RPJDL 53](#); [PBPPDLA III](#)(3); [EPR 47](#)

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 拘禁場所ではどのようなタイプの専門的精神保健ケアを受けることができるか。委託先ではどうか
- 処方されていない薬が誤用された形跡はあるか。その際、どのように対処されたか。
- 抗うつ剤、鎮静剤、睡眠薬および向精神薬の使用はどの程度広く行われているか。処方箋の審査はどのぐらいの間隔で実施されるか

---

## 3 入管被拘禁者に対して行われる最初のスクリーニング健診で、被拘禁者が拷問またはトラウマの被害者である可能性に注意・配慮が向けられる

根拠規定: [SMR 24](#); [BR 6](#)(e); [PBPPDLA IX](#)(3); [CPT/Inf](#) (2009) 27 §90

### モニタリング担当者向けのヒント :

- スタッフは、拷問および虐待の効果的な調査・記録（イスタンブール議定書<sup>76</sup>参照）に関する研修を受けているか
- 拷問またはトラウマの被害者に対し、何らかの心理社会的援助は提供されるか

## 4.7 職員・人員配置

拘禁場所の管理を担当する機関の種類（例えば警察、国境警察、刑事施設吏員、民間委託事業者、出入国管理機関）は、全般的な施設の体質<sup>77</sup>と一般的雰囲気に影響を与える。

入管拘禁を担当するスタッフは、意思疎通上の困難もあいまって、自分がなぜ拘禁されているのか理解していない可能性もある被拘禁者に対応するという、課題の多い職務を担っている。したがって、モニタリング担当者としては、その役割にかかわらず、スタッフを見過ごさないようにすることが重要である。スタッフの資格、訓練状況、資質および態度は、被拘禁者がどのように取扱われるかを決定する重要な要素の一部だからである。加えて、職員が働き過ぎていたり、十分な賃金を支払われていなかったり、正当な評価を受けていなかったりすれば、拘禁環境に有害な影響が生じ得る。

モニタリング担当者は、拘禁の状態がすなわちスタッフにとっての労働環境でもあるということをおぼろげに忘れないようにしなければならない。スタッフおよび管理者は自由を奪われているわけではないが、ストレスや不安を感じたり、痛ましい事件を目撃したり、攻撃的・暴力的行動の被害さへ受けたりしている場合さへある。もちろん、脅迫、虐待、ネグレクトを行ったり、これらを黙認したりしたこともあるかもしれない。自分の仕事に誇りを持って楽しんでいる場合もあれば、やりがいのない仕事、低賃金の仕事、憂鬱でさえある仕事だと感じている場合もあろう。いずれにせよ、拘禁場所で働くスタッフと管理者の福利は、それ自体として重要であるだけでなく、被拘禁者の福利や安心感にも直接影響するのは間違いない。したがって、拘禁場所の運営についてスタッフがどのような見解を有しているか、またどのような改善が必要であると考えているかは、高い関連性を有する。スタッフは、被拘禁者の処遇に関する重要な情報源にもなり得る。

一般的にいて、スタッフは 2 つの職務を担っている。安全の維持とサービスの提供である。これらの職務を遂行するのがそれぞれ異なるスタッフ集団であるかどうかは、拘禁場所の規模および性格による。どちらの職務に関する情報も、モニタリング・チームにとって関連性

を有するものである。スタッフの中には、他のスタッフよりも多くを語りたがらない者や、モニタリング・チームをでしゃばりな存在と捉えている者もいるかもしれない。とはいえ、辛抱強い姿勢を保つことが重要である。スタッフがどのように振舞い、調査に対してどの程度受容的であるかというそのこと自体が手がかりとなり、拘禁環境の体質を明らかにしてくれる場合もある。スタッフは被拘禁者の日常生活から切り離せない存在であることを忘れてはならない。

#### 4.7.1 スタッフ・被拘禁者間の関係と保安

閉鎖型の拘禁関係においてスタッフ・被拘禁者間の良好な関係がいかに重要かは、いくら強調しても強調し過ぎることにはならない。被拘禁者が、スタッフおよび管理者側から自分たちの人間性と尊厳（自分たちの状況の不確実さならびに文化的、民族のおよび宗教的背景を含む）を尊重されていると感じれば、被拘禁者の福利にも肯定的な影響が生じる可能性が高い。肯定的な人間関係は集団力学的な安心感の基盤となるので、被拘禁者が、自分自身の行動と決定に責任を持ち、スタッフ・管理者側と協力するようになる可能性も高まる。逆に、スタッフおよび管理者側が、単に自分たちが有している権限および権威のゆえにではなく人間として尊重されていると感じれば、そのことがやはりスタッフ・管理者側の福利に肯定的な影響を与え、健全な労働環境にいつそう資することになる可能性が高い。

入管拘禁場所での労働はきわめて過酷なものとなる可能性があり、時には感情に深い影響を及ぼすこともある。被拘禁者が著しく窮迫した状況にあったり、抗議や自傷行為を行ったり、他の想定外の危機的イベントを経験していたりする場合にはなおさらである。スタッフ全員が危機管理戦略についての研修を受ける必要がある。また、適切な資格を有する職員との定期的デブリーフィングを、個人としてもグループとしても行う機会も用意されるべきであり、状況によってはそのようなデブリーフィングが要求されるべきである。

---

1 スタッフ・吏員と被拘禁者との関係が常に礼儀正しく、丁寧であり、かつ敬意のあるものとなっている

根拠規定: [ICCPR](#) 10(1); [CMW](#) 17(1); [CRC](#) 37(c); [ACHR](#) 5(1); [ACHRP](#) 5; [PBPPDLA](#) I, XX

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- スタッフと被拘禁者との間にある全般的雰囲気はどのようなものか
- スタッフと被拘禁者との積極的交流が管理者および中央当局によって奨励されているか
- スタッフは、レクリエーション活動、スポーツ活動または文化的活動に被拘禁者と一緒に参加しているか
- 被拘禁者は自分が希望する名前で呼ばれているか。スタッフは、被拘禁者の居住区画を被拘禁者のプライベートな空間として扱っているか

---

2 スタッフが、思慮深く職務を遂行し、自分が有している私的情報や秘密情報を配慮および経緯のあるやり方で扱い、かつ、自分がすべての被拘禁者に対して配慮義務を負っていることを理解している

根拠規定: [CRPD](#) 22(2); [CCLEO](#) 4; [PBPPDLA](#) XX; [EPR](#) 72

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- スタッフの物腰および振舞い方に関するモニタリング・チームの所見はどのようなものか
- スタッフ・被拘禁者間に不適切な関係（例えば性的搾取、汚職、操作的・虐待的振舞い）があるという形跡はあるか
- スタッフは、その行動ぶりによって被拘禁者の尊敬を得ているか

- 
- 3 集団力学的な安心感の諸要素が存在するか。例えば、肯定的な人間関係（スタッフ・被拘禁者間、スタッフ同士および被拘禁者同士）が存在する、地域社会と被拘禁者との関係が良好である、被拘禁者が無為な時間を過ごさずに済むようにするための建設的活動が用意されている、被拘禁者が放免、移送または国外退去の準備を十分に整えることができるなど

根拠規定: [ICCP](#) 10(1); [EPR](#) 73; 74; 75

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 被拘禁者は安全・安心を感じているか（日中、夜間、すべての場所で）
- スタッフ・被拘禁者間の関係はスタッフ・管理者側によって深められているか。だとすれば、その方法は、効果は出ているか
- 地域社会を対象とする訪問プログラムは設けられているか
- 被拘禁者は目的意識のある活動によって時間を過ごしているか

- 
- 4 「保安および秩序」を確保しまたは維持するためにとられた措置が、保安措置記録簿に、理由とともに慎重に記録されている

根拠規定: [PBPPDLA XXII BPP](#)18(3), 25, 29(2); [PBPPDLA XXII](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 保安措置記録簿は作成されているか。どのように整備されているか
- 保安措置記録簿は最新の状態に保たれているか

## 4.7.2 スタッフの採用、研修および行動

人道的な入管拘禁制度の基本の1つは、スタッフが適正に採用・訓練されることである。これに関連して、出入国管理官、法執行官、医療職員、および入管被拘禁者の拘禁または処遇に携わる他のすべての者（民間委託事業者を含む）に対し、適切かつ継続的な指示、研修、監督および支援が与えられなければならない。

スタッフは、被拘禁者との関係において適切かつ敬意のある態度をとる必要がある。スタッフの職能的背景および経験は幅広くあるべきであり、特に多様な文化的・宗教的背景を有する人々をコミュニティで支援した経験のある者が採用されるべきである。

---

### 1 スタッフの選考および採用が、入管拘禁の業務を行うための誠実さ、人間性、職業的能力および人格的適格性の観点から慎重に行われている

根拠規定: [SMR](#) 46(1), 47; [RPJDL](#) 82; [PBPPDLA](#) XX; [CPT/Inf](#) (97) 10 §29; [EPR](#) 76; 77

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者に接するスタッフの採用要件はどのようなものか
- 専門家としての資格、経験および性格特性が採用プロセスで考慮されているか

---

### 2 多様な職能的背景および適切な言語的背景を有するスタッフが採用されている

根拠規定: [SMR](#) 49, 51(1); [EPR](#) 87.2

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 刑事施設で働いたことのあるスタッフの比率はどの程度か。
- スタッフに占めるソーシャルワーカーの比率はどの程度か。被拘禁者集団になじみのある言語を話せるスタッフは何名いるか。
- 被拘禁者と同じ文化的・宗教的背景のスタッフは何名いるか

- ・ 文化的仲介者、ソーシャルワーカー、通訳者、心理学者等は常駐しているか

---

### 3 スタッフのジェンダー比率が被拘禁者の構成にふさわしいものとなっている

根拠規定: [BPP\\_5\(2\)](#); [RPJDL\\_83](#); [SMR\\_53](#); [PBPPDLA\\_XX](#); [EPR\\_85](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- ・ スタッフ・被拘禁者の比率は安全確保のために適切なものとなっているか
- ・ スタッフの男女比はどのようになっているか
- ・ 上級管理職に女性はいるか

---

### 4 スタッフが、多様性に関わる問題（社会的、文化的、言語的および宗教的多様性を含む）および脆弱な状況に置かれた者の特別なニーズを理解する訓練を受けており、かつ、そのような理解があることを身をもって示している

根拠規定: [CCLEO\\_2](#); [BPP\\_5](#) [BPP\\_33](#); [SMR\\_47\(2\)](#); [RPJDL\\_83](#), [85](#); [UNHCR-DG\\_8](#); [PBPPDLA\\_XX](#); [CPT/Inf \(97\) 10 §29](#); [EPR\\_81](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- ・ スタッフは優れた対人スキルとコミュニケーション能力を備えているか
- ・ そのことが管理者、スタッフおよび被拘禁者によって重視されているか
- ・ スタッフは、文化的認識および宗教的寛容・配慮についての訓練を受けているか
- ・ スタッフは子ども、女性、LGBTI および高齢者のニーズを理解しており、かつこれらのニーズに配慮しているか
- ・ スタッフは、被拘禁者が示す可能性があるストレス反応（トラウマ性のストレス反応か、社会文化的変化によって誘発されたものかは問わない）の症状を認識して適切な対応をとる訓練を受けているか

- 
- 5 スタッフによる説明責任の履行および報告についての明確な系統が確立されており、スタッフが被拘禁者の権利および尊厳を尊重するやり方で職務を行うことが確保されている

根拠規定: [SMR 48](#); [RPJDL 87](#); [PBPPDLA XXIV](#); [EPR 83, 84](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- スタッフの行動規範が定められており、かつスタッフがその行動規範について承知しているか
- スタッフの規律および説明責任を確保するための措置は十分かつ効果的か
- 不適切な言葉および行動に対して対応は行われるか

- 
- 6 スタッフの専門的能力が認知・尊重され、労働時間が妥当であり、かつ報酬が十分である

根拠規定: [SMR 46\(3\)](#); [RPJDL 83](#); [EPR 78, 79](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- スタッフの給与水準は十分か
- スタッフの雇用は安定しているか
- スタッフは職能開発および昇進の機会を与えられているか。
- 労働条件は受け入れられる水準か（ローテーション、休憩、レクリエーション休暇、病気休職）

- 
- 7 スタッフが、デブリーフィングおよびカウンセリングのサービスに容易にかつ無償でアクセスできる

根拠規定: [BPUFF 21](#)

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- スタッフは職務中に十分な支援および監督を受けているか
- デブリーフィングおよびカウンセリングにアクセスできるようになっており、またそれが奨励されているか

## 4.8 脆弱な状況・リスクのある状況に置かれている者

自由を奪われた者は誰でも、脆弱な状況またはリスクのある状況に置かれる。しかし、入管被拘禁者の中には特に脆弱な状況に置かれる者もあり、当局はその特別なニーズに対応するための具体的措置をとらなければならない。拘禁との関係でどの程度のリスクが生じるかは、拘禁環境そのもの<sup>78</sup>のほか、多くの個人的特質（被拘禁者の年齢、性別・ジェンダー、教育水準、言語、心理的・身体的健康状態、性的指向またはジェンダー・アイデンティティ、社会的孤立の度合いおよび個人的な抵抗力・回復力または保護要因を含む）の影響を顕著に受ける。

モニタリング機関は次の点できわめて重要な役割を有している。

- 本来拘禁されるべきではない、特に脆弱な状況に置かれた難民申請者・移住者を拘禁する政府の政策または実務を明らかにすること。
- 特に脆弱な状況に置かれた者が十分な援助および保護を享受できるようにすること。
- 特別な脆弱性を有する者の具体的ニーズに対し、当局の注意を喚起すること。

### 4.8.1 基本原則

拘禁の必要性および比例性を確保するということは、拘禁に関する決定において各個人の特別な事情およびニーズを考慮するということである（UNHCR-DG 4）。決定担当者は、脆弱な状況に置かれた者を見つけ出し、かつ適切な拘禁の代替措置を特定するためにスクリーニングおよびアセスメントの手続きを活用することができる。最後の手段として拘禁が必要となる場合、スクリーニングおよびアセスメントの手続きは、拘禁の状態が当該被拘禁者の特有の事情に照らしてふさわしいものとなることを確保する上でも役立ち得る。

---

1 脆弱な状況に置かれた者の拘禁は例外的であり、拘禁の代替措置・放免について積極的に検討した後、最後の手段としてのみ行われる

根拠規定: [SRHRM §43](#); [UNHCR-DG 4, 9](#)

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- 脆弱な状況に置かれた被拘禁者を発見するための、スクリーニングおよびアセスメントの手続きが設けられているか
- 施設内に脆弱な状況に置かれた者が拘禁されているか（人数、年齢、ジェンダー、国籍、脆弱性の態様）
- 脆弱な状況に置かれた者の拘禁決定において、個人のニーズおよび脆弱性が考慮され、かつその拘禁を正当化するに足る例外的事情が述べられているか
- これらの決定で、拘禁の代替措置を利用しないことの正当化事由が述べられているか
- 特に脆弱な状況に置かれた者は、拘禁の代替措置・放免を優先的に考慮される対象とされているか

---

2 拘禁施設で平等および差別禁止に関する積極的方針が定められている

根拠規定: [CEDAW 2](#); [CERD 7](#); [CRPD 4, 5](#); [BR 31](#)

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- 施設で、脆弱な状況に置かれた集団のニーズがどのように把握・対応されるかを定めた平等・差別禁止方針が定められているか
- スタッフは当該方針を承知しているか。当該方針は適正に実施されているか
- 脆弱性を特定し、かつ脆弱な状況に置かれた被拘禁者の具体的なニーズを満たす方法を明らかにするためのアセスメントが、拘禁施設への到着時に実施されるか
- アセスメントが実施される場合、実際にはどのように行われるか。被拘禁者は、アセスメントで得られる情報が秘密として扱われることを保証されるか
- 脆弱性および具体的なニーズの記録が保管されるか

---

### 3 スタッフが、平等、差別禁止および脆弱な状況に置かれた者のニーズを満たす方法について訓練を受けている

根拠規定: [CCLEO](#) 2; [CEDAW](#) 2; [CERD](#) 6, 7; [CRPD](#) 4, 5; [SMR](#) 47; [EPR](#) 81.3

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- スタッフは平等および差別禁止についての訓練を受けているか
- スタッフは、脆弱な状況に置かれたさまざまな集団・個人のニーズを満たす方法についてははっきりと理解しているか

---

### 4 被拘禁者が、いかなる差別事件または虐待事件についても苦情を申し立てることができる。（第 4.1.6 節も参照）

根拠規定: [BPP](#) 33; [SMR](#) 36; [BR](#) 25; [EPR](#) 70

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者は、いかなる差別的な取扱いまたは行動についても、拘禁当局、独立機関または司法機関に対し、自分自身の言語で秘密に苦情を申し立てることができるか
- 苦情を申し立てた被拘禁者に対し、適当な場合には直ちに保護、支援およびカウンセリングが提供されるか。保護措置において報復の可能性は考慮されるか
- 苦情への対応は速やかに行われ、かつ不当に遅滞することなく回答があるか

## 4.8.2 子ども <sup>79</sup>

児童の権利に関する条約（CRC）は、「子どもに関するすべての措置をとるに当たっては、……子どもの最善の利益が主として考慮されるものとする」という基本的な指導原則を定めている（CRC 3）。子どもの難民申請者・移住者は一切拘禁されるべきではないというのが原則である、またいかなる場合にも最後の手段として、かつ「もっとも短い適当な期間」しか拘禁できない（CRC 37(b)）ことは、世界的に認められている<sup>80</sup>。児童の権利委員会も、子どもが、自分自身または親が移住者として置かれている地位を理由に懲罰的措置の対象とされる

ことはあってはならず、また子どもを対象とするいかなる入管拘禁も、子どもの最善の利益の原則に違背するものであって子どもの権利侵害にあたるという指針を明らかにしつつある。子どもが入管拘禁施設に拘禁されている場合、モニタリング担当者は特に注意を怠らないようにしなければならない。拘禁されているいかなる子どもも、子どもとしての地位および特有のニーズを理由として特別な義務を果たされるべき立場にある。自由を奪われた少年の保護のための国際連合規則（RPJDL）に、拘禁されている子どもの権利およびニーズに焦点を当てた重要なガイドラインが示されている。

実際には、出入国管理を背景とする子どもの拘禁は依然として現実に行われており、身体的・精神的健全性の保護の観点から、また家族との絆、教育および社会的（再）統合との関係で、多くの問題が生じている。子どもがどのような状態で拘禁されているかにかかわらず、拘禁が子どもの健康および発達に深い悪影響を及ぼすことについては強力な証拠がある。たとえ短期の拘禁であっても、子どもの心理的・身体的福利を損ない、かつその認知的発達を阻害する可能性がある。拘禁されている子どもは抑うつおよび不安に陥るおそれがあり、また不眠、悪夢、夜尿など心的外傷後ストレス障害（PTSD）に合致する症状を示すことが多い。絶望感および欲求不満感が、自分自身または他人への暴力行為として表出する場合もある。入管拘禁が子どもに及ぼす影響についての報告書では、自殺、自殺未遂および自傷、精神障害および発達上の問題（重度の愛着障害を含む）の発生率がきわめて高いことが明らかになった。

---

## 1 子どもは原則として拘禁されない。拘禁される場合、それは最後の手段に限られ、かつ可能な限り短い期間で行われる

根拠規定: [CRC](#) 37(b); [RPJDL](#) 1, 2; [UNHCR-DG](#) 9.2; [CPT/Inf](#) (2009) 27 §97

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 子どもの拘禁に関する国の政策はどのようなものか
- 施設に拘禁されている子どもはいるか
- その子どもはどのぐらいの期間拘禁されているか。平均期間はどの程度か
- 子どもの拘禁の再審査はどのぐらいの頻度で実施されるか
- 特定のケースでどのような拘禁の代替措置が検討されたか
- 拘禁が可能な限り短い期間に留まることを確保するためにどのような措置がとられるか（例えば出入国申請の処理を速やかに進めるなど）
- 外部の子ども関連機関が、拘禁されている子どもにアクセスできるか

---

## 2 すべての決定が子どもの最善の利益にのっとって行われる

根拠規定: [CRC](#) 3; UNHCR 9.2; [EU-RD](#) 23(1); [EPR](#) 35, 36

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 子どもは拘禁によってどのような影響を受けているか
- 悪影響を示す徴候はあるか。どのように対処されているか
- 拘禁されている子どもは、教育、レクリエーション、余暇、社会的支援および物質的援助にアクセスできるか。子どもはこれらの活動に参加するための一時放免を（例えば1日単位で）認められているか

---

## 3 子どもが意思に反して親から分離されることはない

根拠規定: [CRC](#) 9; [ICCPR](#) 23; [ICESCR](#) 10

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 拘禁中の親から子どもが分離されたことはあるか
- 「最善の利益」手続き<sup>81</sup>は整備されているか

---

#### 4 子どもが親または保護者の出入国管理上の地位を理由に拘禁されることはない

根拠規定: [CRC](#) 2; [SRHRM](#) §40

##### モニタリング担当者向けのヒント :

- 親の出入国管理上の地位を理由に拘禁されている子どもはいるか
- 家族を対象とする拘禁の代替措置は積極的に検討されたか

---

#### 5 当該成人が同じ家族の構成員である場合を除き、子どもが拘禁中の成人と一緒に拘禁されることはない

根拠規定: [CRC](#) 3; [RPJDL](#) 28, 29; [EPR](#) 35.4; [EU-RD](#) 23(5); [SMR](#) 8(d)

##### モニタリング担当者向けのヒント :

- 子どもが拘禁中の他の成人（子どもの家族構成員ではない者）と一緒に収容されているか

---

#### 6 自由を奪われたすべての子どもに対し、速やかな法的助言が提供され、かつ拘禁について争う権利が認められる

根拠規定: [CRC](#) 37(d)

##### モニタリング担当者向けのヒント :

- 子どもは出入国管理手続きおよび庇護手続きに関する法的援助を与えられ、また裁判所で拘禁について争う行為能力を認められるか

### 4.8.3 保護・養育者のいない子どもまたは主たる保護・養育者と離別した子ども

時として、子どもが単独で移住・渡航したり、移住の過程または迫害その他の紛争・暴力の状況から避難する過程で親または養育者と離別したりすることがある。親または保護者のいない子どもは、性的搾取、経済的搾取、人身取引および虐待の被害を特に受けやすい状況に置かれる。CRC では、保護・養育者のいない子どもは、移住者であるすべての子どもに認められている権利に加え、特別な保護および援助のニーズを有す

ると定められている。児童の権利委員会は、このような子どもは一般的原則として拘禁されるべきではないとはっきり指摘してきた（CRC-GC 6）。拘禁の代替措置が利用できることを考えれば、保護・養育者のいない子どもの拘禁が正当と認められる状況を想定するのは困難である（WGAD A/HRC/13/30）。

- 
- 1 保護・養育者のいない子どもまたは主たる保護・養育者と離別した子どもが、一般的原則として拘禁されない。保護・養育者がいないこともしくは主たる保護・養育者と離別したことをもって、またはその子どもの移住者としての地位を理由として、拘禁が正当化されない。このような子どもが、非正規に入国したまたは在留していることをもって犯罪者として扱われない

根拠規定: [CRC-GC 6](#); [SRHRM §40](#); UNHCR 9.2; [EU-RD 24](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 被拘禁者の中に保護・養育者のいない子どもまたは主たる保護・養育者と離別した子どもがいるか
- 年齢について疑義がある子どもの年齢を鑑別する手続きが設けられているか
- これらの子どもはどの程度の期間拘禁されているか
- 拘禁の正当化事由はどのようなものか。拘禁の代替措置としてどのような態様の措置が検討されたか
- 拘禁決定において、拘禁の代替措置を利用しないことの正当化事由（例えば後見人の手配との関係、成人の親族と一緒にいるため、代替的養護または居住場所の手配との関係）が述べられているか

- 
- 2 保護・養育者のいない子どもまたは主たる保護・養育者と離別した子どもが拘禁されている場合、全員に後見人が任命され、当該の子どもに関するすべての決定を子どもの最善の利益の観点から監督している

根拠規定: [CRC 18\(2\)](#), [20\(1\)](#); [CRC-GC 6 p.11](#); [SRHRM §41](#); [EU-RD 24](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 保護・養育者のいない子どもまたは主たる保護・養育者と離別した子どもは、すべての決定が当該の子どもの最善の利益にのっとって行われるよう監督する後見人を任命されているか
- 保護・養育者のいない子どもまたは主たる保護・養育者と離別した子どもはどのぐらいの頻度で後見人と連絡をとれるか
- 後見人は子どもの最善の利益を積極的に代弁しているか

### 3 子どもの難民を親と再会させるための手続きが設けられている (第 4.5.1 節参照)

根拠規定: [CRC](#) 22

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 国は、保護・養育者のいない難民または主たる保護・養育者と離別した難民である子どもを親と再会させるための措置をとっているか

#### 4.8.4 女性

入管拘禁の対象とされている女性は特有のニーズを有しており、これに対応する必要がある。拘禁が一切行われるべきではないカテゴリーの女性（妊婦および授乳中の母親を含む）もいるが、例外的に拘禁される場合には、特別な医学的その他の支援が提供されなければならない。同様に、ジェンダーに特有の衛生上のニーズおよび関連する女性のリプロダクティブヘルス上の問題についても対応をとる必要がある。性的虐待その他の形態のジェンダーを理由とする暴力を防止し、かつ被害者に対応するための措置も、拘禁当局によって確保されなければならない。

### 1 拘禁施設で、性的およびジェンダーを理由とする暴力、差別および虐待から女性の被拘禁者を最大限に保護するための明確な方針および規則が定められている

根拠規定: [CEDAW](#) 2; [BR](#) 31; [IACPEVAW](#) 3, 4; [EPR](#) 34

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 拘禁施設で、性的なおよびジェンダーを理由とする暴力、差別および虐待から女性の被拘禁者を最大限に保護するための明確な方針および規則が定められているか
- スタッフはこれらの方針および規則を承知しているか
- その方針は適正に実施されているか

---

## 2 女性の被拘禁者に接して働くスタッフが、女性の被拘禁者が有する特有のニーズについて研修を受けている

根拠規定: [CEDAW 2](#); [BR 33](#); [IACPPEVAW 7](#)

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 女性の被拘禁者に接して働くスタッフは、女性の被拘禁者（妊婦および授乳中の母親を含む）が有する特有のニーズを明確に理解しているか
- スタッフはこれらのニーズについて研修を受けているか

---

## 3 女性が拘禁中の男性から分離されている（家族の場合には適宜例外とする）。女性の被拘禁者に接して働くスタッフが女性である

根拠規定: [SMR 8\(a\)](#); [SRHRM §36, 37](#)

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 女性は拘禁中の男性から分離されているか
- 家族を対象とする独立の居住設備が設けられているか
- 女性の被拘禁者に接する業務には女性スタッフが配置されているか

---

## 4 妊婦および授乳中の母親が拘禁されない。拘禁の代替措置が積極的に追求される

根拠規定: [BR §9](#); [UNHCR-DG 9.3](#)

### モニタリング担当者向けのヒント：

- 妊婦または授乳中の母親が拘禁されているか
- 拘禁の正当化事由はどのようなものか。拘禁決定前に拘禁の代替措置が積極的に検討されたか

- 
- 5 女性の被拘禁者に対する懲戒的制裁に、家族（特に子ども）との接触を禁ずることは含まれない。監禁または懲戒的隔離による処罰は、女性の被拘禁者のうち妊婦、新生児がいる女性または授乳中の母親には適用されない

根拠規定: [BR](#) 22, 23

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 懲戒的制裁には家族との接触の禁止が含まれるか
- 妊婦、幼児がいる女性または授乳中の母親に対する処罰として隔離が行われているか

- 
- 6 女性用の居住設備に、女性（および該当する場合には子ども）が有する特有の衛生上のニーズを満たすために必要な施設および用具が備えられている

根拠規定: [BR](#) 5; [EPR](#) 19.7

**モニタリング担当者向けのヒント：**

- 生理用ナプキンは無償で提供されているか
- 子どもおよび女性（特に妊娠中、授乳中または生理中の女性）のパーソナルケアのための清潔な水が恒常的に供給されているか

注意：ジェンダーに特化した保健ケアについては第 4.6.3 節に記載されている。

## 4.8.5 精神障がいまたは身体障がいのある者

出入国管理上の目的で精神障がいまたは身体障がいのある者を拘禁することはあまりにも頻繁に行われており、また入管拘禁場所はすべての者に十分な医学的配慮およびケアを行うだけの資源を欠いていることが多い（SRHRM §46）。入管拘禁は、すでに存在する精神的・身体的健康上の問題を悪化させるとともに、被拘禁者の精神的・身体的健康に対してさらなる害を広範かつ深刻な形で引き起こす可能性もある<sup>82</sup>。このような理由から、精神障がいのある者は決して拘禁されるべきではない。拘禁に代えて、専門施設で、医学的管理の下で観察およびケアの対象とされるべきである。場合によっては、精神障がいまたは身体障がいのある難民申請者・移住者の入管拘禁を継続し、かつ拘禁の代替措置を追求しないことは、拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に相当する可能性もある<sup>83</sup>。身体障がいのある者については、その事情について合理的配慮が行われなければならない。

---

### 1 障がいの存在が、いかなる場合にも自由の剥奪を正当化する事由として用いられない。精神障がいのある者は原則として拘禁されず、地域における拘禁の代替措置に適宜アクセスできる

根拠規定: [CRPD](#) 14, 19; [BR](#) 60; [BPDPDLA](#) III(III); [UNHCR-DG](#) 9.5

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 拘禁施設内に精神障がいまたは身体障がいのある者はいるか。重度の機能障害がある被拘禁者は収容されているか
- 障がいのある者が、その障がいを理由として自由を奪われた（例えば、当局に出頭できないために拘禁の代替措置へのアクセスを否定された）形跡はあるか
- 拘禁の代替措置は検討されたか

- 
- 2 すべての被拘禁者が、入管施設への収容後可能な限り早期に、かつその後も必要に応じて、特に身体的または精神的疾患を発見してあらゆる必要な措置をとることを目的としたアセスメントを受ける。被拘禁者の身体的・精神的健康については医務官が対応する

根拠規定: [SMR](#) 24, 25

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- 障がいのある被拘禁者は、その医療的ニーズについてのアセスメントを受けており、また拘禁施設への到着後、迅速かつ系統的な方法で特定されているか。
- 被拘禁者の精神疾患について判断するために臨床心理的または臨床精神医学的なサービスおよびアセスメントが実施されているか
- 健康状態について診断し、または障がいの特定や当該障がいに配慮するための措置の勧告を行う医療専門家または保健専門家が利用可能か

- 
- 3 障がいのある者が、その人権にのっとって、かつ差別を受けることなく処遇されている（「合理的配慮」を行うことも含む）

根拠規定: [CRPD](#) 6, 7, 14(3), 15-17, 18(1)(b); [BR](#) 1(b); [BPP](#) 5(2); [UNHCR-DG](#) 9.5

**モニタリング担当者向けのヒント :**

- 拘禁施設で、障がいのある者の権利が入管拘禁時に保護されることを確保するための明確な方針が定められているか
- 障がいのある者のニーズに配慮するためにどのような変更が行われたか。その変更は十分、合理的か

#### 4.8.6 人身取引の対象とされた者

人身取引の対象とされた者は、非正規に入国または在留している場合もあるが、搾取の被害者であることから、入管拘禁またはその他の形態の拘禁の対象とされるべきではない<sup>84</sup>。人身取引の対象とされた者は何よりも被害者なのであって、入国もしくは在留が不法であることや、人身取引の対象とされたことの直接の結果として不法な活動に関与せざるを得なくなったことを理由に、拘禁され、告発されまたは訴追されてはならない<sup>85</sup>。むしろ、国家は、人身取引の対象とされた者が一時的または恒久的に自国に在留することを認める法律の制定その他の適切な措置をとるよう推奨される（ATP 7, §1）。

---

### 1 人身取引の対象とされた者が入管拘禁の対象とされない。当該人身取引の加害者と一緒に収容されることは決してない

根拠規定: [ATP 7\(1\) \(4\)](#); [OHCHR-TG](#); [SRTIP §95](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 人身取引の対象とされた者を鑑別・特定する手続きは設けられているか
- 被拘禁者の中に人身取引の対象とされた者はいるか。どのような状況下で人身取引の対象とされたか
- 人身取引の対象とされた者の拘禁決定において、人身取引の経験は考慮されるか。決定において、拘禁の代替措置を利用しないことの正当化事由（例えば安全な住居や適切なケア管理との関係）が述べられているか
- 人身取引の対象とされた者が当該人身取引の加害者と一緒に拘禁されないことを確保するための措置（例えばスクリーニング）は設けられているか

---

### 2 人身取引の対象とされた者に対して援助および保護が提供される

根拠規定: [ATP 6\(3\)\(a\)](#); [OHCHR-TG 8, 9](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 人身取引の対象とされた者は、弁護士、諸手続き、社会的支援およびカウンセリングにアクセスできるか

## 4.8.7 拷問およびトラウマの被害者

拷問および他の重大な身体的、心理的または性的暴力の被害者は、自らが経験したトラウマのため、すでに心理的に脆弱な状況に置かれている。拘禁は、このような者の症状を悪化させる可能性が高く、拘禁よりもケアの倫理が必要となる。拷問およびトラウマの被害者は難民申請者であり難民でもあるということが通例である。拷問の被害者を拘禁すること自体、非人道的なおよび品位を傷つける取扱いに相当する可能性がある（SRHRM §44）。本節は第 4.8.5 節とあわせて読むことが求められる。

### 1 拷問または他の身体的、心理的もしくは性的暴力の被害者は原則として拘禁されない

根拠規定: [SRHRM §44](#); [UNHCR-DG 9.1](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 拘禁決定において、過去の拷問歴またはトラウマ歴が考慮されるか
- 決定において、拷問・トラウマを経験した者のために拘禁の代替措置を利用しない理由が述べられているか

### 2 過去に受けた不適切な取扱い、拷問またはトラウマに関する情報を被拘禁者が開示した場合の対応について業務要綱が定められている

根拠規定: [ICCPR 7](#); [UNCAT 2](#); [EU-RD 25](#)

#### モニタリング担当者向けのヒント：

- 身上記録には拷問・トラウマに関する包括的なアセスメントの結果も記載されているか
- 被拘禁者を対象とした、拷問・トラウマのケアのための計画は作成されているか
- 過去の虐待事案は関連の当局に送付されているか（被拘禁者の要請・同意がある場合）
- 拷問・トラウマ歴があることが明らかになっている者に関連してどのような統計データが利用可能か

---

### 3 入管被拘禁者に対して行われる最初のスクリーニング健診で、被拘禁者が拷問またはトラウマの被害者である可能性に注意・配慮が向けられる

根拠規定: [ICCPR](#) 10; [BPP](#) 24; [SMR](#) 24; [EU-RD](#) 25; [PBPPDLA](#) IX(3)

#### モニタリング担当者向けのヒント:

- 保健専門家は、拷問およびその他のトラウマを経験した者に対応する訓練を受けているか。
- 医療記録簿は用意されているか。特別なケースについては別の記録簿に記入が行われるか

## 4.8.8 無国籍者

無国籍者はいずれかの国家の領事保護もしくは外交的保護を享受できないのが一般的であり、身分証明書類を所持していないことが多く、または送還されるべき国を持たないことから、特に長期の入管拘禁の対象になりやすい。実際には、出生国または常居国で暮らしている無国籍者がほとんどであり、このようなケースは出入国管理事案とみなされるべきではない。

---

### 1 無国籍者の国外退去・退去強制は不可能であることが拘禁決定で考慮されなければならないとされている。期間の定めのない拘禁は不法である

根拠規定: [CSSP](#) 26, 27; [UNHCR-DG](#) 6; [SRHRM](#) §47

#### モニタリング担当者向けのヒント:

- 被拘禁者の中に無国籍者はいるか。当該無国籍者はどのぐらいの期間、拘禁されているか。平均拘禁期間はどのぐらいか
- 拘禁の正当化事由は何か
- 身分証明書類または国籍がないことを理由に無国籍者が無期限に拘禁されているケースはあるか。拘禁されている無国籍者は無国籍認定手続きにアクセスできるか

---

## 2 無国籍者が、その人権にのっとして、かつ差別を受けることなく処遇されている

根拠規定: [CSSP](#) 3, 5; [UNHCR-DG](#) §4; [SRHRM](#) §47

### モニタリング担当者向けのヒント :

- 無国籍者は、拘禁中、他の被拘禁者と同一の水準を享受しているか。差別的処遇が行われている徴候はあるか

## 4.8.9 LGBTI

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーおよびインターセックス (LGBTI) である者に対して、拘禁中、スタッフおよび他の被拘禁者の双方から身体的、心理的、性的な暴力または虐待が行われる危険性は特に大きい<sup>86</sup>。特有の医療ニーズおよびカウンセリングのニーズを有している場合もある。当局がしばしば用いる独房監禁または行政隔離は、LGBTI である被拘禁者の安全を確保する適切な方法ではない。拘禁中に LGBTI の安全を確保できないのであれば、無条件で放免され、または拘禁の代替措置に委託されるべきである。

---

## 1 スタッフが、ジェンダー・アイデンティティおよび性的指向との関連で差別の禁止および平等についての訓練を受けており、また LGBTI が有する特有のニーズへの感受性を高めている

根拠規定: [ICCPR](#) 10(1); [YP](#) 9(g)<sup>87</sup>; [UNHCR-DG](#) 9.7

### モニタリング担当者向けのヒント :

- スタッフは、LGBTI である被拘禁者が有する保護およびケアのニーズを明確に理解しているか
- スタッフは、ジェンダー・アイデンティティおよび性的指向との関連で平等および差別の禁止についての訓練を受けているか
- 性的指向およびジェンダー・アイデンティティについて取り上げた行動規範またはそれに類する文書があるか。性的指向またはジェンダー・アイデンティティに基づく差別は、他の形態の差別の場合と同様に懲戒の対象とされているか

---

## 2 LGBTI である被拘禁者が、その特有のニーズに適合した適切な医療ケアおよびカウンセリングにアクセスできる

根拠規定: [YP 9\(b\)](#)

### モニタリング担当者向けのヒント :

- LGBTI である被拘禁者は適切な医療ケアおよびカウンセリングにアクセスできるか (例えばリプロダクティブヘルスとの関連または HIV/AIDS に関する情報および薬を含む)

---

## 3 LGBTI への暴力または虐待を防止するための保護措置が設けられている

根拠規定: [ICCPR 7](#); [YP 9\(d\)](#); [UNHCR-DG 9.7](#)

### モニタリング担当者向けのヒント :

- LGBTI である被拘禁者に対して暴力または身体的、心理的もしくは性的虐待が行われた事例はあるか
  - 拘禁施設は、暴力および虐待に関して LGBTI である被拘禁者の安全をどのように確保しているか
  - LGBTI である被拘禁者の安全を確保するために独房監禁または行政隔離が用いられることはあるか。当該措置は、他の権利が損なわれないようにするためにどのように運用されているか
  - 拘禁に関するトランスジェンダーの希望を考慮するためにどのような手続きが設けられているか
  - 施設が LGBTI の安全を確保できない場合、無条件の放免または拘禁の代替措置が利用可能とされるか
-



# 注

- 1 国連・自由権規約委員会（CCPR）「一般的意見第 15 号：規約上の外国人の立場（General Comment No. 15: *The Position of Aliens under the Covenant*）」（1986 年 4 月 11 日、<http://goo.gl/oiMW1M>）。また、*Moustaquim v. Belgium* 事件判決（1991 年、欧州評議会・欧州人権裁判所（ECtHR）、申立番号 No. 26/1989/186/246、第 43 項、<http://goo.gl/xl0gD7>）および *Vilvarajah and Others v. the United Kingdom* 事件判決（1991 年、ECtHR、申立番号 No. 45/1990/236/302-306、第 103 項、<http://goo.gl/wKQUR> も参照）。
- 2 このマニュアルでは、「難民申請者・移住者」（*asylum-seekers and migrants*）を、ある国（出身国であるか常居国であるかを問わない）から他の国へ移動するさまざまなカテゴリーに属する人々を広く指す用語として用いる。この概念には、難民および難民申請者など保護のニーズを理由として移動する人々（特定の状況に置かれた無国籍者を含む）と、経済的理由または保護とは関係がないその他の理由で移動する人々の両方が含まれる。
- 3 特別なカテゴリーとしては、難民、難民申請者、無国籍者、妊婦および授乳中の母親、子ども（保護・養育者のいない未成年者または主たる保護・養育者と離別した未成年者を含む）、身体的・精神的障がいのある人々、人身取引被害者、高齢者、LGBTI の人々、拷問・トラウマのサバイバー、健康面で特定のニーズを有するその他の人々などが挙げられよう。この点については第 4.8 節でさらに詳しく取り上げる。
- 4 用語集に掲載したノン・ルフールマン（追放・強制送還の禁止）の定義を参照。
- 5 OPCAT は 2006 年 6 月に効力を生じた。2013 年 11 月現在、OPCAT の締約国は 70 カ国であり、まだ批准していない署名国が他に 21 カ国ある。
- 6 UNHCR 「難民高等弁務官およびその事務所の任務に関する覚書（*Note on the Mandate of the High Commissioner for Refugees and his Office*）」（2013 年 10 月、<http://www.refworld.org/docid/5268c9474.html>）。
- 7 「特別手続き」（*Special Procedures*）とは、特定の国の状況または世界中のテーマ別問題のいずれかに対応するために人権理事会が設置した機構の総称である。現在、36 のテーマ別任務と 12 の国別任務が設けられている。これらの機構に対しては、人権高等弁務官事務所（OHCHR）が、その任務を遂行するための人員上、方針上、調査上および事務処理上の支援を提供している。特別手続きの受任者は、個人（「特別報告者」または「独立専門家」と呼ばれる）か、通常は 5 名の委員（各地域から 1 名）により構成される作業部会かのいずれかである。特別手続きの受任者の任務は、当該手続きを創設する手続きによって確定・定義される。特別手続きの受任者は個人の資格で職務を行い、その活動について給与その他の金銭的報酬は受けない。これらの任務を委ねられた者に独立の地位が認められることは、職務を完全に公正に遂行できるようにするためにきわめて重要である。
- 8 欧州では欧州オンブズマンも FRONTEX の活動のモニタリングを行っている（後掲注 15 参照）。

- 9 このリストでは、国内レベルで設けられている内部行政機関は除外し、入管拘禁に関わって最も関連性が高い、拘禁当局から完全に独立した機関に焦点を当てている。
- 10 APT and Council of Europe (CoE), 'Visiting Immigration Detention Centres: A Guide for Parliamentarians' (2013年9月、<http://goo.gl/pWE8Xy>) 参照。
- 11 入管拘禁が認められるのは、国際法と一般的に一致する正当な目的（例えば公の秩序、公衆の健康または国の安全を保護するため）によって個別ケースごとに正当化される場合である。さらに詳しくは第 2.6 節参照。
- 12 例えば、遠隔地にある入管拘禁施設は、外部からの監視を制限するために選ばれたのかもしれないし、単に必然的な結果として外部からの監視が制限されることにつながっているのかもしれない。
- 13 「CPT は、外国人法に基づき、期間制限なしに、かつ放免の見込みが不明確なままに行われる長期の拘禁は非人道的な取扱いに相当すると容易に判断され得るとの見解に立つ」（ブルガリア政府に対する CPT の報告書、2008 年の訪問、CPT/Inf (2010) 29、第 29 項）。
- 14 UNHCR-DG 第 6 節。
- 15 例えば、2004 年 10 月 26 日には欧州対外国境管理協力機関（European Agency for the Management of Operational Cooperation at the External Borders of the Member States of the European Union : FRONTEX）が創設された。FRONTEX は、欧州国境管理の促進、調整および発展に取り組んでいる。さらに詳しくは <http://goo.gl/mDLitq> 参照。
- 16 UNHCR 「庇護希望者、難民、移民および無国籍者の拘禁の代替措置に関する世界円卓会議：総括的結論（*Global Roundtable on Alternatives to Detention of Asylum-Seekers, Refugees, Migrants and Stateless Persons: Summary Conclusions*）」（2011 年 7 月、第 14 項、<http://goo.gl/XDKCEI>）参照。
- 17 国連人権理事会「人権と多国籍企業その他の企業の問題に関する事務総長特別代表（ジョン・ラギー）の報告書『ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重および救済」枠組みの実施』（Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, John Ruggie, 'Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework）」（UN Doc A/HRC/17/31、2011 年 3 月 21 日、<http://goo.gl/iLHLU>）。*Mr. Carlos Cabal and Mr. Marco Pasini Bertran v. Australia* 事件決定（HRC、通報番号 No. 1020/2001、第 7.2 項、<http://goo.gl/6xvJuM>）も参照。
- 18 UNHCR 「代替措置に関する世界円卓会議」第 14 項参照。
- 19 ICCPR 第 9 条(1)および第 12 条(1)。BPP の原則 2 および UNHCR-DG 第 3 節も参照。
- 20 ICCPR 第 9 条(1)。UNHCR-DG 第 4 節も参照。
- 21 SRHRM 第 9 項。UNHCR-DG 第 4.1 節も参照。
- 22 WGAD、A/HRC/7/4、第 53 項。

- 23 *Van Alphen v. The Netherlands* 事件決定（HRC、通報番号 No. 305/1988、1990年7月23日、第5.8項、<http://goo.gl/v7Xcc2>）。UNHCR-DG第4節も参照。
- 24 恣意的拘禁に関する作業部会は、入管被拘禁者が罪を犯していないのに刑務所のような条件下に長期間置かれる可能性があることを考えると「比例性の原則に関する懸念が生ずる」と指摘したことがある（WGAD「ハンガリー訪問（2013年9月23日－10月2日）終了時の声明（Statement upon the Conclusion of its Visit to Hungary (23 September - 2 October 2013)）」、<http://goo.gl/XRZgBU>）。
- 25 HRC「一般的意見第18号：差別の禁止（General Comment No. 18: Non-discrimination）」（1989年11月10日、第1項）；HRC「一般的意見第15号：規約上の外国人の立場（General Comment No. 15: *The Position of Aliens under the Covenant*）」（1986年4月11日、第1項）。
- 26 *A v. Australia* 事件決定（HRC、通報番号 No. 560/1993、1997年4月20日、第9.4項、<http://goo.gl/49tvvu>）。UNHCR-DG第7節も参照。
- 27 拘禁が国外退去または退去強制の手続きの一環として行われることは多い。国によっては、拘禁および国外退去の運用を包括的なモニタリング制度の権限範囲として認めているところもある。そうでない国では、拘禁のこの側面はないがしろにされる可能性がある。国外退去・退去強制の対象とされる者の処遇をモニタリングすることは、望ましい実務のあり方と考えることができる。
- 28 拘禁、自己が受けたと主張する虐待および拘禁の状態の合法性について争えることは、基本的かつ逸脱不可能な権利である。
- 29 第4.8節参照。
- 30 このマニュアルは、アクセスが断続的に、裁量的にまたは限られた目的で認められる場合があるNGO等による活用も想定している。
- 31 入管拘禁は、特に子どもが対象とされた場合に、高レベルのトラウマ、心的外傷後ストレス障害、自傷および自殺念慮と関連があるとされてきた。保健専門家にできることとしては、例えば、到着時または出国前に医師が行う入管被拘禁者のスクリーニングをモニタリングすること、トラウマ歴のある人々のケースを特定するために被拘禁者の面接または医療記録の調査を行い、拘禁環境（食事、水、暖房、照明、換気、衛生設備または運動の機会が提供されていないことを含む）など虐待に関連するさまざまな問題の医学的側面について検討すること、自殺、自傷その他の精神保健上の問題のリスクを明らかにすること、管理分離、懲戒隔離、有形力・拘束の不適切な使用ならびに精神保健上の問題の兆候を発見することなどが挙げられよう。
- 32 第3.5.4節（勧告）参照。
- 33 第3.2節（モニタリング戦略の策定：鍵となる要素）参照。
- 34 この分野には、状況によっては配慮をもってアプローチする必要がある。これに代わる1つのやり方としては、訪問先について責任を負っている窓口担当者の氏名および職名を入手するという方法がある。

- 35 これには、当該施設に拘禁されている者の国籍、性別、年齢、地位に関する基本的情報（到着日を含む）のリストも含まれ得る。
- 36 耳または目が不自由な入管被拘禁者は点字や手話通訳による援助を必要とする場合もあることに留意。CPRD 第 21 条(b)および第 30 条(4)。
- 37 例えば、UNHCR、NPM、NGO、被拘禁者の代理人弁護士、裁判官、医療従事者、出入国管理施設に対してもしくは当該施設内でサービス（例えば保健サービス、社会サービス、教育サービス）を提供している機関、元被拘禁者、家族、友人または定期的に面会を行っているその他の者。
- 38 第 3.4.5 節（被拘禁者の面接）参照（被拘禁者の期待に対応する方法も含む）。
- 39 第 4 節参照。
- 40 施設によっては、つま先の部分が開いていない靴またはヒールのない靴を要求するなど、特有の服装規定を定めている場合がある。
- 41 より深く徹底した分析は、訪問終了後にチームとして行う。第 3.5 節「訪問後」参照。
- 42 拘禁施設に掲げられている内部規則は、実務が公式な指針／法律に沿って行われているかどうか（例えば、食事の提供回数、消灯時間、面会時間、屋外での運動など）評価するために参照すべき適切なチェックポイントである。
- 43 APT, Detention Monitoring Briefing Paper No 4: *‘Mitigating the Risks of Sanctions related to Detention Monitoring’*, 2012, <http://goo.gl/P0ONld>
- 44 収容人数がきわめて少ない拘禁場所については、すべての被拘禁者を面接するか、どの被拘禁者も面接対象としないかのどちらかにすることが重要である。APT Detention Monitoring Briefing Paper No 2: *‘The Selection of Persons to Interview in the Context of Preventive Detention Monitoring’*, 2009 <http://goo.gl/D7gArd>
- 45 これには、苦情申立て制度を通じ、訪問前にモニタリング機関またはその提携機関にすでに接触してきた者も含まれる場合がある。
- 46 ICCPR 第 17 条、CMW 第 14 条、CRC 第 16 条、CRPD 第 22 条、ATP 第 6(1)、OHCHR 人身取引ガイドライン 3(7)、6(6)、8(9)参照。
- 47 モニタリング担当者と通訳者がどのように協働できるかという問題については、APT Detention Monitoring Briefing Paper, No.3: *‘Using Interpreters in Detention Monitoring’*, <http://goo.gl/DRiaPc> で掘り下げられている。
- 48 個別の面接における録音・録画機器の使用については一部で懸念の声も出ている。録音・録画機器を前にして信頼関係を確立するのは一般的に困難であるし、被拘禁者が過去に受けた、録音・録画機器が使用された警察の尋問を思い出させることによって悪影響が生じる可能性もある。このことは、人間同士の触れ合いを「血の通わないものにする」可能性もあるカメラやビデオレコーダーについて、特に当てはまる。

- 49 国によっては電話通訳サービスが利用できることもある。時にはそのようなサービスの利用が必要であり、または望ましくさえある場合もあり得るが、通常は通訳者をその場に同席させるのが好ましい。電話通訳サービスを利用するのであれば、モニタリング・チームは、盗み聞きや秘密保持に関わるリスクと影響を念頭に置いておくべきである。
- 50 1 つの戦術として、最初に肯定的な所見を述べ、その後初めて問題点に移ると言うやり方もある。これにより、いつも批判されてばかりだという印象を当局に与えずに済む。
- 51 国際基準、望ましい実務のあり方および改善・後退の指標を一体として活用することにより、訪問機関は、定期的訪問先において被拘禁者が入管拘禁をどのように経験しているかに関する変化を体系的・経時的に追うことができる。
- 52 例えば、120 カ国以上で活動している UNHCR は、懸念される事項と業務上のその他の優先課題（スタッフの安全を含む）とを比較衡量しなければならない場合があり、その結果、UNHCR から当局に対して内密の連絡・報告を行う必要が生じることもある。
- 53 例えば、OPCAT では NPM に対して年次報告書の提出が明示的に求められており、締約国はその報告書を刊行・普及することを要求されている。
- 54 時として、モニタリング担当者は特定の拘禁場所の閉鎖を勧告せざるを得ないこともある。必要であればそのような勧告を行わなければならないが、まずは、その拘禁場所自体が問題であるのか、それとも問題はより幅広い制度的性質のものなのかを自問してみなければならない。
- 55 APT Detention Monitoring Briefing Paper, No.1: *'Making Effective Recommendations'*, <http://goo.gl/uOWW1> 参照。
- 56 OPCAT 第 19 条(c)。
- 57 既存の人権機構が利用できる場合（例えば米州・欧州）、地域レベルで介入を行うのも適当であろう。
- 58 UNCAC 第 21 条、ICCPR 第 1 選択議定書第 1 条（市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、総会決議 2200A (XXI)、21 UN GAOR Supp. (No. 16) at 59、UN Doc. A/6316 (1966)、999 UNTS 302。1976 年 3 月 23 日発効）。個人または集団による申立ては、国連 WGAD に送付することもできる。
- 59 地域機関としては、人及び人民の権利に関するアフリカ裁判所、欧州人権裁判所、米州人権裁判所を参照。
- 60 ハードロー（hard law）とは条約のことをいう。ソフトロー（soft law）とは、特に、有権的機関の宣言、決議もしくはガイドライン、特別報告者の報告書、または勧告の意見といった、拘束力を持たない基準をいう。
- 61 難民および難民申請者のケースでは、当局は、当該個人の情報をその出身国または常居国に通知・提供してはならない。難民申請者および難民は、出身国または常居国の領事当局による面会から保護されなければならない。

- 62 「身体検査」 (body searches) の語は異なる 3 つの態様の検査を網羅している。服の上から触れることによる検査、服を脱がせることによる検査および体腔検査である。APT and Penal Reform International (PRI) Factsheet on 'Body Searches: Addressing Risk Factors to Prevent Torture and Ill-treatment', 2013, <http://goo.gl/Q3rT0s> 参照。
- 63 「国外退去」 (removal) および「退去強制」 (deportation) の語は、出身国または常居国に送り返される、あるいは戻されるプロセスを意味するものとして相互互換的に用いられている。「本国送還」 (repatriation) とは、たとえ自発的ではなくとも身体的強制の結果として行われるわけではない帰還のことをいう。
- 64 APT のグリーンフィンギングペーパー「NPMs: Monitoring the Forced Deportation Flights of Migrants」 (2012 年、<http://goo.gl/qvUyzw>) 参照。
- 65 CPT によれば次の通りである。「国外退去命令は、国内法および国内手続きにのっとった決定に基づき、かつ国際人権法上の義務にしたがう形で、事案ごとに発令されるべきである。国外退去命令は、対象者に対して書面で手交されるべきである」 (CPT/Inf (2009) 27 §95) 。
- 66 「CPT は、退去強制命令の対象とされた者に対する投棄は常に、特定のケースごとになされる医学的決定に基づいて行われなければならないと考える。投棄は、明確かつ厳格に定義された例外的事情がある場合を除き、対象者のインフォームド・コンセントを得た上でなければ行われるべきではない」 (CPT/Inf (2003) 35 §40)。医師の立会いについては、「国外退去のためにチャーターされたフライトに (パラメディックまたは看護師ではなく) 医師が同乗することは非常に望ましい」 (CPT report to the Government of the United Kingdom, October 2012 visit, CPT/Inf (2013) 14 §28) 。
- 67 「CPT は、退去強制命令の対象とされた者に対する投棄は常に、特定のケースごとになされる医学的決定に基づいて行われなければならないと考える。投棄は、明確かつ厳格に定義された例外的事情がある場合を除き、対象者のインフォームド・コンセントを得た上でなければ行われるべきではない」 (CPT/Inf (2003) 35 §40)。医師の立会いについては、「国外退去のためにチャーターされたフライトに (パラメディックまたは看護師ではなく) 医師が同乗することは非常に望ましい」 (CPT report to the Government of the United Kingdom, October 2012 visit, CPT/Inf (2013) 14 §28) 。
- 68 CPT の見解では、「退去強制命令の対象とされた者に対し、搭乗・乗船等を説得するための手段としてまたは搭乗・乗船等をしないことへの処罰として身体的暴行を行うことは、まったく容認できない」 (CPT/Inf (2003) 35 §32)。「使用される有形力および拘束手段は、合理的に必要な程度を超えるべきではない」 (CPT/Inf (2003) 35 §33)。「同行者による移送中の統制手段および拘束手段の使用は、個々のケースごとにリスク評価によって正当と認められたものであるべきである」 (CPT/Inf (2013) 14 §17)。「CPT は、体位性窒息を引き起こす可能性がある有形力および/または拘束手段の使用は可能な限り回避されるべきであり、かつ、例外的事情がある場合、そのような有形力および/または拘束手段は、対象者の健康に対するリスクを最小限に抑えることを目的としたガイドラインにしたがって使用されなければならないことを明確にしてきた」 (CPT/Inf (2003) 35 §34) 。

「(……) 加えて、CPT は、気道（鼻・口）を部分的にまたは完全に塞ぐ可能性が高い手段の使用を絶対的に禁止するよう系統的に勧告してきたところである」（CPT/Inf (2003) 35 §36）。「航空機の飛行中に緊急事態が発生した場合、(……) 搭乗員からの命令があり次第、退去強制対象者の移動の自由を制限するいかなる手段も直ちに解除できなければならない」（CPT/Inf (2003) 35 §37）。「CPT の見解では、保安上の考慮によって、退去強制の実行中に同行スタッフがマスクを着用することを正当化することは決してできない」（CPT/Inf (2003) 35 §38）。

- 69 同行スタッフの選抜および研修については次の通り。「退去強制が適正に行われるかは、かなりの程度、同行職務に配置されたスタッフの質にかかっている。当然のことながら、同行スタッフは、細心の配慮をもって選抜され、かつ、虐待のおそれを最低限に抑えることを目的とした適切かつ特別な訓練を受けていなければならない」（CPT/Inf (2003) 35 §42）。
- 70 「虐待」（ill-treatment）とは「非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは処罰」を略した語である。
- 71 独房監禁の使用および影響に関するイスタンブール声明（*Istanbul Statement on the Use and Effects of Solitary Confinement*、2007年、<http://www.solitaryconfinement.org/Istanbul>）は、独房監禁（solitary confinement）を、個人を房に1日22～24時間監禁する身体的隔離と定義している。独房監禁は、「隔離」（segregation/ isolation）、「分離」（separation）、「区画措置」（cellular）、「厳重監禁」（lockdown）、「超高度警備収容」（supermax）、「穴倉」（the hole）または「重警備居住棟」（secure housing unit）とも呼ばれることがある。
- 72 拷問に関する特別報告者は、長期の独房監禁を、「15日を超えて行われるすべての独房監禁」と定義している。拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いおよび刑罰に関する特別報告者（Juan E. Mendez）による人権理事会への暫定報告書（A/66/268、2011年8月5日）、第26項参照。
- 73 適切な場合には心理的支援を含む。
- 74 世界医師会総会・マルタ宣言および東京宣言（いずれも2006年改訂）参照：「被拘禁者が栄養を拒否する場合であって、当該被拘禁者はそのような自発的栄養拒否によって生じる結果について理性的判断を行う能力が損なわれていないと医師が考える時は、当該被拘禁者に対して強制栄養法は行われぬ。当該被拘禁者のそのような判断能力については、少なくとも1名の、独立の立場にある別の医師によって確認されるべきである。栄養拒否によって生じる結果については、医師が当該被拘禁者に説明するものとする」。また、ハンガーストライキに関するICRCの立場に関するFAQも参照（<http://goo.gl/9Nq2JE>）。
- 75 女性性器切除（FGM）など。
- 76 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）「拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の効果的調査および記録に関するマニュアル（「イスタンブール議定書」）（*Manual on the Effective Investigation and Documentation of Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment ("Istanbul Protocol")*）」（2004年、HR/P/PT/8/Rev.1、<http://www.refworld.org/docid/4638aca62.html>）。

- 77 「拘禁場所の体質」とは、スタッフと被拘禁者が共有している前提および価値観であって、拘禁機関内で行われる行動を誘導するものをいう。APT and Penal Reform International, 'Institutional Culture in Detention: A Framework for Preventive Monitoring', <http://goo.gl/MnDgKt> 参照。
- 78 例えば Jesuit Refugee Service, Europe: Becoming Vulnerable in Detention, June 2011, <http://www.refworld.org/docid/4ec269f62.html> 参照。
- 79 国際法上、子どもとは、18 歳未満のすべての者をいう（ただし、その子どもに適用される法律により、より早く成年に達した者を除く。CRC 第 1 条）。
- 80 UNHCR 執行委員会「危機に瀕する可能性のある子どもに関する結論（Conclusion on Children at Risk）」（2007 年 10 月 5 日、第 107 号(LVIII)–2007 年）も参照。  
<http://www.refworld.org/docid/471897232.html>  
〔日本語訳 <http://www.unhcr.or.jp/protect/committee/107-2007.pdf>〕
- 81 UNHCR「子どもの最善の利益の認定に関するガイドライン（Guidelines on Determining the Best Interests of the Child）」（2008 年 5 月、<http://www.refworld.org/docid/48480c342.html>）参照。また UNHCR「UNHCR の最善利益認定ガイドラインの実施のためのフィールドハンドブック（Field Handbook for the Implementation of UNHCR BID Guidelines）」（2011 年 11 月、<http://www.refworld.org/docid/4e4a57d02.html>）も参照。
- 82 IDC, *There Are Alternatives: A Handbook for Preventing Unnecessary Immigration Detention*, 2011 参照。
- 83 自由権規約委員会（CCPR）は、*C. v. Australia* 事件（通報 No. 900/1999）で、国が移住者の精神状態を承知しており、かつ精神状態の悪化を好転させるために必要な措置をとらない場合に当該移住者の拘禁を継続することは、規約第 7 条（拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の禁止）に基づく権利の侵害にあたるとの判断を示している（第 8.4 項）。
- 84 人権及び人身取引に関して奨励される原則及び指針（資料編参照）。
- 85 前掲。また人（特に女性および子ども）の取引に関する特別報告者の報告書も参照（A/64/290、資料 II：主要参考資料）。
- 86 APT and Penal Reform International, *LGBTI Persons Deprived of their Liberty: a Framework for Preventive Monitoring*, 2013, <http://goo.gl/46nGq1>
- 87 ジョグジャカルタ原則は、性的指向およびジェンダー・アイデンティティとの関連で国際人権法をどのように適用すべきかについて定めた一連の原則である。同原則は、さまざまな地域から集まった、多様な背景を有する傑出した人権専門家グループ（裁判官、研究者、元国連人権高等弁務官、国連特別手続き受任者、条約機関の委員、NGO 等を含む）により策定され、2007 年に全会一致で採択された。<http://www.yogjakartaprinciples.org> 参照。
- 88 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）「UNHCR 基本用語集（UNHCR Master Glossary of Terms）」（2006 年 1 月、改訂第 1 版、<http://www.refworld.org/docid/42ce7d444.html>）。

- 89 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）「UNHCR 基本用語集（*UNHCR Master Glossary of Terms*）」（2006年1月、改訂第1版、<http://www.refworld.org/docid/42ce7d444.html>）。
- 90 欧州連合理事会「第三国国民又は無国籍者の国際的保護の受益者としての資格、難民または補完的保護を受ける資格のある者の統一した地位、および付与される保護内容についての基準に関する 2011年12月13日付けの欧州議会・欧州理事会指令 2011/95/EU（改）（*Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on standards for the qualification of thirdcountry nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast)*）」（2011年12月20日、OJ L 337, pp 9-26、<http://www.refworld.org/docid/4f197df02.html>）参照。〔日本語訳：<http://goo.gl/VFx1E4>〕
- 91 UNHCR「難民高等弁務官およびその事務所の任務に関する覚書（*Note on the Mandate of the High Commissioner for Refugees and his Office*）」（2013年10月、<http://www.refworld.org/docid/5268c9474.html>）参照。



# 資料

## 資料 I: 重要用語集

**移住者 (Migrant)** : 「移住者」の語について普遍的に受け入れられた定義は存在しない。通常は、移住するという決定が当事者によって自由に、かつ強制性をともなういかなる外部要因にも干渉されることなく行われたあらゆるケースを網羅する用語として理解されている。

**移住労働者 (Migrant worker)** : 「国籍を有しない国で、有給の活動に従事する予定であるか、またはこれに従事している者」。これには、「国際機関に雇用される者、いずれかの国によってその国の領域外で雇用される者、国の被用者であって開発計画その他の協力計画に参加する者、投資家、難民および無国籍者（国内法に定めがある場合を除く）、学生および研修生、海員および海上施設労働者」は含まれない（CMW 第 2 条および第 3 条参照）。

**行政拘禁 (Administrative detention)** : 司法機関・裁判所ではなく行政機関によって命じられる、告発または審理をともなわない逮捕および拘禁。多くの国では、出入国管理法の違反を理由に行政拘禁が行われる。

**刑事拘禁 (Criminal detention)** : 自由刑をともなう刑事犯罪についてある者が逮捕されまたは刑罰を言い渡されたことを理由として行われる拘禁。

**拘禁 (Detention)** : 随意にまたは許可を得ずに離れることが許されずまたは合理的に期待できない、閉鎖された場所における自由の剥奪。（UNHCR-DG 第 5 項参照）

**拘禁の代替措置 (Alternatives to detention)** : 法律用語ではなく、「多くの条件または移動の自由の制限に服することを条件として、難民申請者がコミュニティ内で在留することを認めるいずれかの法律、政策または運用」を指す短縮表現として用いられる用語（UHCHR-DG 第 8 項参照）。拘禁の代替措置において身体的自由または移動の自由に課される制限は、拘禁よりも強制性または侵害性が低い。

**拷問 (Torture)** : 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する国際連合条約（UNCAT）第 1 条では、「身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為であって、

本人若しくは第三者から情報若しくはは自白を得ること、本人若しくは第三者が行ったか若しくはその疑いがある行為について本人を罰すること、本人若しくは第三者を脅迫し若しくは強要することその他これらに類することを目的として又は何らかの差別に基づく理由によって、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるものをいう。……合法的な制裁の限りで苦痛が生ずること又は合法的な制裁に固有の若しくは付随する苦痛を与えることを含まない」と定義されている。他の国際的・地域的条約ならびに国内法では、より幅広い拷問の定義が掲げられており、いっそう幅広い範囲の状況が対象とされている（特に ICCPR 第 7 条）。

**国際保護（International protection）**：難民、および出身国の外にあって自国の保護を受けられない他のカテゴリーの集団の基本的権利を保護するため、国際法に基づいて国際社会がとる行動。このような行動には、入国・滞在を保障すること、ルフールマン（追放・強制送還）から保護すること、公正かつ有効な庇護手続きへのアクセスを認めること、人道的基準に基づいて処遇することおよび恒久的解決策を実現することが含まれる。UNHCR は、難民に対して世界的に国際保護を提供する任務を与えられた唯一の国際連合機関である。

**恣意的拘禁（Arbitrary detention）**：拘禁が恣意的とされるためには、「不相当であること、正義に反すること及び予測可能性が欠けていること」の諸要素を備えていなければならない（UNHCR DG 第 18 項）。拘禁は、恣意的にならないようにするため、個別のケースごとに必要性を認められ、かつ正当な目的に比例していなければならない。

**司法審査（Judicial review）**：拘禁または拘禁継続の決定を裁判所が審査すること（行政機関と異なる決定を行う権限が裁判所に認められている場合）。

**人身取引の対象とされた者（Trafficked person）**：人身取引犯罪の被害者（サバイバー）。人身取引とは、「搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受すること」をいう。被害者の同意は無関係である（ATP 第 3 条参照）。

**申請を棄却された難民申請者（Rejected asylum-seeker）**：公正な庇護手続き（独立の不服申立手続きを含む）を経て保護申請を棄却された者。

**主たる保護・養育者と離別した子ども (Separated child)** : 両親またはそれまで法律上・慣習上の養育者であった者と離別したが、その他の親族と必ずしも離別したわけではない子ども。したがって、これら以外の成人の家族構成員とともにいる子どもも含まれる場合がある (CRC GC 6 (2005 年) 第 8 項参照)。

**早期庇護手続き (Accelerated asylum procedures)** : 理由のないことがあまりにも明白であって手続きのすべての段階で全面的審査を行う価値がない庇護申請に迅速に対応するための特別手続き。このような申請は「濫用であることが明白」 (clearly abusive) または「明らかに理由のない」 (manifestly unfounded) と形容され、欺罔であることが明白な申請、または難民条約に掲げられた難民資格付与基準、もしくは庇護を付与することが正当であると判断するための他のいずれかの基準と関連性がない申請と定義される。ただし、保護に関連するやむを得ない事情も、早期手続きを通じて申請を優先的に処理するための根拠とされる場合がある (例えば、十分に理由のあることが明白であって、庇護申請に関する肯定的決定を速やかに行うことができるケース等)。

**難民 (Refugee)** : 国際的・地域的難明文書、UNHCR 事務所規程、国内法に定められた、適用のある難民の定義の基準を満たしている者。1967 年議定書によって改正された 1951 年難民条約第 1 条 A(2)は、難民を、「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者および常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者」と定義している。

**難民としての地位 (Refugee status)** : これは宣言的な地位であり、すなわち、難民としての地位を付与することは、ある者が難民であることを宣言しまたは確認する行為ではあるものの、それによってその者が新たに難民となるわけではない。

**入管拘禁 (Immigration detention)** : 受入国における入国、滞在または在留の条件に違反した疑いで行われる、通常は行政的性質の、個人の自由の剥奪。

**ノン・ルフールマン (追放・強制送還の禁止) (Non-refoulement)** : 国家は、いかなる方法によっても、迫害、拷問またはその他の形態の重大なもしくは回復不可能な危害を受けるおそれがある領域に個人を送還してはならないとする、国際難民法・人権法の中核的原則の 1 つ。ノン・ルフールマンの原則は慣習

国際法の一部となっており、したがって、1951年難民条約その他の関連文書の締約国であるか否かにかかわらず、すべての国家を拘束する。

**庇護 (Asylum)** : 国籍国または常居国の外にあって、その国で迫害、重大な人権侵害または他の重大な危害を受けるおそれがある者に対し、いずれかの国家が自国の領域において保護を与えること。庇護には、ルフールマン（追放・強制送還）からの保護、領域に在留する許可、諸権利の享受および最終的には恒久的解決策を含む、さまざまな要素が包含される<sup>88</sup>。1951年難民条約・1967年議定書の締約国では、両条約第2条～第34条に掲げられた諸権利の享受もここに含まれる。

**難民申請者 (Asylum-seeker)** : 難民申請者とは、国際保護を求めている者であって、その申請についての最終決定がまだ行われていない者をいう。

**補完的保護 (Complementary protection)** : 1951年難民条約または1967年議定書の対象には該当しないものの、それでも国際保護が必要であると判断される者の滞在を正規化するために諸国家が用いているさまざまな行政上または立法上のしくみ。「補助的保護」も参照。

**保護 (Protection)** : 国際難民法・国際人権法・国際人道法の文言および精神にしたがって個人の権利の全面的尊重を達成するために行われるすべての活動。保護のためには、人間の尊重に資する環境づくりを図ること、特定パターンの人権侵害の即時的影響を防止・緩和すること、賠償、原状回復およびリハビリテーションを通じて尊厳のある生活条件を回復することが必要である<sup>89</sup>。

**保護・養育者のいない子ども (Unaccompanied child)** : 両親およびその他の親族と別離しており、かつ、法律上または慣習上子どものケアに責任を有する成人からケアされていない子ども (CRC GC 6 (2005年) 第7項参照)。

**補助的保護 (Subsidiary protection)** : 欧州連合資格指令<sup>90</sup>と関連して用いられることが最も一般的な用語で、国際法に基づきルフールマン（追放・強制送還）からの保護を与えるのが相当であると判断されるほど重大な危害を受ける現実的おそれに直面している者に付与される地位。補助的保護は、1951年難民条約／1967年議定書に基づく難民資格にとって付加的・補完的なものであるべきである。「補完的保護」も参照。

**密入国させられた移住者 (Smuggled migrant)** : 移住者を密入国させる犯罪の対象とされた者。移住者を密入国させること (smuggling of migrants) とは、「金銭的利益その他の利益を直接又は間接に得るため、締約国の国民又は永住者でない者を当該締約国に不法入国させること」をいう (ASP 第3条参照)。

**無国籍者 (Stateless person)** : 「いずれの国家によっても、その法の運用において国民と認められない者」 (CSSP 第 1 条)。一度も国籍を有したことがないために無国籍であることもあれば、新たな国籍を取得しないまま国籍を喪失したために無国籍であることもある。

**モニタリング (Monitoring)** : 現地訪問を通じ、入管拘禁のあらゆる側面を定期的に検討する経時的プロセス。このような検討は、全カテゴリーの被拘禁者に関係して行われる場合もあれば特定のカテゴリーのみが対象とされる場合もあり、また 1 つの拘禁場所が対象となる場合もあれば複数の拘禁場所が対象となる場合もある。モニタリングには、検討の結果のほか、関係当局に対する勧告や、自由を奪われた者の保護に国内的・国際的レベルで関与しているその他の主体に対する勧告を口頭または書面で伝達することも含まれる。また、当局に伝えられた勧告の実施に関するフォローアップも含まれる。

**UNHCR の援助対象者 (Persons of concern to UNHCR)** : 保護および援助を与える任務ならびに政府とともに恒久的解決策を見出す任務が UNHCR に委ねられているすべての者を表すために用いられている総称。これには難民、難民申請者、帰還民、無国籍者などがあり、多くの場合には国内避難民 (IDPs) も含まれる<sup>91</sup>。

**不法な拘禁 (Unlawful detention)** : 国内法にしたがわずに行われる拘禁。国内法では合法であっても国際法とは両立しない拘禁も、不法な拘禁と考えられる (UNHCR-DG 第 3 項参照)。



## 資料 II: 主要参考資料

### UNHCR

*Back to Basics: The Right to Liberty and Security of Person and 'Alternatives to Detention' of Refugees, Asylum-Seekers, Stateless Persons and Other Migrants*, by Alice Edwards, April 2011, PPLA/2011/01.Rev.1. <http://goo.gl/QrAlYp> (日本語訳「基本に立ち返って：難民、難民認定申請者、無国籍者その他の移住者の人身の自由と安全への権利と『拘禁の代替措置』について」  
[http://www.unhcr.or.jp/protect/pdf/Alternatives\\_to\\_Detention\\_Back\\_to\\_Basics\(Jp\\_n\).pdf](http://www.unhcr.or.jp/protect/pdf/Alternatives_to_Detention_Back_to_Basics(Jp_n).pdf))

Global Consultations on International Protection, *Protection of Refugees in Situations of Mass Influx: Overall Protection Framework*, EC/GC/01/4, 19 February 2001.  
<http://www.unhcr.org/3ae68f3c24.html>

'Lawfully Staying' - A Note on Interpretation, 3 May 1988. <http://goo.gl/t9WcGJ>

Global Consultations on International Protection/Third Track: *Reception of Asylum-Seekers, Including Standards of Treatment, in the Context of Individual Asylum Systems*, 4 September 2001, EC/GC/01/17. <http://www.unhcr.org/4e3944069.html>

UNHCR Statement on the right to an effective remedy in relation to accelerated asylum procedures', 21 May 2010. <http://goo.gl/YTa8QJ>

*Agenda for Protection*, (UNHCR, 3rd edn, 2003).

(日本語訳『難民保護への課題』 <http://www.unhcr.or.jp/protect/agenda/>)

Global Roundtable on Alternatives to Detention of Asylum-Seekers, Refugees, Migrants and Stateless Persons: Summary Conclusions, May 2011 (with OHCHR).  
<http://www.unhcr.org/4e3944069.html>

### OHCHR

Training Manual on Human Rights Monitoring, Professional Training Series n°7, 2001 (under revision). <http://goo.gl/ohYNNH>

Manual on the Effective Investigation and Documentation of Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment, Professional Training Series no. 8, 2001. <http://www.refworld.org/docid/4638aca62.html>

Manual on the Effective Investigation and Documentation of Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment ('Istanbul Protocol'), 2004, HR/P/PT/8/Rev.1.

<http://www.refworld.org/docid/4638aca62.html>

Monitoring the Convention on the Rights of Persons with Disabilities: Guidance for human rights monitors, Professional training series No. 17, New York and Geneva, 2012. <http://goo.gl/hStTU>

Global Roundtable on Alternatives to Detention of Asylum-Seekers, Refugees, Migrants and Stateless Persons: Summary Conclusions, May 2011 (with UNHCR). <http://www.unhcr.org/4e3944069.html>

## 国連特別手続き

UN Human Rights Council, 'Report of the Special Rapporteur on the Human Rights of Migrants, Francois Crepeau, Detention of Migrants in an Irregular Situation', A/HRC/20/24, 2 April 2012. <http://goo.gl/Y4a1r>

UN Human Rights Council, Interim Report by the Special Rapporteur of the Human Rights Council on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment, Juan E. Mendez, A/66/268, 5 August 2011. <http://goo.gl/uUqyo>

UN Human Rights Council, 'Report of the Special Rapporteur on Trafficking in Persons, especially women and children', Joy Ngozi Ezeilo, A/64/290, 12 August 2009. <http://www.refworld.org/docid/4aae4eee0.html>

UN Human Rights Commission, Report of the Working Group on Arbitrary Detention, Principle 7, Deliberation No. 5, UN Doc. E/CN.4/2000/4, 28 December 1999 (WGAD-D5). <http://goo.gl/OMjFOF>

UN Human Rights Council, 'Report of the Working Group on Arbitrary Detention', UN Doc. A/HRC/7/4, 10 January 2008 (WGAD-2008). <http://goo.gl/2eBomL>

UN Human Rights Council, 'Report of the Working Group on Arbitrary Detention', UN Doc A/HRC/13/30, 18 January 2010 (WGAD-2010). <http://goo.gl/Jrjmes>

UN Human Rights Council, 'Report of the Working Group on Arbitrary Detention', UN Doc A/HRC/16/47, 19 January 2011 (WGAD-2011). <http://goo.gl/mKodFu>

## 国連人権条約機関

HRC, General Comment No. 7, 'Torture or cruel, inhuman or degrading treatment or punishment' (Art. 7), (1982). <http://goo.gl/ZAUWzL> (自由権規約委員会「一般的意見第7号：拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰（第7条）」）

HRC, General Comment No. 15, 'The position of aliens under the Covenant', (1986). <http://goo.gl/ZAUWzL> (自由権規約委員会「一般的意見第15号：規約上の外国人の立場」)

HRC, General Comment No. 21, 'Humane treatment of persons deprived of liberty' (Art. 10), (1992). <http://goo.gl/ZAUWzL> (自由権規約委員会「一般的意見第21号：自由を奪われた者の人道的取扱い（第10条）」）

CRC, General Comment No. 6, 'Treatment of unaccompanied and separated children outside their country of origin', (2005). <http://goo.gl/UyxBx> (児童の権利委員会「一般的意見第6号：出身国外にあつて保護・養育者のいない子どもまたは主たる保護・養育者と離別した子どもの取扱い」)

HRC, General Comment No. 8, ICCPR Article 9: 'Liberty and security of person' (1982). <http://goo.gl/9ynkYc> (自由権規約委員会「一般的意見第8号：自由権規約第9条—『身体の自由及び安全』」)

HRC, Draft General Comment No. 35, ICCPR Article 9: 'Liberty and security of person' (forthcoming to replace General Comment No. 8). <http://goo.gl/QFST31> (自由権規約委員会「一般的意見第35号草案：自由権規約第9条—『身体の自由及び安全』」、一般的意見第8号に代わる文書として採択予定〔訳者注／2014年10月に正式に採択された。 <http://goo.gl/AwrdWp>〕

## 地域機関

CPT, Summary CPT Standards Relating to the Treatment of Persons Deprived of their Liberty (CPT/Inf/E (2002) 1 - Rev. 2013). <http://www.cpt.coe.int/en/docsstandards.htm>

## 国内機関

Australia's Human Rights Commission (AHRC), *Human rights standards for immigration detention*, 2013. <http://goo.gl/0wcBvj>

Her Majesty Inspectorate of Prisons (HMIP), *Expectations: Criteria for Assessing the Conditions for and Treatment of Immigration Detainees*, version 3, 2012. <http://goo.gl/JDxxFs>

## NGO

APT, *Monitoring Police Custody: A Practical Guide*, 2013. <http://goo.gl/ABD5j5>

APT and CoE, *Visiting Immigration Detention Centres: A Guide for Parliamentarians*, 2013. <http://goo.gl/TP8Owy>

APT, *Monitoring Places of Detention: A Practical Guide*, 2004. <http://goo.gl/ABD5j5>

APT, *Monitoring Places of Detention: A Practical Guide for NGOs*, 2002. <http://goo.gl/ZRzAlq>

APT Detention Monitoring Briefing Paper No 1: 'Making Effective Recommendations', 2008. <http://goo.gl/uOWtW1>

APT Detention Monitoring Briefing Paper No 2: 'The Selection of Persons to Interview in the Context of Preventive Detention Monitoring', 2009. <http://goo.gl/D7gArd>

APT Detention Monitoring Briefing Paper No.3: 'Using Interpreters in Detention Monitoring', 2009. <http://goo.gl/DRiaPc>

APT, Detention Monitoring Briefing Paper No 4: 'Mitigating the Risks of Sanctions related to Detention Monitoring', 2012. <http://goo.gl/P00NJd>

APT and Penal Reform International, *Detention Monitoring Tool - Addressing risk factors to prevent torture and ill-treatment*, 2013. <http://goo.gl/4lZCRa>

APT and Penal Reform International, *Women in detention: a guide to gender sensitive monitoring*, 2013. <http://goo.gl/5JE78h>

APT and Penal Reform International, *LGBTI Persons Deprived of their Liberty: a Framework for Preventive Monitoring*, 2013. <http://goo.gl/46nGq1>

---

IDC, *Legal Framework and Standards Relating to the Detention of Refugees, Asylum Seekers and Migrants: A Guide*, 2011. <http://goo.gl/RRhFwh>

IDC, *There Are Alternatives: A Handbook for Preventing Unnecessary Immigration Detention*, 2011. <http://idcoalition.org/cap/>

IDC, *Captured Childhood*, 2012. <http://goo.gl/yEUrZM>

Jesuit Refugee Service (JRS), *Becoming Vulnerable in Detention*, 2010. <http://www.refworld.org/docid/4ec269f62.html>

CPT, Summary CPT Standards Relating to the Treatment of Persons Deprived of their Liberty (CPT/Inf/E (2002) 1 - Rev. 2013). <http://www.cpt.coe.int/en/docsstandards.htm>

University of Nottingham Human Rights Centre, *Toolkit on Detention Monitoring and Human Rights Mechanisms*, 2008. <http://goo.gl/IMxSTo>



**UNHCR**  
The UN  
Refugee Agency

**Division of International  
Protection**

United Nations High  
Commissioner for Refugees  
Case Postale 2500  
1211 Geneva 2,

Switzerland [www.unhcr.org](http://www.unhcr.org)



**Association for the  
Prevention of Torture –  
APT**

Centre Jean-Jacques  
Gautier Case Postale 137  
CH1211 Geneva 19,  
Switzerland [www.appt.ch](http://www.appt.ch)